

第3期東京都犯罪被害者等支援計画
～社会全体で支える支援の実現に向けて～

平成28年2月



はじめに

犯罪被害に遭われた方やそのご家族又はご遺族の方々は、身体を傷つけられる、生命を奪われるといった直接的な被害だけでなく、周囲の人々からの配慮に欠けた対応により生じる精神的被害など、副次的な被害にも苦しめられます。このような状況に置かれている犯罪被害者等の方々は、相談・カウンセリング等を始めとして多岐にわたる様々な支援を必要としています。

そこで、都は、「犯罪被害者等基本法」の基本理念にのっとり、平成20年1月に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を、平成23年1月には第2期計画である「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、様々な支援の取組を進めてきました。

このたび、これまでの成果や課題等を踏まえ、取組を更に進めるため、「第3期東京都犯罪被害者等支援計画～社会全体で支える支援の実現に向けて～」を策定しました。

この計画は、犯罪被害者等への支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、①被害者支援施策の充実・強化、②都民・事業者等の理解の促進、③連携体制の強化を柱として、今後行う犯罪被害者等への支援施策等を示したものです。

新たな計画の下、様々な施策を展開し、犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現に向けて取り組んで参ります。

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の経緯	1
2	計画の性格	2
3	支援の基本的考え方	2
4	計画の対象	2
5	計画の期間	4

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

1	都内における犯罪等の現状	5
(1)	刑法犯の認知件数	5
(2)	交通事故の発生件数	8
(3)	配偶者からの暴力に関する相談件数	9
(4)	児童虐待に関する相談対応件数	10
2	都内における犯罪被害者等の状況	11
	「犯罪被害者等の実態に関する調査」にみる犯罪被害者等の状況	
(1)	犯罪被害者等（性犯罪を除く）及び性犯罪・性暴力被害者に対する調査	11
ア	犯罪被害者等支援の進捗状況等について	11
イ	被害による心身への影響の大きさ	12
ウ	被害後の他人の言動や態度で傷ついたこと	12
エ	今後更に充実させていくことが望ましいと考える支援	12
(2)	被害者団体・被害者支援団体等及び性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査	13
ア	被害者の支援を進めていく上での課題	13
イ	今後、力を入れていきたい支援内容	13
ウ	今後更に充実させていくことが望ましいと考える支援	13
(3)	区市町村に対する調査	14
ア	支援制度の具体的内容	14
イ	被害者が利用できる支援制度・事業	14
ウ	被害者の支援を進めていく上での課題	14

エ 今後、充実させていきたい支援内容	14
オ 今後充実させていくことが望ましいと考える支援	14
3 犯罪被害者等に関する都民の意識	15

第3章 都におけるこれまでの犯罪被害者等支援

1 東京都総合相談窓口における取組	17
(1) これまでの取組	17
(2) 相談等件数	18
(3) 宿泊施設の提供制度	19
2 性犯罪等被害者支援の取組	20
3 区市町村等との連携体制の充実・強化	23
(1) 庁内の連携	23
ア 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」による事業の進行管理	23
イ 都の職員に対する研修等	23
(2) 区市町村との連携	23
ア 区市町村の相談窓口の設置状況	23
イ 区市町村の相談窓口における対応の充実に向けた取組	23
(ア) 東京都総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言	24
(イ) 東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ	24
(ウ) 区市町村職員を対象とした研修会の実施	24
ウ 区市町村の施策担当窓口との情報共有・連携強化に向けた取組	24
(3) 民間団体等との連携	24
4 都民意識の啓発の充実・強化	26

第4章 都の今後の取組

1 取組の方向性	27
2 取組の体系と重点的取組	29
(1) 被害者支援施策の充実・強化	29
(2) 都民・事業者等の理解の促進	31
(3) 連携体制の強化	32
3 具体的な取組の内容	35
(1) 被害者支援施策の充実・強化	35
ア 相談体制・情報提供の充実（基本法第11条関係）	36
(ア) 東京都総合相談窓口	36

(イ) 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化	38
(ウ) 各局相談窓口	39
(エ) 警視庁の相談窓口	41
(オ) 情報提供の充実	42
イ 男女間等における暴力への対応	44
(ア) 配偶者暴力等被害者への対応	44
(イ) ストーカー被害者への対応	46
ウ 虐待事案への対応	48
(ア) 児童虐待への対応	48
(イ) 高齢者虐待への対応	50
(ウ) 障害者虐待への対応	51
エ 損害回復・経済的支援	52
(ア) 損害賠償請求についての援助等（基本法第12条関係）	52
(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）	52
(ウ) 居住の安定（基本法第16条関係）	53
(エ) 雇用の安定（基本法第17条関係）	54
オ 精神的・身体的被害の回復・防止	56
(ア) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）	56
(イ) 安全の確保（基本法第15条関係）	57
(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）	58
カ 刑事手続への参加機会拡充（基本法第18条関係）	60
キ 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・資質の向上（基本法第21条関係）	61
(2) 都民・事業者等の理解の促進（基本法第20条関係）	62
ア 広報・啓発事業の充実	63
イ 学校教育・社会教育の機会を通じた理解の促進	65
ウ 事業者向け広報・啓発	67
(3) 連携体制の強化	68
ア 庁内連携	69
イ 関係機関との連携	70
ウ 区市町村との連携	72
エ 民間団体との連携	74
オ 他道府県等との連携	75

〔参考資料〕

- 資料 1 被害回復のプロセス 便覧
- 1 生命・身体に被害を受けた場合（殺人等）
 - 2 交通事故による被害を受けた場合（人身事故）
 - 3 性犯罪による被害を受けた場合
 - 4 配偶者暴力被害を受けた場合
 - 5 児童虐待を受けた場合
- 資料 2 犯罪被害者等基本法
- 資料 3 犯罪被害者等支援に関する年表
- 資料 4－1 犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋）
- 資料 4－2 インターネット都政モニターアンケート
「犯罪被害者等支援について」（抜粋）
- 資料 5 東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱
- 資料 6 犯罪被害給付制度の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の経緯

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、更に周囲の心ない言動等の二次的な被害にも苦しめられることがあります。

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法¹（平成16年法律第161号、以下「基本法」という。）とこれに基づき翌年国が策定した「犯罪被害者等基本計画」²を受け、東京都（以下「都」という。）では、全庁を挙げて、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるための取組を計画的に推進し、あわせて、区市町村や民間団体等とも幅広く連携して支援体制を構築していくために、平成20年1月に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を、平成23年1月に「東京都犯罪被害者等支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定しました。

支援計画では、計画期間である平成23年度から平成27年度末までの5年間に、都の総合相談窓口（以下「東京都総合相談窓口」という。）の設置を始めとする各種支援策や区市町村等との連携体制の充実・強化、また、犯罪被害者等が置かれている状況に関する理解を進めるための啓発活動の充実・強化に取り組むことを定め、都は、これに基づき犯罪被害者等の支援に取り組み、一定の進展をみました。

これらにより、犯罪被害者等からは、支援が進展したとの評価もありましたが、支援機関の連携や啓発のより一層の充実を望む声も寄せられています。また、国においても第3次の基本計画の策定作業が進められています。

そこで、これまでの支援の進展状況や国の第3次の基本計画策定等の動向

¹ 「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るため、国、地方公共団体、国民の責務を定めるとともに、被害者のための施策に横断的に取り組み、その施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されました。

² 「犯罪被害者等基本計画」は、基本法に基づき、政府が総合的かつ長期的に構すべき被害者等のための施策の大綱及びその他被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されました。

を踏まえ、このたび、「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」（以下「3期計画」という。）を定め、引き続き、全庁を挙げて、支援を進めるものです。

2 計画の性格

この計画は、基本法第5条の規定に基づき、都が目指す犯罪被害者等への支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、これまでの国等の動きや都の取組を踏まえ、今後行う犯罪被害者等への支援施策等を示したものです。

また、犯罪被害者等にも活用してもらえるよう、警視庁を含めた都の支援施策等を総合的かつ体系的に整理し、まとめたものです。

3 支援の基本的考え方

基本法の前文では、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」としています。推進計画及び支援計画では、都が犯罪被害者等支援を開始するに当たり、基本法で示されている支援の基本理念に基づいて、支援の基本的考え方を定めました。3期計画においても、引き続き、この基本的考え方の下に支援を実施していきます。

- ① すべての犯罪被害者等は、個人としての人権が尊重され、それにふさわしい処遇を保障されること。
- ② 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を行うこと。
- ③ 被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策を行うこと。

4 計画の対象

支援計画の対象となる犯罪被害者等とは、「犯罪等により害を被った者及

びその家族又は遺族」(基本法第2条第2項)をいい、原則として都民を対象としますが、都民でない方についても都内で被害に遭われた場合には、相談等、一部の支援について対象とします。

※基本法の定義

「犯罪等」とは、

基本法第2条第1項で「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」とされており、交通事故を含みます。

「犯罪」とは、

刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味します。

刑罰法令とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)等刑罰規定を有する法律をいい、条例を含みます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、

「犯罪」には該当しませんが、これに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

例えば、

- ① 「ストーカー行為」には当たらないが、警告の対象となるような「つきまとい等」
- ② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食などの行為がこれに該当します。

「家族又は遺族」とは、

「犯罪等により害を被った者」との間に法律上の身分関係がない者であっても、これと同様に考えられる状況にあれば対象となり得ます。

基本法では、犯罪等の種類、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していません。また、国籍上の制限はなく、外国人も含まれ得ることとなります。

なお、個別の施策においては、別途、支援の対象となる要件が定められています。

5 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とし、国の施策の展開や犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等に合わせ、必要な見直しを行いながら支援を進めていくこととします。

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

1 都内における犯罪等の現状

(1) 刑法犯の認知件数

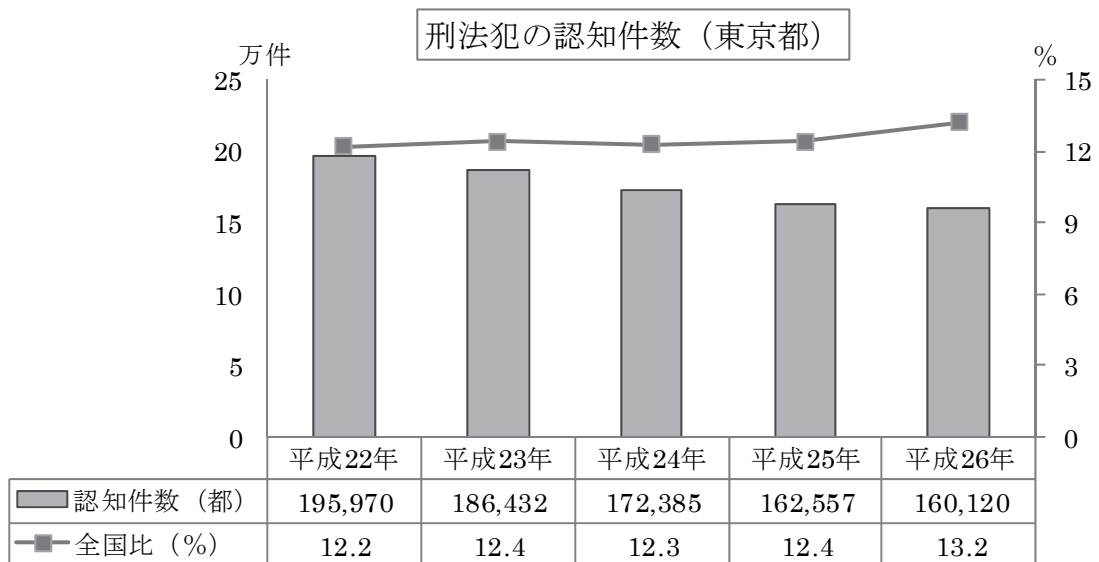
全国における刑法犯の認知件数¹は、平成14年以降減少し、平成25年は131万4,140件となっています。

都内における刑法犯の認知件数も、平成14年の30万1,913件をピークに11年連続で減少し、平成26年には16万1,200件とピーク時からほぼ半減しています。

しかし、人口10万人当たりの犯罪率²をみると、平成26年の全国平均は、954件であるのに対し、都内の犯罪率は1,196件であり、都内における犯罪発生水準は依然高い状況にあります。

また、都内における刑法犯の認知件数は改善していますが、強姦や強制わいせつ等の性犯罪の認知件数は、ここ数年増加傾向にあります。

ストーカー行為、配偶者からの暴力³、児童虐待等に関する相談も増加しており、女性や子供等の犯罪被害は多く発生している状況にあります。

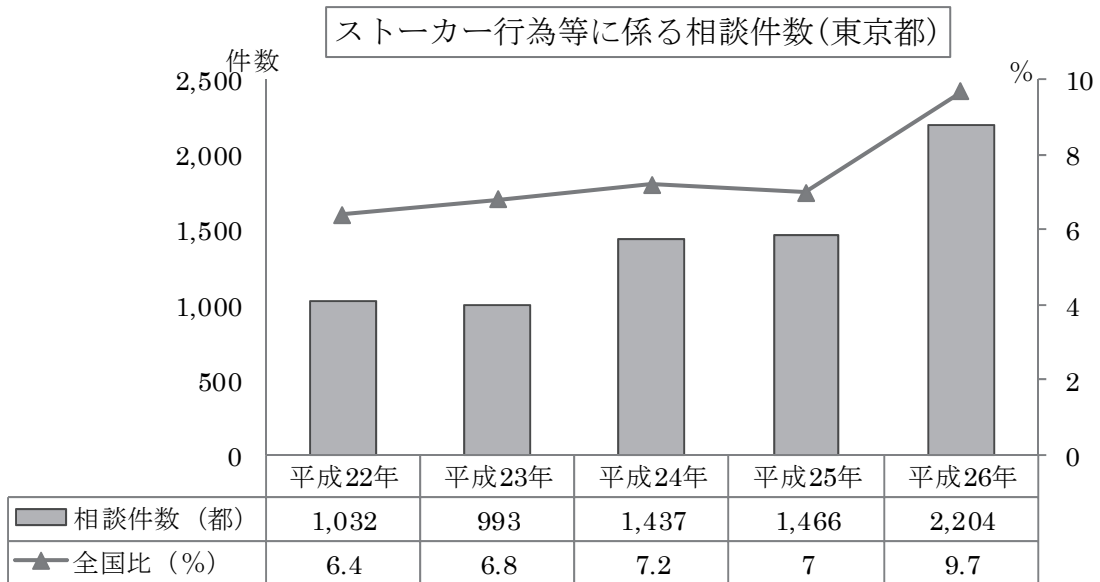
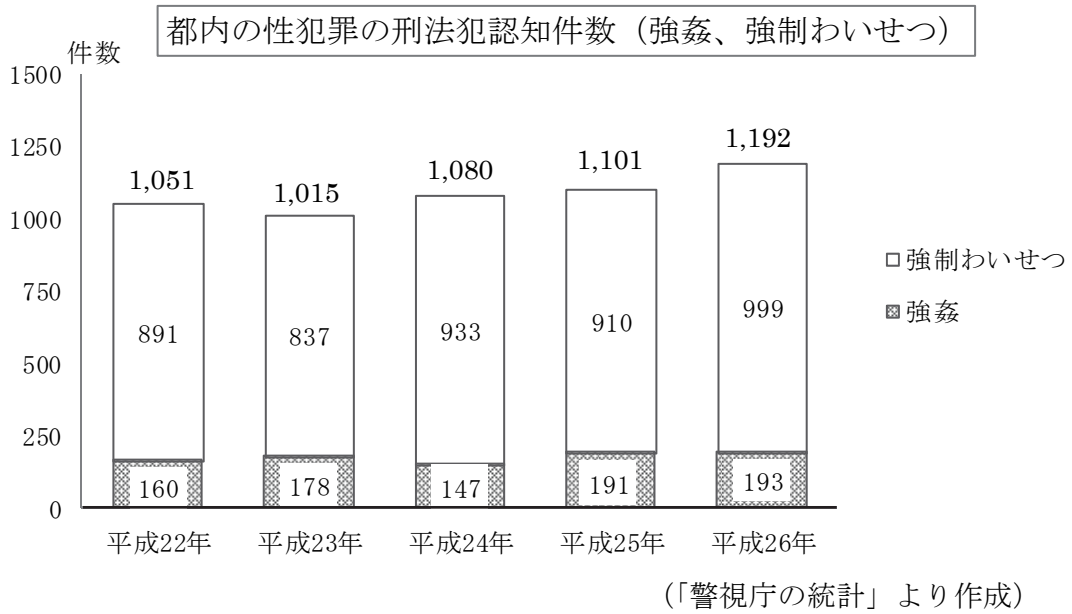


（「警視庁の統計」・「警察白書」より作成）

1 「認知件数」とは、警察が事件として取り扱った件数を指します。

2 「犯罪率」とは、人口に対する犯罪の認知件数の割合を指します。

3 この計画でいう「配偶者からの暴力（配偶者暴力）」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）の対象となる暴力をいいます。



都内の刑法犯の認知件数を、犯罪種別ごとにみると、次のようになります。

■都内における刑法犯の認知件数

単位（件）

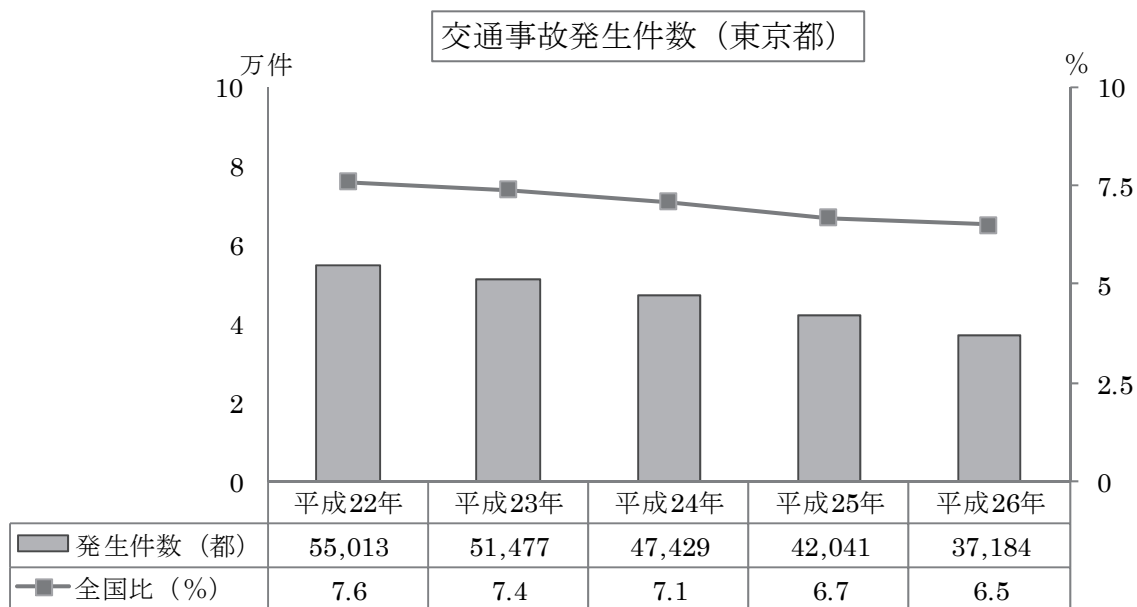
罪 種 \ 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 数	195,970	186,432	172,385	162,557	160,120
凶 悪 犯	945	957	915	854	907
殺 人	100	117	118	94	127
強 盗	595	565	569	466	491
放 火	90	97	81	103	96
強 姦	160	178	147	191	193
粗 暴 犯	8,373	8,260	8,788	8,603	8,844
凶器準備集合	1	-	2	3	1
暴 行	4,149	4,165	4,465	4,576	4,572
傷 害	3,158	3,161	3,365	3,152	3,309
傷害致死	13	9	13	4	14
脅 迫	333	332	404	391	570
恐 喝	732	602	552	481	392
窃 盗 犯	145,184	139,227	125,845	117,969	117,250
侵入窃盗	9,415	8,042	7,970	7,756	6,925
非侵入窃盗	135,769	131,185	117,875	110,213	110,325
知 能 犯	8,179	7,222	7,221	7,668	8,010
詐 欺	7,002	6,160	6,464	6,965	7,357
横 領	209	192	172	161	159
偽 造	963	867	572	537	488
汚 職	3	1	6	4	-
背 任	2	2	7	1	6
風 俗 犯	1,424	1,342	1,454	1,381	1,394
賭 博	35	35	18	23	21
わいせつ	1,389	1,307	1,436	1,358	1,373
そ の 他	31,865	29,424	28,162	26,082	23,715
略取誘拐	10	6	19	14	20
占離横領	10,045	8,380	7,603	6,434	5,551
公務執行妨害	617	676	672	652	582
住居侵入	1,381	1,185	1,205	1,172	1,156
器物破損	19,116	18,547	18,110	17,178	15,839
そ の 他	696	630	553	632	567

（「警視庁の統計」より作成）

(2) 交通事故の発生件数

都内における交通事故の発生件数¹は、平成12年から毎年減少しており、平成26年は、37,184件となっています。全国比も毎年低下しています。

なお、全国的にも交通事故の発生件数は平成17年以降減少しており、平成26年度は、573,842件となっています。



（「警視庁の統計」・「警察白書」より作成）

都内の交通事故の発生件数と死傷者数、負傷者数の状況を、年ごとに詳しくみると、以下ようになります。

(件)

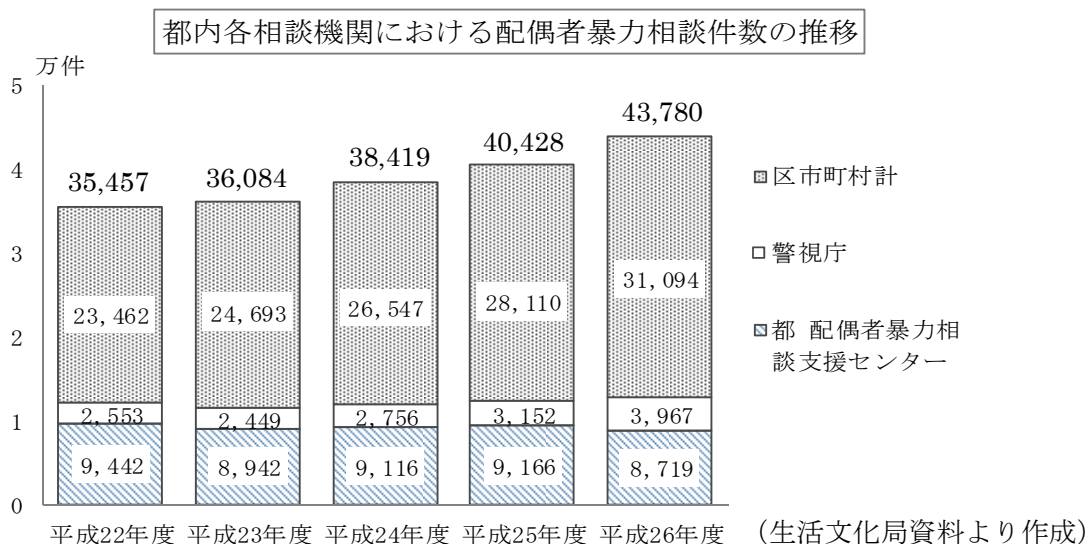
件数 \ 年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
発生件数	55,013	51,477	47,429	42,041	37,184
死傷者数	215	215	183	168	172
負傷者数	62,128	58,140	54,837	48,855	43,212

（「警視庁の統計」より作成）

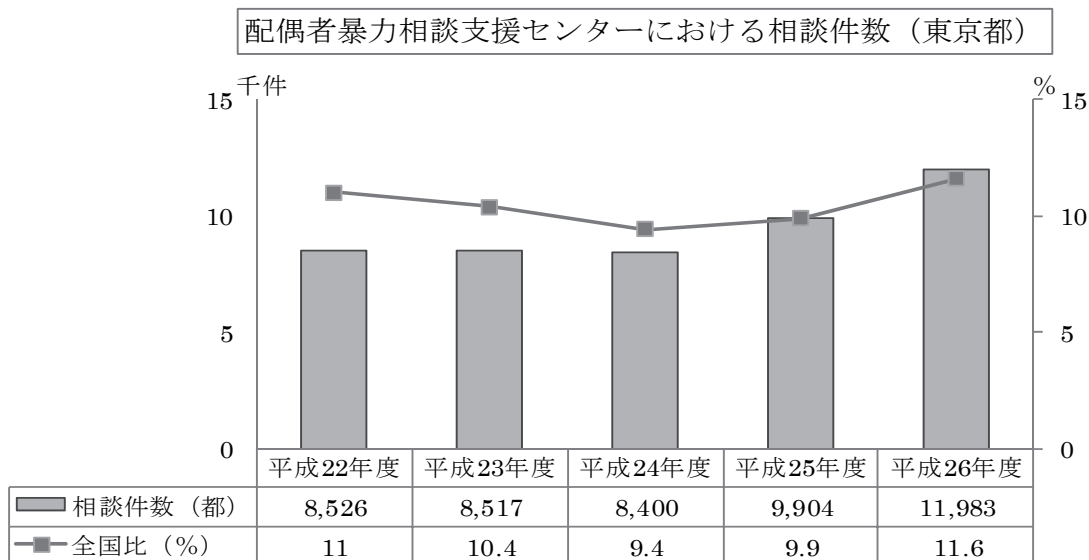
¹ 「交通事故の発生件数」は、ここでは、人身事故の発生件数に限っています。

(3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

都における平成26年度の配偶者暴力に関する相談件数は、43,780件¹と、平成15年度以降、毎年度増加しています。特に、区市町村における伸びが顕著となっています。



平成26年度における都内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、11,983件²と、全国の都道府県中では最も多くなっており、都の全国比は11.6%となっています。



(内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」より作成)

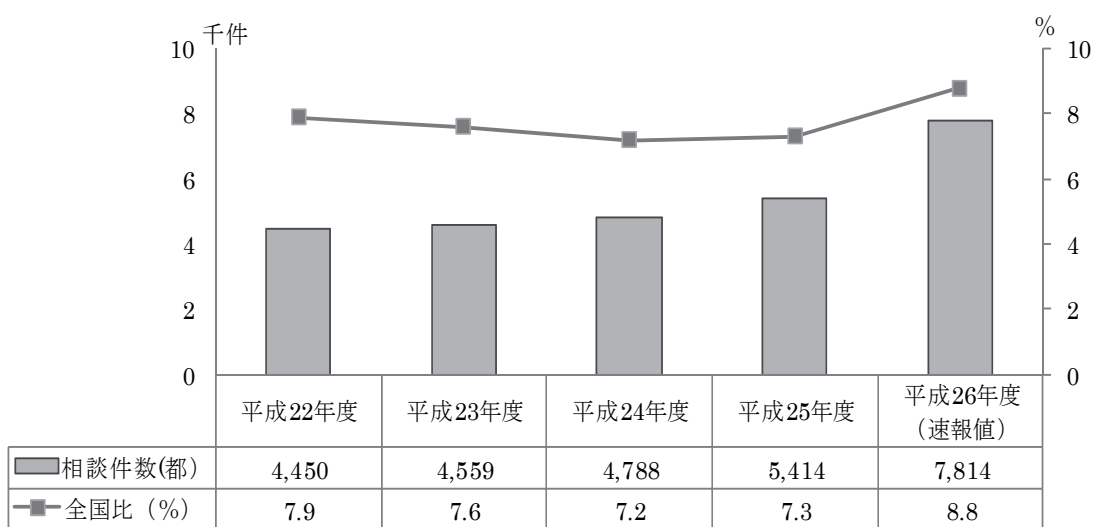
¹ 本人以外からの相談件数も含みます。

² 本人からの相談件数に限ります。

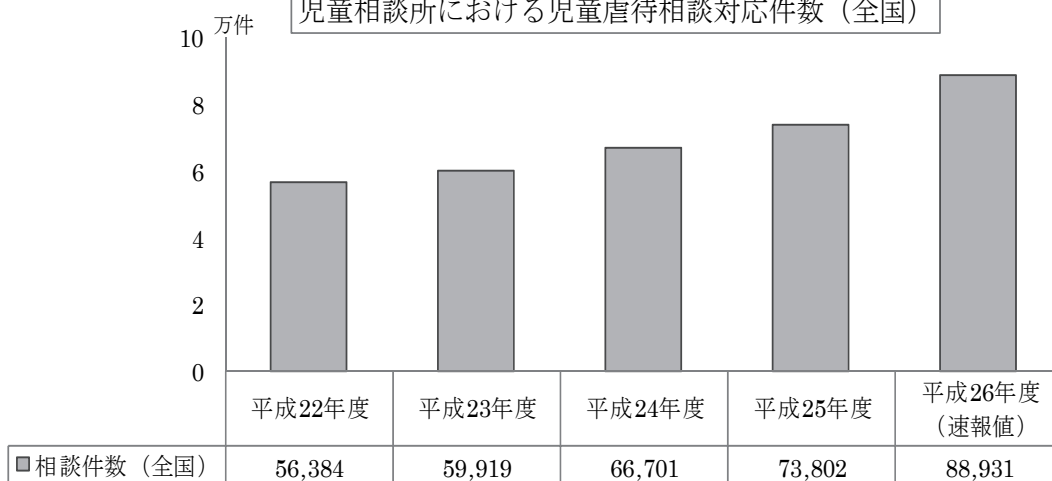
(4) 児童虐待に関する相談対応件数

都における児童虐待相談対応件数は、毎年度増加しており、平成26年度の相談対応件数は、7,814件となっています。全国的にも、相談対応件数は毎年度増加しており、平成26年度の相談件数は、88,931件と、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）施行前の平成11年度の相談対応件数（11,631件）に比べると8倍近くとなっています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数（東京都）



児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



(厚生労働省「児童虐待相談対応件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果」より作成)

2 都内における犯罪被害者等の状況

「犯罪被害者等の実態に関する調査」にみる犯罪被害者等の状況

これまでの犯罪被害者等に関する様々な調査や、被害者自身の発言等から明らかなように、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、様々な二次的被害に苦しんでいます。

二次的被害は、主たる生計者の喪失等による収入の激減、怪我の治療費や転居費用の負担等の経済的被害のほか、メディアの過剰取材、職場の無理解、周囲の人々の言動等による精神的苦痛など、多岐にわたります。

犯罪被害者等は、こうした被害に耐えながら、事件の捜査・公判等の刑事に関する手続等へも協力しなければならず、一般に想像されている以上の困難な状況に直面しています。

都では、支援計画の見直しに当たり、都内の犯罪被害者等、被害者団体・被害者支援団体等、区市町村及び民間団体を対象として「犯罪被害者等の実態に関する調査」（平成27年3月）（以下「実態調査」という。）を実施しました。主な調査内容は、以下のとおりです¹。

（1）犯罪被害者等（性犯罪を除く）及び性犯罪・性暴力被害者に対する調査

ア 犯罪被害者等支援の進捗状況等について

基本法施行（平成17年4月）後の行政機関や被害者団体等による支援の取組について、犯罪被害者等（性犯罪を除く）に尋ねたところ、4割超の方が、取組は前進していると回答しています。ただし、取組が前進しているとの回答が約6割以上であった前回調査に比べると、同回答の割合は低下しています。

一方、犯罪被害者等（性犯罪を除く）に、世間一般に犯罪被害者等の置かれた状況が知られていると思うかどうかを尋ねたところ、「あまり知られていない」と回答した犯罪被害者等が6割近くとなっており、「全く知られていない」と合わせると、8割超の方が、世間一般に犯罪被害者等の置かれた状況が知られていないと回答しています。

なお、性犯罪・性暴力被害者においては「全く知られていない」との回答が最多で、「あまり知られていない」と合わせると8割超となっています。

¹ 「犯罪被害者等の実態に関する調査」の詳細については、参考資料の資料4-1を参照してください。

イ 被害による心身への影響の大きさ（複数回答可）

犯罪被害者等（性犯罪を除く）に心身の状況の変化を尋ねたところ（複数回答可）、「不眠」が約7割と最も多く、次いで「疲労」や「食欲不振」が約5割と続いています。「うつ状態」、「感情まひ」、「PTSD¹（フラッシュバック、回避・まひ、過覚醒）」も3割を超えています。

また、性犯罪・性暴力被害者においては、「PTSD（フラッシュバック、回避・まひ、過覚醒）」が8割超と最も多く、次いで「不眠」が6割超、「感情まひ」、「食欲不振」「疲労」「過呼吸」がいずれも5割超となっています。

ウ 被害後の他人の言動や態度で傷ついたこと（複数回答可）

犯罪被害者等（性犯罪を除く）に、被害後に他人の言動や態度で傷ついたこと（いわゆる二次的被害）を尋ねたところ、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む）の対応」が約8割と最も多く、次いで、「周囲の人々による無神経な言動」が6割超となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者においては、「周囲の人々による無神経な言動」が6割超と最も多く、次いで「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む）の対応」が約6割となっています。

犯罪被害者等は、加害者や加害関係者だけではなく、周囲の人々の言動によっても傷ついていることがうかがえます。

エ 今後更に充実させていくことが望ましいと考える支援（複数回答可）

犯罪被害者等（性犯罪を除く）に、今後更に充実させていくことが望ましいと考える支援を尋ねたところ、6割超が「被害者支援に精通した弁護士の紹介」を挙げています。次いで、「カウンセリング」が過半数、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が約5割となっており、法的支援、専門家によるカウンセリング、啓発活動を求める声が多くなっています。

また、性犯罪・性暴力被害者においては、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が7割超と最も多く、次いで、「カウンセリング」が約6割となっており、啓発活動やカウンセリングを求める声が多くなっています。

¹ 「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」とは、一般に、犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事を経験することによって生じる精神障害のこと。事件等の苦痛な記憶が繰り返しよみがえったり、事件等を思い出させる行為や状況の回避、睡眠障害やびくびくしたりする状態が長期間にわたって続くなどの持続的な症状が生じます。

(2) 被害者団体・被害者支援団体等及び性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査

ア 被害者の支援を進めていく上での課題（複数回答可）

被害者団体・被害者支援団体等に被害者の支援を進めていく上での課題を尋ねたところ、「専門人材の確保」が7割超と最も多く、次いで「財源の確保（予算が少ない）」が6割超となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援団体においては、全ての団体が「財源の確保（予算が少ない）」を挙げています。次いで、「専門人材の確保」が8割と多くなっています。

イ 今後、力を入れていきたい支援内容（複数回答可）

被害者団体・被害者支援団体等に今後、力を入れていきたい支援内容を尋ねたところ、「電話相談」が6割と最も多く、次いで「弁護士等による法律相談」「他団体との連携」が5割超となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援団体においては、「電話相談」、「産婦人科の紹介」、「医師等によるカウンセリング」、「精神科医の紹介」、「弁護士の紹介」、「医療機関との連携」、「他団体との連携」、「団体の広報活動」、「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」といった回答が多くなっています。

ウ 今後更に充実させていくことが望ましいと考える支援（複数回答可）

被害者団体・被害者支援団体等に今後更に充実させていくことが望ましいと考える支援内容を尋ねたところ、「相談員・支援員の育成・確保」が7割超と最も多く、次いで「各支援機関・支援団体間での連携」、「被害者の置かれた状況の理解を進めるための啓発活動」となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援団体においては、「相談員・支援員の育成・確保」と「被害者の置かれた状況の理解を進めるための啓発活動」が8割と最も多くなっています。

(3) 区市町村に対する調査

ア 支援制度の具体的内容（複数回答可）

区市町村が行っている支援の具体的内容については、「弁護士等による法律相談」が 46.8%と最も多く、次いで「医療機関や他の支援機関の紹介」が 45.2%、「面接相談」が 41.9%となっています。

イ 被害者が利用できる支援制度・事業（複数回答可）

区市町村において被害者が利用できる支援制度・事業については、「特になし」が 40.3%と最も多く、次いで「資金貸付」が 37.1%、「育児支援」が 32.3%となっています。

ウ 被害者の支援を進めていく上での課題（複数回答可）

区市町村に被害者支援を進めていく上での課題を尋ねたところ、「支援に精通した人材の確保」が 56.5%と最も多く、次いで「被害者の実態の把握（被害者の存否を含む）」も 54.8%と 5割を超えています。

エ 今後、充実させていきたい支援内容（複数回答可）

区市町村に今後、充実させていきたい支援内容を尋ねたところ、「警察や被害者支援団体との連携」と「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく 32.3%と最も多く、次いで「面接相談」が 30.6%となっています。

オ 今後充実させていくことが望ましいと考える支援（複数回答可）

区市町村に被害者支援を進めていく上で今後充実させていくことが望ましいと思う支援の内容を尋ねたところ、「各支援機関・支援団体間での連携」が 45.2%と最も多く、次いで「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が 37.1%、「相談員・支援員の育成・確保」が 33.9%となっています。

3 犯罪被害者等に関する都民の意識

犯罪被害者等は、精神的・肉体的に深刻な被害を受けています。犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体が十分な施策を行う一方で、犯罪被害者等の置かれた状況に対する都民の理解と犯罪被害者等支援への協力が必要です。

都では、これまでに犯罪被害者等に関するインターネット都政モニターアンケート調査¹を、平成19年度、平成22年度、平成27年度の3回実施しています。各調査結果を比較してみると、基本法が制定されていることを知っていたのは、平成19年度は73.1%であったのに対し平成22年度は70.5%、平成27年度は、65.1%と、割合が徐々に低下しています。

その他の支援策についてみても、例えば、被害事実を立証するために必要な診断書料や緊急避妊薬費用などの一部を公費で負担する経済的支援策を「知らなかった」は、平成19年度は81.0%であるのに対し、平成22年度は86.5%、平成27年度は96.1%でした。

こうした結果から、基本法や各支援策について、その内容まで知っている都民は少ない上、知っているとは回答した割合も低下傾向にあり、犯罪被害者等支援に関する認識は十分といえない状況にあります。

また、前述の実態調査においても、犯罪被害者等からは「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」を望む声が多く寄せられています。

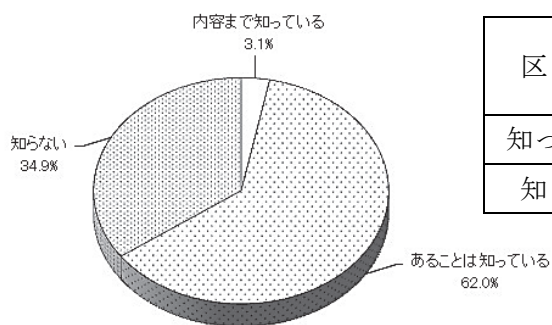
社会全体で犯罪被害者等を支えていくためには、犯罪被害者等に対する都民の理解をより一層広げていく必要があります。

¹ 「インターネット都政モニターアンケート調査」とは、インターネットが使える20歳以上の都内在住者を対象に、性別、年代、地域等を考慮して500人をモニターに選任し、都政の課題等に関する意見・要望を把握するために実施しているアンケートのことです。「インターネット都政モニターアンケート調査」の詳細については、参考資料の資料4-2を参照してください。

平成27年度インターネット都政モニターアンケート調査

[nは回答者数]

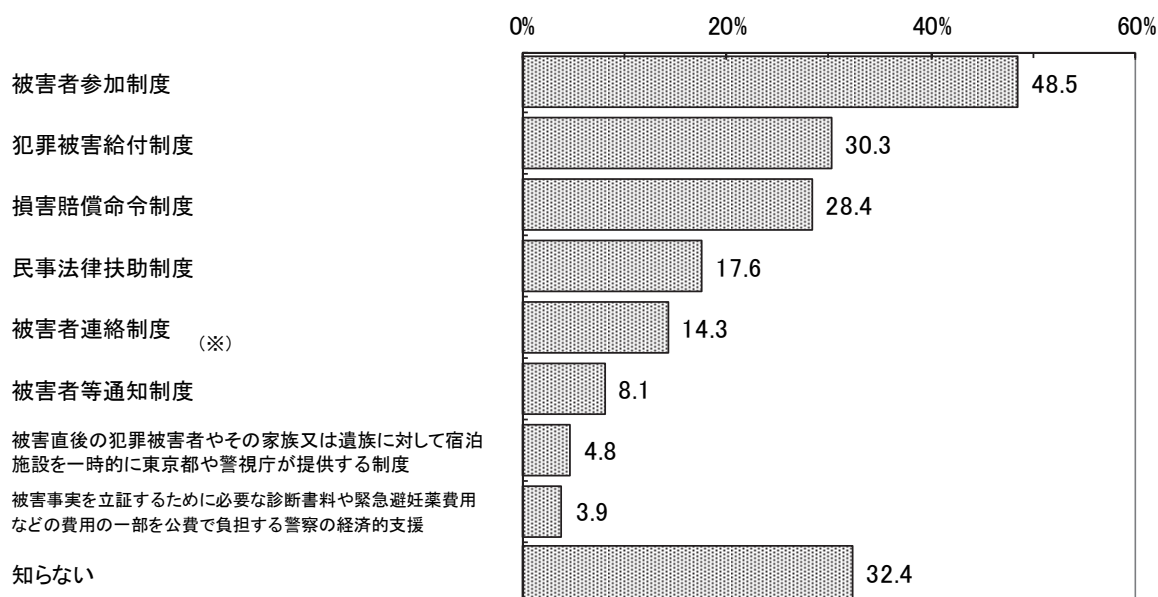
Q あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されていることを知っていましたか。



区分	19年度調査 n = 491	23年度調査 n = 488	27年度調査 n = 482
知っている	73.1%	70.5%	65.1%
知らない	26.9%	29.5%	34.9%

Q 犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して支援が行われておりますが、次の中から、知っているものをいくつかもお選びください。

n=482



※「被害者連絡制度」とは、被害者や家族の希望により、被害者連絡員に指定された警察官等が、犯人を逮捕したことや、犯人は誰なのか、犯人の起訴・不起訴等の処分がどうなったか、といったことを捜査に支障のない範囲で知らせる制度

第3章 都におけるこれまでの犯罪被害者等支援

都は、平成20年1月に推進計画を、平成23年1月に支援計画を策定し、全庁を挙げて、犯罪被害者等支援に取り組んできました。

平成20年1月に策定した推進計画では、「今後重点的に取り組んでいく事項」として、支援のための総合相談窓口の設置と支援策の提供、庁内、区市町村、民間団体等との連携体制の構築及び都民意識の啓発を定め、この計画に基づき、平成20年4月に東京都総合相談窓口を公益社団法人被害者支援都民センター¹（以下「被害者支援都民センター」という。）内に設置するなどの支援策を進めてきました。

平成23年1月に策定した支援計画では、取組の考え方として、東京都総合相談窓口における取組を始めとする各種支援策の充実・強化、区市町村等との連携体制の充実・強化及び都民意識の啓発の充実・強化を定め、これまで、以下のような取組を進めてきました。

1 東京都総合相談窓口における取組

(1) これまでの取組

個々の犯罪被害者等に適した、きめ細かな支援を提供するためには、相談窓口を設け、犯罪被害者等の声を受け止める必要があります。

都では、便利で分かりやすい窓口を設置するため、知識や経験が豊富な民間の被害者支援団体である被害者支援都民センターと協働し、平成20年4月に、東京都総合相談窓口を被害者支援都民センター内に設置しました。

東京都総合相談窓口では、主に、①電話相談、②面接相談、③精神的支援（精神科医等によるカウンセリング等）、④直接的支援（自宅訪問及び病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い等）や⑤一時居所の提供を行っています（本計画中、東京都総合相談窓口において行う上記①から⑤までの支援を総称して「相談等」という。）。

相談等の支援のうち、電話相談や面接相談では、犯罪被害者等からの話を傾聴する中で、犯罪被害者等にとって望ましい行動等の助言、刑事手続

¹ 「公益社団法人被害者支援都民センター」は、犯罪等の被害者及び遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的として設立された公益法人です。東京都公安委員会から、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実にを行うことができると認められる非営利法人として「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けています。

等の様々な支援に関する情報を提供しています。

また、犯罪被害者等が深刻な精神的被害を被り、できる限り早期に効果的な専門的ケアが必要である場合には、精神科医等によるカウンセリングを実施しています。

直接的支援は、相談者の希望を踏まえ実施しています。

都内全区市町村における窓口設置以降、東京都総合相談窓口と区市町村との連携が徐々に広がり、区市町村から東京都総合相談窓口への支援依頼や総合相談窓口から区市町村における各種手続や生活支援等につながるケースも増加しています。

(2) 相談等件数

東京都総合相談窓口における平成26年度の相談等件数は、5,091件となっています。ここ数年においては、相談等件数は5千件台で推移しています。このうち、精神的支援については、ニーズの高まりを受け体制を強化したことにより、件数が増加しています。

— 表:東京都総合相談窓口における相談等件数(支援類型別) — (単位:件)

年度	相談等種別	電話等相談	面接相談	精神的支援	直接的支援	一時居所提供	合計
	相談、助言、他機関の紹介等	相談、助言	精神科医、臨床心理士等の精神的ケア	自宅訪問、病院・警察署・裁判所等への付添い	被害後の一時的な居所として、ホテル等を提供		
平成22年度		3,393	358	487	551	2	4,791
平成23年度		3,745	367	514	428	6	5,060
平成24年度		4,034	407	716	594	0	5,751
平成25年度		3,575	287	1,227	381	6	5,476
平成26年度		3,179	324	1,118	469	1	5,091

相談等を被害類型別にみると、年度による違いはありますが、殺人(殺人、強盗殺人、傷害致死)、性的被害(強姦、強制わいせつ、他の性犯罪)、交通被害(交通死亡事故、交通事故、危険運転致死傷害)の3つの被害類型に関する相談等が多くなっています。

— 表:東京都総合相談窓口における相談等件数(被害類型別) — (単位:件)

年度	被害別	殺人	交通被害	性的被害	暴行傷害	その他	合計
	平成22年度		881	1,239	1,694	233	744
平成23年度		641	1,198	2,223	328	670	5,060
平成24年度		857	1,041	2,797	211	845	5,751
平成25年度		767	1,312	2,361	285	751	5,476
平成26年度		698	1,079	2,030	219	1,065	5,091

(3) 宿泊施設の提供制度

都は、自宅が被害現場となり被害直後の居住場所を必要とする犯罪被害者等に対して、一時的に滞在できる宿泊施設を都が借り上げて提供する「宿泊施設の提供制度」を平成20年4月に設けました。

この制度の利用対象者は、制度創設当初は、被害者及び被害者と同居の親族等に限定していましたが、平成23年度には、同居以外の親族も被害者と共に宿泊できるよう制度改正を行いました。

また、平成25年度には、東京都総合相談窓口で相談を受けた被害者以外であっても、性犯罪・性暴力被害者の支援を行う団体や弁護士会等に相談をした被害者は当該制度の利用が可能となるよう、運用を見直しました。

なお、警視庁においても、土日祝日や夜間を中心に、被害直後の居住場所を必要とする犯罪被害者等に対して、宿泊施設の宿泊料を公費で支出する制度を設けています。

2 性犯罪等被害者支援の取組

東京都総合相談窓口においては、性犯罪被害者からの相談等件数の割合が高くなっており、平成26年度では、全件数の約4割を占めています。

性犯罪被害者は、警察の被害者対策要綱¹でも特に重点を置く支援の対象の一つとして位置付けられています。このため、警察では、性犯罪捜査指導官の設置や女性警察官による事情聴取等の対応を取っています。しかし、性犯罪被害者は、被害に遭ったことによる著しい身体的・精神的ダメージに加え、被害そのものを明らかにできず警察への届出自体をためらう傾向もあるといわれます。

性犯罪被害者については、精神的被害が特に深刻で、他の被害類型に比べ、PTSDの症状が発生する確率が高い傾向にあります。少しでも早く事件から受けた精神的な負担を軽減し、心身の回復に必要な措置が適切に行われることが重要です。

そのため、都は平成27年7月から「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」を開始し、民間支援団体、医療機関、警察等との連携の下、被害者から24時間365日体制で相談を受け付け²、被害直後から、相談、医療、精神的ケア、捜査関連支援等の支援をワンストップで行う体制を構築しました。

【ワンストップ支援事業の概要】

○24時間365日の相談対応

民間支援団体と連携して24時間365日相談を受け付け、相談内容に応じて、相談員が医療機関や警察に付き添います。

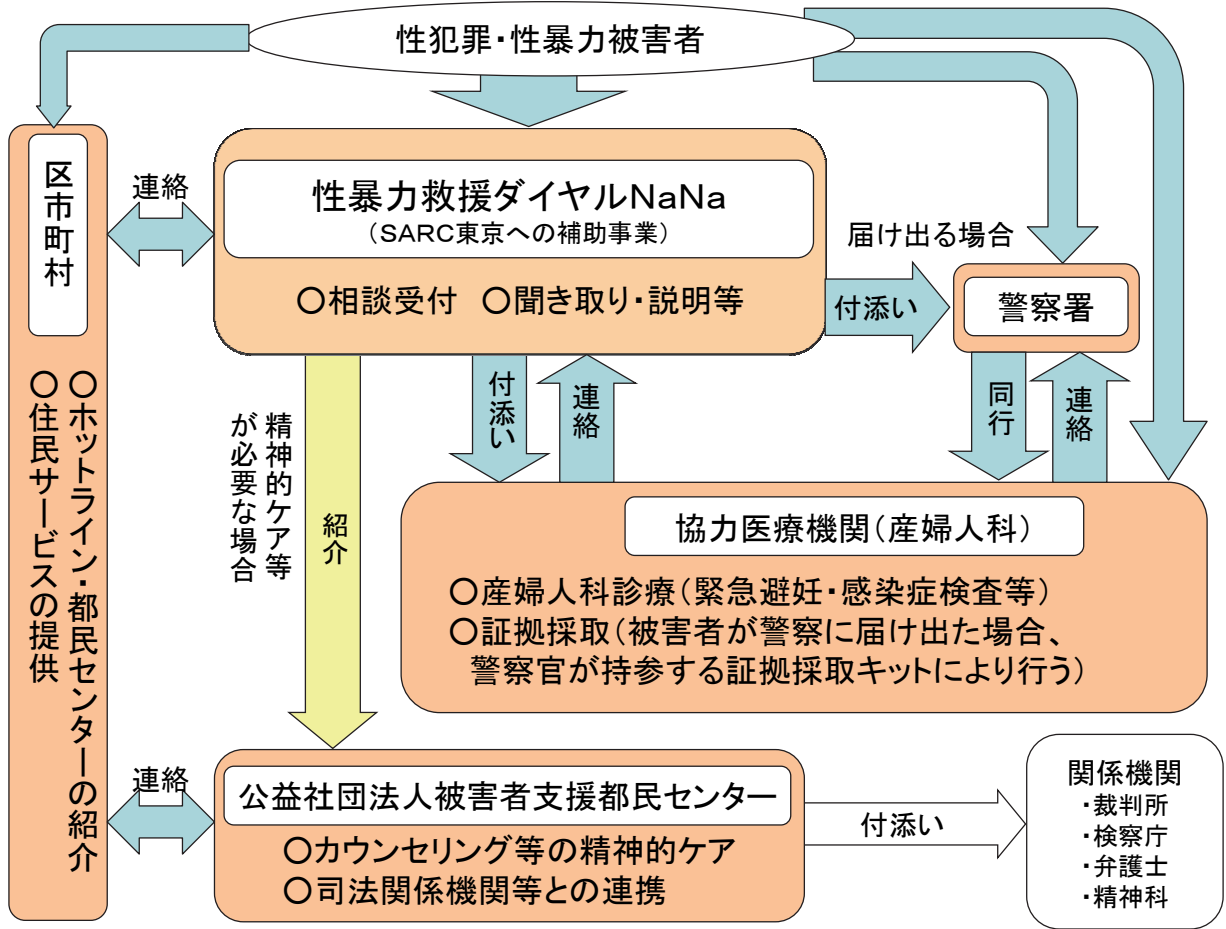
○中長期的にわたる支援

中長期的な精神的ケア等が必要な場合も、専門的な療法を実施する機関につながります。

¹ 「被害者対策要綱」とは、警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めたものです。

² 相談ダイヤルは、性暴力救援ダイヤル NaNa（ナナ）とし、24時間体制で相談を受け付けています。NaNa（ナナ）は、Not alone, Not afraid（もう1人じゃないよ、恐れずに連絡して。）の略です。

【関係機関連携図】



【参考】国における性犯罪等被害者支援の取組

国が「第2次犯罪被害者等基本計画」を策定する過程において、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等から、性暴力の被害者に対する法的、医学的、心理学的及び社会的支援を1か所で行うワンストップ支援センターの設置など、性犯罪被害者のニーズに寄り添った施策の充実を強く望む意見が提出されました。

これを受けて、同計画には、ワンストップ支援センターの設置を促進するための施策が盛り込まれました。

○ワンストップ支援センター開設・運営の手引の作成

上記施策の1つとして、内閣府が、ワンストップ支援センターを運営している民間団体や関係各省と連携し、平成24年3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成しました。この手引では、各都道府県内に少なくとも1つはワンストップ支援センターが設置されることが望ましいとされました。

○性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業の実施

平成26年度からは、内閣府の男女共同参画局において、「性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業」が開始されました。この事業では、他の地方公共団体の参考となり得る性犯罪被害者支援等に係る地方公共団体の取組を選定し調査研究することで、地方公共団体の性犯罪被害者等の支援の更なる充実や推進に資することを目的とされています。

こうした国の動きを受け、全国的にワンストップ支援センター開設の動きが広がっています。

3 区市町村等との連携体制の充実・強化

犯罪被害者等に対して必要な支援を途切れることなく行うため、庁内、区市町村、関係機関、被害者支援団体等との連携を進めています。

(1) 庁内の連携

ア 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」による事業の進行管理

都における犯罪被害者等支援が着実に進むよう、都の関係局で構成される「東京都犯罪被害者等支援推進会議」¹を設置し、東京都総合相談窓口の相談等の支援状況のほか、連携体制や啓発の取組について進行管理を行っています。

イ 都の職員に対する研修等

犯罪被害者等が訪れる可能性のある都の様々な窓口において二次的被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援の重要性や犯罪被害者等への対応のあり方等に関する研修を実施しています。

(2) 区市町村との連携

犯罪被害者等にとって最も身近な自治体である区市町村は、日々の生活に密接に関係する多様な施策を実施しており、犯罪被害者等への支援において重要な役割を担っています。

このため、都は、これまで、区市町村の相談窓口における支援の充実・強化に向けた取組や区市町村の施策担当窓口との情報共有・連携強化に向けた取組を進めてきました。

ア 区市町村の相談窓口の設置状況

平成24年度には、都内全区市町村において、犯罪被害者等からの相談を受け付け、情報提供等の総合的な対応を行う窓口（総合的対応窓口）の設置が完了しました。

ただし、相談窓口の周知の有無や相談対応体制については様々であり、多くの区市町村が人材の確保・育成や庁内連携を課題に挙げています。

イ 区市町村の相談窓口における対応の充実にに向けた取組

都では、区市町村の相談窓口における適切な対応や情報提供に向け、以下のような取組を進めてきました。

¹ 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」については、参考資料の資料5を参照してください。

(ア) 東京都総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言

東京都総合相談窓口の相談員と都職員とが区市町村の相談窓口を訪問し、情報共有や助言を行っています。

(イ) 東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ

東京都総合相談窓口において、1週間程度、区市町村職員を研修生として受け入れ、実際の支援業務を体験する形の実地研修を実施しています。

(ウ) 区市町村職員を対象とした研修会の実施

区市町村の相談窓口を始めとする各種窓口において、犯罪被害者等に対する適切な対応ができるよう、区市町村職員を対象とした、犯罪被害者等支援の重要性や犯罪被害者等への対応のあり方等に関する研修を実施しています。

ウ 区市町村の施策担当窓口との情報共有・連携強化に向けた取組

都と区市町村間及び区市町村相互における犯罪被害者等の支援に関する情報共有や連携強化を図るため、都と区市町村の施策担当間における定期的な連絡会である「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を毎年度開催しています。

また、区市町村の施策担当間におけるノウハウや情報の共有を図るため、区市町村担当者間の意見交換会も併せて実施してきました。

犯罪被害者等がどの相談窓口を起点としても、必要な情報提供や支援等を途切れなく受けることができるよう、今後も、引き続き、都と区市町村との情報共有や連携強化を図っていく必要があります。

(3) 民間団体等との連携

都は、被害者支援都民センターと協働で東京都総合相談窓口を開設しているほか、民間支援団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援を実施しています。

また、都では、都民の日常生活に密接に関わりのある民間団体を主たる構成員とする「犯罪被害者等支援を進める会議」¹を平成21年度から開催

¹ 「犯罪被害者等支援を進める会議」とは、犯罪被害者等が生活する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、地域で活動する11団体（東京都町会連合会、東京都民生児童委員連合会、東京都公立中学校PTA協議会、一般社団法人東京都小学校PTA協議会、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、東京都生活協同組合連合会、一般社団法人東京都病院協会、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部）のほか学識

し、犯罪被害者等への配慮や支援に協力が得られるよう取組を進めています。この取組の結果、犯罪被害者等の支援について団体内での勉強会を開催したり、団体自身の催しにおいて犯罪被害者等への支援への協力を訴えるパネル展示も併せて行うなど、独自の取組を行う民間団体もあります。

経験者、行政機関等で組織した会議です。

4 都民意識の啓発の充実・強化

都は、犯罪被害者等を地域社会全体で支えることができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況等についての都民の理解の促進や支援施策の周知を図るため、啓発資料の作成・配布や、人権啓発行事等の際に犯罪被害者等支援に関するパネル展示を行うほか、インターネット等のメディア等も活用し啓発活動を実施しています。

平成21年度以降は、11月の「犯罪被害者週間」¹に区市町村と共に、実際に犯罪被害に遭われた方の声を都民に聴いていただくための講演会やシンポジウム等を「犯罪被害者週間行事」として開催しています。

また、社会全体で犯罪被害者等支援に取り組めるよう、「犯罪被害者等支援を進める会議」に参加している民間団体を通じ支援施策の周知を図るなど、地域社会においても、犯罪被害者等への配慮や協力が得られるよう取組を進めてきました。

しかし、実態調査やインターネット都政モニターアンケート調査の結果を見ると、社会全体としての都民の理解が進んでいるとは言い難い状況です。

こうした状況を踏まえて、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について、更なる理解の推進を図っていくことが必要です。

¹ 「犯罪被害者週間」は、毎年11月25日から12月1日までです。

第4章 都の今後の取組

1 取組の方向性

～社会全体で支える支援の実現に向けて～

都は、推進計画及び支援計画に基づき、東京都総合相談窓口の設置や充実を図るとともに、区市町村や民間団体等との連携強化や都民意識の啓発の充実に向け、様々な取組を進めてきました。平成24年度には、全ての区市町村において、対応窓口の設置が完了しています。

このように様々な機関・団体において支援の取組が進展するとともに、東京都総合相談窓口と他の支援機関との連携が進むなど、支援機関・団体等の間での連携も広がりつつあります。

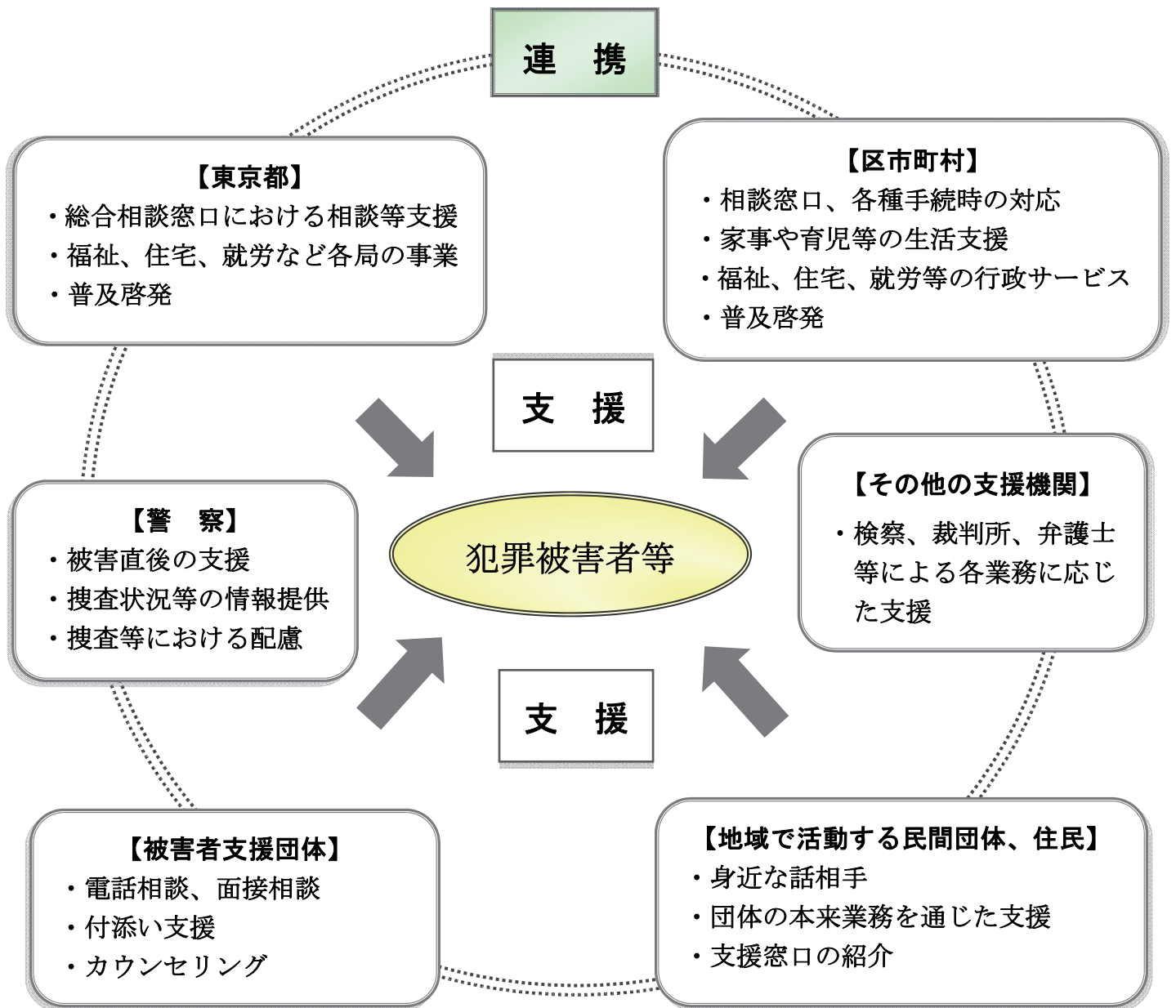
しかし、前述のとおり、各種の調査結果からは、犯罪被害者等支援に関して広く都民の理解が進んでいるとは言い難く、行政窓口の機能強化や関係機関・団体間での更なる連携強化なども含め、社会全体で犯罪被害者等を支える支援の実現が依然として課題となっています。

基本法では、犯罪被害者等支援は、「国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間団体等の連携の下」進めていくことが明記され、「国、地方公共団体及び国民の責務」もそれぞれ定められています。

犯罪被害者等の人権を尊重し、状況に応じた支援を途切れることなく行うためには、都や区市町村、警察、検察、裁判所、弁護士会等の支援機関、被害者支援団体、地域で活動する民間団体、周囲の人々など、多様な主体のそれぞれが支援の意義を認識し可能な支援を的確に行うとともに、これらの主体間での連携・協力を強化していくことが必要です。

3期計画においては、これまでの到達状況等を踏まえ、犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現に向け、取組を進めていきます。

社会全体で支える犯罪被害者等支援



2 取組の体系と重点的取組

これまで、都は、推進計画及び支援計画に基づき、様々な犯罪被害者等支援を進めてきましたが、今後は、以下（１）から（３）までの３つの柱に沿って取組を推進していきます（体系図は３４ページのとおりです。）。

（１）被害者支援施策の充実・強化

東京都総合相談窓口の運営や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援を始めとする各種の支援策の更なる充実に向けた取組を進めます。

重点的取組

東京都総合相談窓口における機能強化

犯罪被害者等が置かれている個々の状況に応じて被害者等を支えていくためには、相談窓口において犯罪被害者等の声を受け止め、ニーズを丁寧に把握し、きめ細かく対応する必要があります。

東京都総合相談窓口では、精神的支援や司法関連支援など、きめ細かな対応を要する支援のニーズが高まっています。また、区市町村との連携が必要なケースも増加しています。

こうしたニーズに的確に対応していくため、東京都総合相談窓口における機能の強化や支援の充実を図ります。

【具体的取組】

○総合相談窓口の体制強化

- ・ 犯罪被害者等の多様な支援ニーズを踏まえ、総合相談窓口における相談、直接的支援、精神的ケア等の各種支援策を充実させていくため、窓口の運営体制の強化に向けた検討を進めます。

○区市町村と東京都総合相談窓口との連携強化

- ・ 区市町村の相談窓口から東京都総合相談窓口への支援依頼が増加しています。こうした状況を踏まえて、区市町村との連携を更に強化し、被害者のニーズに応じたきめ細かな対応を行っていきます。

重点的取組

性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化

性犯罪・性暴力被害者の声は埋もれがちである一方、被害が心身に与える影響は大きく、早期からの支援が重要です。こうした認識に基づき都は平成27年7月から「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」を実施しています。今後、事業の実施に当たり関係機関との連携を更に強化することなどにより、被害者を広く社会全体で支える体制を構築していきます。

また、協力医療機関等を対象にした研修会を引き続き実施するほか、精神的ケアの充実に向けた取組を進めるなど、支援の充実・強化を図ります。

【具体的取組】

○性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の充実

- ・民間支援団体、協力医療機関、警察等との連携により実施している本事業については、性別を問わず被害者に的確に対応するとともに、実施体制や支援の更なる充実に向けた取組を行います。
- ・本事業の協力医療機関の医師及び看護師等を主な対象として性犯罪・性暴力被害者の心理状態や対応方法等について、事例検討を交えた実践的な研修を実施します。
- ・本事業の展開について、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくため、学識経験者、弁護士等による専門家懇談会を開催します。

○性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化

- ・児童相談所、女性相談センター、東京ウィメンズプラザ、弁護士会等との連携の強化を図るほか、性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、スクールカウンセラー¹への周知を図るなど、教育関係機関との連携を強化していきます。

○精神的ケアの充実

- ・性犯罪・性暴力被害者の精神的ケアの充実に向けて、精神科医・臨床心理士等の理解促進や精神科医療との連携に向けた取組を進めます。

○学生・社会人等に対する「性犯罪被害者支援研修」の実施

- ・中高生、大学生、社会人等を対象に、性犯罪被害者への適切な接し方や各種支援制度等に関する研修会を実施し、社会全体で被害者を支える気運を醸成します。

¹ 「スクールカウンセラー」とは、児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、保護者への助言・援助、教職員への助言・援助などを職務として、全公立小・中・高等学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する専門職のことです。

(2) 都民・事業者等の理解の促進

犯罪被害者等を社会全体で支えていくためには、都民や事業者も含め犯罪被害者等の置かれた状況への理解を広く進め、周囲の無理解による二次的被害を防いでいくことが重要です。そのため、様々な機会を活用し、関係機関、区市町村、民間団体等と共に啓発活動を推進します。

重点的取組

被害者の置かれた状況に関する理解の促進

各種調査の結果からは、犯罪被害者等に対する支援の現状について都民の理解が進んでいるとは言い難い状況であり、犯罪被害者等や被害者支援団体等からは、「被害者の置かれた状況の理解を進めるための啓発活動をより充実させていくべき」との声も挙がっています。

こうした状況等を踏まえて、被害者の置かれた状況に関する理解を更に促進するため、啓発事業のより一層の充実を図ります。

【具体的取組】

○犯罪被害者週間行事の効果的实施

- ・区市町村との連携により行っている「犯罪被害者週間行事」について、行事内容や実施体制の充実を図るなど、より一層効果的な実施に努めます。

○年間を通じた広報啓発活動の実施

- ・警察、区市町村、地域で活動する民間団体等、多様な主体との連携を進め、様々な啓発イベントの機会を活用することにより、年間を通じ広報啓発活動を実施します。

○スポーツ等の各種イベント等の機会を活用した啓発事業の実施

- ・スポーツ団体等と連携し各種のイベント等の機会を活用するなど、より広い層をターゲットとして啓発事業を実施し、被害者の置かれた状況に関する理解の促進を図ります。
- ・事件・事故により家族を亡くした遺児とその保護者を各種スポーツイベント等に招待するとともに、活動を通じて社会全体に犯罪被害者支援に対する理解の促進を図るなど、犯罪被害者等を支える機運向上に向けた活動を行います。

○職場における犯罪被害者等への理解の促進

- ・犯罪被害者等が安心して仕事を続けられる環境づくりに向けて、犯罪被害者等の心情や状況についての理解を促進します。

(3) 連携体制の強化

犯罪被害者等の心身の負担軽減や早期回復に向けて、様々な支援施策を途切れることなく提供し、社会全体で被害者を支援していくため、関係機関・団体や区市町村等との連携の更なる強化に取り組みます。

重点的取組

区市町村相談窓口における対応の充実に向けた連携の推進

最も身近な行政の窓口であり、生活に密接した行政サービスを多く扱っている区市町村において、相談を受け付け、様々な支援につないでいくことは、犯罪被害者等を社会全体で支えていくためには重要です。

都内においては、平成24年4月に全区市町村で総合的対応窓口が設置されましたが、窓口周知の有無や相談対応体制は区市町村により様々で、実態調査等では、人材の確保・育成や庁内連携を課題に挙げる区市町村も多く存在します。こうした実態等を踏まえて、区市町村における対応の充実に向け、より一層の連携の推進に取り組んでいきます。

【具体的取組】

○総合的対応窓口における対応マニュアルの作成と活用の促進

- ・区市町村の総合的対応窓口において犯罪被害者等へ適切な対応ができるよう、対応マニュアルの雛形を作成し、各区市町村での活用を促進します。

○区市町村担当者向け研修内容の充実

- ・区市町村職員向け研修を窓口対応に重点を置いた内容に見直し、充実を図ります。

○他自治体における効果的な支援事例の紹介

- ・他自治体における社会福祉士、臨床心理士等の専門職の活用や生活支援の取組など、犯罪被害者等支援についての効果的な事例を各区市町村に紹介します。

○区市町村、都、警察との連携強化

- ・区市町村、都、警察との間で日頃から情報共有を図るなど連携を強化し、被害直後等において、警察から犯罪被害者等に対し区市町村の担当部署や支援制度に関する情報を提供するなど、区市町村における対応に的確につながっていきます。

○区市町村と東京都総合相談窓口との連携強化（再掲）

- ・区市町村の相談窓口から東京都総合相談窓口への支援依頼が増加しています。こうした状況を踏まえて、区市町村との連携を更に強化し、被害者のニーズに応じたきめ細かな対応を行っていきます。

重点的取組

関係機関及び民間団体との連携の推進

被害者支援に携わる様々な機関や犯罪被害者等支援に協力する民間団体等との連携を推進し、多様な主体による支援体制を構築することにより、犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現に努めます。

【具体的取組】

○性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化（再掲）

- ・児童相談所、女性相談センター、東京ウィメンズプラザ、弁護士会等との連携の強化を図るほか、性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、スクールカウンセラーへの周知を図るなど、教育関係機関との連携を強化していきます。

○不動産関連団体と連携した住宅のあっせん

- ・被害者が事件後に転居を希望する際に被害者等のニーズに合った住宅をあっせんできるよう、不動産関連団体との連携を推進します。

○弁護士会等との連携による犯罪被害者支援

- ・犯罪被害者等が、事件捜査や裁判等の刑事手続への参加、又は加害者側との対応を求められる場合等で、弁護士等の法律専門家の支援が必要な際、希望者に対して被害者支援に精通した弁護士等を紹介して、その精神的負担の軽減を図ります。

第3期東京都犯罪被害者等支援計画における取組の体系

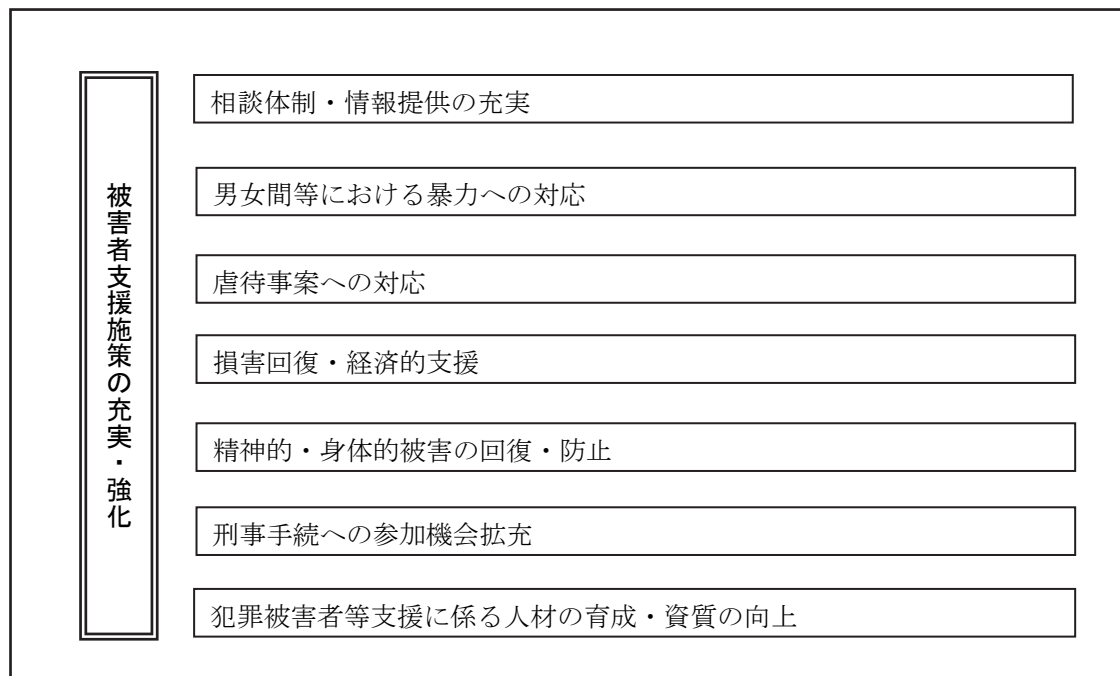
(1) 被害者支援施策の充実・強化	
ア	相談体制・情報提供の充実（基本法第11条関係）
	(ア) 東京都総合相談窓口
	(イ) 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化
	(ウ) 各局相談窓口
	(エ) 警視庁の相談窓口
	(オ) 情報提供の充実
イ	男女間等における暴力への対応
	(ア) 配偶者暴力等被害者への対応
	(イ) ストーカー被害者への対応
ウ	虐待事案への対応
	(ア) 児童虐待への対応
	(イ) 高齢者虐待への対応
	(ウ) 障害者虐待への対応
エ	損害回復・経済的支援
	(ア) 損害賠償請求についての援助等（基本法第12条関係）
	(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）
	(ウ) 居住の安定（基本法第16条関係）
	(エ) 雇用の安定（基本法第17条関係）
オ	精神的・身体的被害の回復・防止
	(ア) 保健医療・福祉サービスの提供（基本法第14条関係）
	(イ) 安全の確保（基本法第15条関係）
	(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）
カ	刑事手続への参加機会拡充（基本法第18条関係）
キ	犯罪被害者等支援に係る人材の育成・資質の向上（基本法第21条関係）
(2) 都民・事業者等の理解の促進（基本法第20条関係）	
ア	広報・啓発事業の充実
イ	学校教育・社会教育の機会を通じた理解の促進
ウ	事業者向け広報・啓発
(3) 連携体制の強化	
ア	庁内連携
イ	関係機関との連携
ウ	区市町村との連携
エ	民間団体との連携
オ	他道府県等との連携

3 具体的な取組の内容

(1) 被害者支援施策の充実・強化

都は、犯罪被害者等への支援として、東京都総合相談窓口の運営や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援のほか、各局事業において関連した支援や警察における支援の取組等を実施しています。

今後も、引き続き、以下の体系より支援の実施や充実に取り組んでいきます。



ア 相談体制・情報提供の充実（基本法第11条関係）

（ア）東京都総合相談窓口

実態調査では、犯罪被害者等の多くが、今後充実させていくことが望ましいと思う支援として、「電話相談」等の各種相談事業や「カウンセリング」「被害者の置かれた状況の理解を進めるための啓発活動」を挙げています。こうしたことなどを踏まえ、都は、引き続き、東京都総合相談窓口において相談、直接的支援、精神的ケア等の支援を提供するとともに、各種支援策の充実や窓口の運営体制の強化を図ります。（総務局）

【具体的取組】

○電話、ファックス、電子メール、手紙による相談及び面接相談

犯罪被害者等からの相談は、電話だけでなく、ファックス、電子メール、手紙による相談を受け付けるほか、面接相談を実施します。

また、必要に応じて、自助グループ¹を紹介します。なお、東京都総合相談窓口を設置している被害者支援都民センターは、都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体²の指定を受けています。

○直接的支援（病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い等）

犯罪被害者等が、公的な機関等に出向く際などに不安を感じることなく、安心して目的が果たせるよう、必要に応じて、専門相談員等が犯罪被害者等に付き添います。また、検察庁や裁判所等司法関係機関との連携も推進します。

○精神科医等によるカウンセリング

実態調査では、心身の状況の変化に関して、犯罪被害者等（性犯罪を除く）の約7割の方が「不眠」、性犯罪・性暴力被害者の8割超の方が「PTSD」と回答しています。

犯罪被害により深刻な精神的被害を被った場合、できる限り早期から効果的な専門的ケアを受けることが被害回復に必要です。

¹ 「自助グループ」とは、同じ様な辛さを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集う活動をいいます。（内閣府：交通事故被害者遺族の自助グループ支援マニュアルより）

² 「犯罪被害者等早期援助団体」とは、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして指定した非営利法人。平成13年4月、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の改正により創設されました。犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助、犯罪被害者等に関する相談、物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助等を行います。

このため、東京都総合相談窓口では、専門相談員による電話相談や面接相談と一体となって精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを引き続き実施します。

カウンセリングにおいては、トラウマ焦点化認知行動療法¹として有効性が実証されているPE療法²等に基づく手法も取り入れており、心的外傷その他犯罪等により受けた影響から早期に回復できるよう、犯罪被害者等を支援します。

○犯罪被害者等支援に係る宿泊施設の提供

被害直後、自宅等が犯罪等の現場となり当該住居に居住することが困難である場合や、更なる犯罪等により被害を受けるおそれがある場合等において、一時的に滞在できる宿泊施設を都が犯罪被害者等に対し提供し、その宿泊料を公費で支出します。

今後は、犯罪被害者等からのニーズ等に基づき宿泊対象者の範囲を拡大するなど制度の見直しを行います。

○東京都総合相談窓口における機能強化（再掲）

東京都総合相談窓口では、精神的支援や司法関連支援など、きめ細かな対応を要する支援のニーズが高まっています。また、区市町村と連携した支援が求められるケースも増加しています。

こうしたニーズに的確に対応していくため、東京都総合相談窓口における機能の強化や支援の充実を図ります。

・東京都総合相談窓口の体制強化

犯罪被害者等の多様な支援ニーズを踏まえ、東京都総合相談窓口における相談、直接的支援、精神的ケア等の各種支援策を充実させていくため、窓口の運営体制の強化に向けた検討を進めます。

・区市町村と東京都総合相談窓口との連携強化

区市町村の相談窓口から東京都総合相談窓口への支援依頼が増加

¹ 「トラウマ焦点化認知行動療法」とは、トラウマ体験の記憶やトラウマ体験後の考え方の変化（自責感等）にアプローチし、トラウマ反応の軽減を図るもので、トラウマ反応（トラウマ体験後の精神的反応）の軽減を目的とした認知行動療法です。

² 「PE療法」とは、長時間曝露療法（prolonged exposure therapy）のことです。PE療法のプログラムでは、実際には危険のない安全な環境の下で、外傷記憶やそれに関わる状況に、時間をかけた系統的で丁寧な方法を用いて繰り返し向き合うことで心的外傷体験に関わる記憶と感情の処理ができるようになり、心身の反応が和らいだり、これまで避けてきた事物や状況に対する恐怖と不快感が徐々に薄らぎ、症状による生活上の支障が改善されます。

しています。こうした状況を踏まえて、区市町村との連携を更に強化し、被害者のニーズに応じたきめ細かな対応を行っていきます。

○東京都総合相談窓口の周知、相談への円滑な流れの構築

東京都総合相談窓口を広く都民に周知するため、公共機関や民間団体等へのパンフレットの配布、ポスターの掲出、都ホームページへの掲載等、様々な方法で行います。また、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、関係機関に対し、東京都総合相談窓口に関するパンフレット等の配布や出張相談を行います。

(イ) 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化

都は平成27年7月から、民間支援団体、協力医療機関、警察等と連携して、24時間365日、性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの相談を受け付け、必要な支援につなげる「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」を実施しています。

民間支援団体と連携して相談窓口を設け、相談内容に応じて、相談員が医療機関や警察署等に付き添うとともに、中長期的な精神的ケア等が必要な場合は専門的機関につなげます。

今後は、協力医療機関等を対象にした研修会等を引き続き実施するとともに、事業実施体制の充実や、関係機関との更なる連携強化、精神的ケアの充実に向けた取組等を進め、支援の充実・強化を図ります。

(総務局、警視庁)

【具体的取組】

○性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の充実（再掲）

・民間支援団体、協力医療機関、警察等との連携により実施している本事業について、性別を問わず被害者に的確に対応するとともに、実施体制や支援の更なる充実に向けた取組を行います。

・本事業の協力医療機関の医師及び看護師等を主な対象として、性犯罪・性暴力被害者の心理状態や対応方法等について、事例検討を交えた実践的な研修を実施します。

・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の展開について、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくため、学識経験者、弁護士等による専門家懇談会を開催します。

○性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化（再掲）

児童相談所、女性相談センター、東京ウィメンズプラザ、弁護士会等との連携の強化を図るほか、性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、スクールカウンセラーへの周知を図るなど、教育関係機関との連携を強化していきます。

○精神的ケアの充実（再掲）

性犯罪・性暴力被害者の精神的ケアの充実に向けて、精神科医・臨床心理士等の理解促進や精神科医療との連携に向けた取組を進めます。

○学生・社会人等に対する「性犯罪被害者支援研修」の実施（再掲）

中高生、大学生、社会人等を対象に、性犯罪被害者への適切な接し方や各種支援制度等に関する研修会を実施し、社会全体で被害者を支える気運を醸成します。

(ウ) 各局相談窓口

庁内各局の各種相談窓口においても、犯罪被害者等が直面する様々な問題について必要な情報を提供し助言を行うなど、相談内容に応じた支援を行います。

【具体的取組】

○児童ポルノに関する相談窓口

児童ポルノに関する情報提供・相談窓口「STOP！児童ポルノ・情報ホットライン」、インターネットに関わる児童ポルノ被害等の相談窓口「東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）」において適切に相談に応じます。（青少年・治安対策本部、警視庁）

○都政一般相談

都政一般相談の中で、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等が必要とする支援について、支援機関に円滑に相談ができるよう取り組みます。（生活文化局）

○外国人相談

外国人相談の中で、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等が必要とする支援について、支援機関に円滑に相談がで

きるよう取り組みます。(生活文化局)

○東京ウィメンズプラザにおける相談

東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、様々な悩み相談を実施します。また、必要に応じて、法律相談や精神科医による面接相談も実施します。(生活文化局)

○都立精神保健福祉センターにおける相談等の実施

各都立(総合)精神保健福祉センターにおける精神的な悩みやこころの病気に関する相談を関連機関と協力しながら実施します。

また、行政職員や精神保健福祉関係職員で、精神保健福祉実務経験者(1年以上3年未満)を対象に、相談援助の基礎的な知識と技術を学ぶ研修会等を行い、支援体制の充実を図ります。(福祉保健局)

○保健所における精神保健福祉相談

保健所における精神保健福祉相談の一環として、虐待、アルコール依存、薬物依存、配偶者暴力等の被害に関して本人やその家族及び関係者を対象に、保健師や専門医による相談を実施します。(福祉保健局)

○女性相談センターにおける相談・支援等

緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の監護する児童に対し、生活各般の相談、指導及び援護を行うことにより、その福祉の増進を図ります。

女性相談センターでは、以下の機能を担っています。(福祉保健局)

- ・売春防止法(昭和31年法律第118号)による支援を必要とする女性及び同伴児童の保護、相談
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の被害者の保護、相談
※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての機能
- ・「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護、相談
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)による被害者の支援
- ・その他支援を必要とする女性の保護、相談

○子供家庭総合センターにおける相談・支援

「東京都児童相談センター」、「東京都教育相談センター」及び「警視庁新宿少年センター」という3つの相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、児童虐待、不登校、非行など、様々な問題を抱える子供と家庭を支援します。(福祉保健局、教育庁、警視庁)

〔主な機能〕

- ・子供と家庭に関する総合相談
- ・子供と親を一体的に支援する専門的援助機能の強化 等

○都立病院における相談、窓口紹介

都立病院の医療相談室では、生活全般の相談に応じるとともに、必要に応じて対応する行政機関等の窓口を紹介します。(病院経営本部)

(エ) 警視庁の相談窓口

警視庁における犯罪被害者等の各種相談窓口においても、必要な情報を提供し助言を行うなど、相談内容に応じた支援を行います。

【具体的取組】

○「犯罪被害者ホットライン¹」

犯罪被害者支援室に「犯罪被害者ホットライン」を設置し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、内容によって各種相談窓口で相談に応じます。

また、必要に応じ、犯罪被害者等をサポートするため被害者支援都民センターを始めとする関係機関や団体を紹介します。

○「ヤング・テレホン・コーナー」

少年の悩みごと、困りごとに対する相談窓口として、「ヤング・テレホン・コーナー」を少年育成課に設置し、少年自身からの相談や両親等からの相談に応じるとともに、少年相談専門職員が、精神的ケア等を実施します。

¹ 「犯罪被害者ホットライン」では、犯罪により心に深い傷を負った被害者やそのご家族の精神的な支援を行うため、電話による相談に応じています。

電話：03-3597-7830（土・日・祝日・年末年始を除く8：30～17：15）

○少年相談専門職員

心理技術職員を少年相談専門職員として配置し、犯罪等の被害を受けた少年及びその保護者に対して精神的ダメージの軽減のための支援をします。また、必要により、被害少年サポーター（少年警察ボランティア）を活用し、よりきめ細かなサポート活動を実施します。

(オ) 情報提供の充実

犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう、各局において、犯罪被害者等に対する相談窓口や支援内容等について、情報提供の充実を図ります。

【具体的取組】

○総務局ホームページ「じんけんのとびら」等を活用した情報提供

総務局人権部のホームページ「じんけんのとびら」やSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用して、被害者支援に関する各種情報提供を図ります。（総務局）

○性犯罪・性暴力被害者支援に係る情報提供の充実

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について、相談窓口や支援内容を記載したリーフレットやカードを作成し、医療機関を始めとした関係機関や小中学校、高等学校、大学等に広く配布するなど、性犯罪・性暴力被害者支援に係る情報提供の充実を図ります。（総務局）

○犯罪被害者に対応した保険の周知

犯罪被害者に対応した損害保険等について周知を図ります。（総務局）

○都営住宅における犯罪被害者世帯向けの優先入居についての広報

都営住宅における犯罪被害者世帯向けの優先入居（優遇抽せん制度）について、案内を作成し東京都総合相談窓口及び警察署の被害者相談窓口配布するなど、同制度を周知します。（都市整備局）

○「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」の配布

「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」を都内の医療機関へ配布・周知し、犯罪被害者等支援に関する情報を提供し、関係機関との

連携を引き続き図っていきます。(福祉保健局)

○少年センター、児童相談所等の関係機関の情報提供

指導主事や心理職員を教育相談センターに配置し、相談窓口で、必要に応じて少年センター、児童相談所等の関係機関の情報について被害児童やその保護者に情報を提供します。(教育庁)

○犯罪被害者等支援に関する広報・情報提供

犯罪被害者等が、利用可能な制度等について、下記のとおりリーフレット等を作成、交付します。

- ・「被害者の手引」(英語・中国語・ハングル含む)
- ・「リーフレット」2種類(「被害にあったら」、「身近な方が被害にあったら」)

また、警視庁ホームページにおいて、犯罪被害者等への支援に関する情報を紹介します。(警視庁)

イ 男女間等における暴力への対応

都における配偶者暴力に関する相談件数は、平成15年度以降、毎年度、増加しており、ストーカー行為等に係る相談件数も平成23年度以降増加しています。

こうした状況を踏まえ、配偶者暴力被害者やストーカー等の被害者に対する支援の充実を図ります。

(ア) 配偶者暴力等被害者への対応

関係機関との連携、情報共有等を推進しながら、配偶者暴力等の被害者に対する各種支援を実施します。

【具体的取組】

○配偶者暴力相談支援センター機能の整備¹

東京ウィメンズプラザにおいて、都内区市町村における配偶者暴力相談支援センターの機能整備を支援するため、各部署への聞き取り調査や出前講座、情報発信等を通じて、整備に当たっての課題の把握や助言等を行います。(生活文化局)

○配偶者暴力に係る区市町村相談員等への研修・演習の実施

区市町村において、配偶者暴力に係る相談事業を担う相談員・関係職員に対し、被害者への適切な支援、早期発見等に必要な知識・情報を提供する研修、演習を実施します。(生活文化局)

○民間団体への支援

東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力防止等に関する民間団体に対し、その自主的な活動や調査等に係る経費の一部を補助するほか、配偶者暴力被害者等支援に必要な民間団体等の人材養成のための講座を実施します。(生活文化局)

○「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議²」の開催

¹ 配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等の業務を行います。都においては東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとなっており、区市町村においても被害者にとって身近な支援の窓口として配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めるものとされています。

² 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」とは、都と区市町村等の関係機関のほか、民間団体と連携し、配偶者暴力に関する広域及び地域のネットワークの形成を目指すものです。

「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」により、配偶者暴力の防止、被害者の安全確保及び支援等の総合的な取組について検討し、関係機関との連携を図ります。(生活文化局)

○「自立支援講座」・「子供広場」の開催

東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的として「自立支援講座」(こころのサポート、生活自立支援等)を開催します。

また、配偶者暴力を目の当たりにして育った子供の精神的ケアを中心に母子で学ぶ「子供広場」を開催します。(生活文化局)

○男性のための悩み相談

東京ウィメンズプラザ実施事業として、男性のための悩み相談を行い、配偶者暴力等の被害について男性からの相談を受け付けます。(生活文化局)

○配偶者暴力被害者に対する情報提供・助言

東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、配偶者暴力被害者への保護命令の申立てに係る書面の作成及び安全な生活を確保するために必要な情報提供・助言を行うとともに、必要に応じて各警察署と連携するなど、適切に対応します。(生活文化局、福祉保健局)

○緊急一時保護

暴力や人身取引の被害を受けた女性の緊急一時保護を女性相談センターで行い、必要な支援につなげます。(福祉保健局)

○来日外国人女性緊急保護事業補助

東京都女性相談センターにおいて、緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図る事業を実施する社会福祉法人等に対して補助を行っています。(福祉保健局)

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業補助

東京都女性相談センターにおいて、婦人保護施設退所者が地域社会で安定した生活を送れるよう、自立のために必要な相談、指導等の援助を行う事業を実施する社会福祉法人に対して補助を行っています。(福祉保健局)

○人身取引被害女性の緊急一時保護及び支援

女性相談センターにおいて、「人身取引行動計画2014」（内閣府）に基づく人身取引被害女性の緊急一時保護及び被害女性の帰国を含むその後の自立に向けた具体的支援を関係機関と連携を取りながら実施しています。（福祉保健局）

○配偶者暴力被害者等の一時保護・自立支援

女性相談センターでは、配偶者暴力被害者とその同伴児童を一時保護し、福祉事務所等と連携して自立の支援を行います。また、婦人保護施設では、就労及び生活に関する指導等を行い自立の支援を行っています。（福祉保健局）

○配偶者暴力被害者等の暴力被害者への心理支援

女性相談センターでは、配偶者暴力被害者とその同伴児童に安全・安心な場を提供し、心身の回復を図る支援を行っています。配偶者暴力被害者や児童に心理学的、医学的支援を行い、必要に応じて精神科診察につなげます。（福祉保健局）

○母子生活支援施設への運営指導

母子を入所させ自立に向けて支援を行う母子生活支援施設に対して、運営費の補助を行うとともに、運営指導を行います。（福祉保健局）

(イ) ストーカー被害者への対応

ストーカー被害者等に対する安全確保措置等を講じ、被害者の保護や支援を図ります。

【具体的取組】

○ストーカー事案対応

ストーカーに関する相談があった際は、警察署と人身安全関連事案総合対策本部が連携し事案の危険性や切迫性を的確に判断し、ストーカー行為者に対する検挙等の措置と被害者等の保護対策の双方を迅速に実施することで、被害者の安全確保を最優先に考えた対応をとっています。（警視庁）

○ストーカー被害者等への一時避難先の提供

ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設を提供するとともに費用を公費で支出します。(警視庁)

ウ 虐待事案への対応

都は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、児童虐待や高齢者虐待防止の取組を進めているところですが、都における児童虐待相談対応件数は、毎年度増加しており、平成26年度の相談対応件数は、7,814件となっています。また、都における養介護施設従事者による高齢者虐待の相談・通報件数及び養護者による高齢者虐待の相談・通報件数いずれについても、平成25年度は前年度に比べ増加しています。

さらに、平成24年10月には、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（平成23年法律第79号）が施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務が課されています。

こうした状況を踏まえ、引き続き、関連法等に基づき、虐待事案への対応の充実を図ります。

（ア）児童虐待への対応

児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法に基づき、虐待事案への対応の充実を図ります。

【具体的取組】

○児童相談所の体制と取組の強化

児童虐待を始め、困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。（福祉保健局）

○児童相談所における被害児童等への支援

18歳未満の犯罪被害児童及び被虐待児童については、児童相談所において、専門職員などによる継続的カウンセリングなど支援を実施します。（福祉保健局）

○児童相談所における協力医師制度

児童虐待が疑われる傷病等のある困難ケースについて、医学的知見を得ることにより、児童相談所における迅速かつ適切な相談援助業務を図ります。(福祉保健局)

○子供家庭支援センター等における児童家庭相談・在宅サービス

子供家庭支援センター等を中心とした児童家庭相談・在宅サービスの充実により、児童虐待につながる可能性のある育児不安や子育ての悩みを抱えた親への支援を実施します。(福祉保健局)

○一時保護所における保護

区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。(福祉保健局)

○「東京都要保護児童対策地域協議会¹」の設置

「東京都要保護児童対策地域協議会」を設置し、保護を要する児童の早期発見や適切な保護のため、関係機関と情報交換、支援内容の協議を行うなど、連携を図っています。(福祉保健局)

○里親研修の実施

里親研修や養育相談等を通じ、被虐待児童等への理解促進及び里親が行う養育の支援を行います。(福祉保健局)

○児童虐待対策委員会（CAPS）

小児科・産婦人科等の診療を通じた虐待・暴力等の予防・早期発見に努め、関係機関との連携や保護等の充実を図るとともに、各病院に設置された児童虐待対策委員会（CAPS）等を活用し、児童虐待や配偶者暴力等に組織的に対応します。(病院経営本部)

○「人権教育プログラム」

教員を対象とした各種研修会の実施や、新たに作成した児童虐待のチェックリストを掲載した人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム」の配布や学校における児童虐待の研修を充実させ

¹ 「東京都要保護児童対策地域協議会」とは、要保護児童（虐待を受けた子供や非行の子供等）の適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき、都が設置した協議会です。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、情報交換や支援内容に関する協議を行っています。

るために作成した「児童虐待防止研修セット」により、通告義務の周知徹底を図り、早期発見・早期対応や関係諸機関との継続的な連携のための体制整備に努めます。(教育庁)

○「人権教育指導推進委員会」

区市教育委員会等の指導主事を対象とした「人権教育指導推進委員会」において、各区市町村教育委員会での児童虐待防止に向けた取組等について、情報の収集及び協議を行います。(教育庁)

○養護教諭対象の専門研修の実施

教職員研修センターで行われる養護教諭対象の専門研修や新規採用研修の中で、虐待を受けた児童等への対応等を含めた研修を行い、養護教諭の資質を高めます。(教育庁)

(イ) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待事案への対応の充実を図ります。

【具体的取組】

○高齢者虐待に関する専門相談窓口の設置

社会福祉士、弁護士等による専門相談窓口を設置し、虐待対応困難事例への対応、虐待防止ネットワークの構築における支援等、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる区市町村職員及び地域包括支援センターへの助言及び支援を行います。(福祉保健局)

○区市町村職員に対する高齢者虐待に関する講義・演習の実施

区市町村において高齢者虐待防止を担当する職員に対し、虐待等事例に対して適切かつ迅速に対応するために必要な知識及び技術を習得するための講義・演習を実施します。(福祉保健局)

○事業者に対する高齢者虐待に関する講義・演習の実施

介護サービス事業所の管理者等に対し、高齢者虐待を早期発見し、かつ従事者による高齢者虐待を防止するために管理者として果たすべき役割についての具体的な知識を習得するための講義を実施します。(福祉保健局)

○高齢者権利擁護・身体拘束廃止の取組に関する講義・演習の実施
介護施設等における看護の指導的立場にある者や看護主任を対象に、利用者の権利擁護推進や身体拘束廃止の取組を行うための専門的・実践的な知識・技術を習得するための講義・演習を実施します。(福祉保健局)

(ウ) 障害者虐待への対応

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律に基づき、虐待事案への対応の充実を図ります。

【具体的取組】

○障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、区市町村障害者虐待防止センターの職員や区市町村の障害者虐待防止担当職員の専門性の強化を図るため研修を実施します。(福祉保健局)

エ 損害回復・経済的支援

(ア) 損害賠償請求についての援助等（基本法第12条関係）

犯罪被害者等が、加害者に損害賠償を適切に請求することができるよう、損害賠償請求制度等についての情報提供を行うとともに、その方法等についてアドバイスするなどの支援に努めていきます。

【具体的取組】

○交通事故相談員

交通事故に係る損害賠償問題等に関して、交通事故相談員による無料相談を行うほか、相談内容によっては、交通事故相談者の間で解決が困難な案件等について弁護士会等の専門機関を紹介します。（生活文化局）

○被害者の手引の作成、交付

損害賠償命令制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した「被害者の手引」を作成、交付します。（警視庁）

○暴力団犯罪による被害からの回復

暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士会と連携して、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。（警視庁）

(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

制度の周知徹底や情報提供に努めるとともに、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、各種の経済的支援の更なる充実を図るほか、国への提案要求を行っていきます。

【具体的取組】

○一時費用貸付

既存の貸付制度を活用して、一時費用（転居費、就職支度金等）の貸付けを行います（母子及び父子福祉資金、女性福祉資金、生活福祉資金）。（福祉保健局）

○犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度の対象となる犯罪被害者等に対して、現行制度の周知徹底に努めるとともに、適切な教示と迅速な裁定を行います。（警

視庁)

犯罪被害給付制度とは

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族や重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援するものです（詳細は、参考資料の資料6をご参照ください。）。

○犯罪被害者に対する診断書料等の公費支出

性犯罪の被害者に対して、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に必要な費用の一部を、一定の条件の下、公費で支出します。（警視庁）

○遺体搬送費の公費支出

司法解剖に係る遺体搬送費を、公費で支出します。（警視庁）

○犯罪被害者宅の清掃に要する費用の公費支出

被害者宅が事件発生現場となった場合のハウスクリーニングに要する費用について、一定の条件の下に公費支出を行い、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。（警視庁）

○犯罪被害者遺族等に対する供花等に要する費用の支出

犯罪被害者及び遺族等への弔意を示すため、供花等に要する費用を公費で支出し、その精神的負担の軽減を図ります。（警視庁）

（ウ）居住の安定（基本法第16条関係）

犯罪被害者等が被害直後自宅に居住できない場合に一時的な居住場所の提供を行うほか、再び平穏な生活を営むことができるよう、安定した新たな居住先の確保に努めていきます。

【具体的取組】

○不動産関連団体と連携した住宅のあっせん（再掲）

被害者が事件後に転居を希望する際に被害者等のニーズに合った住

宅をあっせんできるよう、不動産関連団体との連携を推進します。(総務局)

○犯罪被害者等支援に係る宿泊施設の提供(再掲)

・被害直後、自宅等が犯罪等の現場となり当該住居に居住することが困難である場合や、更なる犯罪等により被害を受けるおそれがある場合等において、一時的に滞在できる宿泊施設を都が犯罪被害者等に対し提供し、その宿泊料を公費で支出します。

今後は、犯罪被害者等からのニーズ等に基づき宿泊対象者の範囲を拡大するなど制度の見直しを行います。(総務局)

・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を提供し、その宿泊料を公費で支出します。(警視庁)

○優遇抽せん制度(都営住宅)

配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯に対し、都営住宅の入居において、当選率が一般申込者の5倍となる優遇抽せん制度を実施します。(都市整備局)

○申込資格の拡大(都営住宅)

平成18年2月より、都営住宅の単身者の申込資格を拡大し、単身の配偶者暴力被害者の申込みに対応できるようにしています。(都市整備局)

(エ)雇用の安定(基本法第17条関係)

犯罪被害者等の雇用が安定するよう、希望する人については、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介を通じて、支援に努めていきます。

【具体的取組】

○雇用等に関する情報提供

東京都総合相談窓口を通じて、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介に関するリーフレットを配布するなど、犯罪被害者等で就業を希望する人に対する情報提供を行います。(産業労働局)

○職業訓練、職業紹介

職業能力開発センターにおいて、犯罪被害者等で就業を希望する人に対し、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施します。(産業労働局)

○カウンセリング、セミナー

東京しごとセンターにおいて、犯罪被害者等で就業を希望する人に対し、カウンセリングや就職活動のためのセミナー、職業紹介等の支援を実施します。(産業労働局)

○労働問題相談

労働相談情報センターにおいて、犯罪被害者等で労働問題について相談を希望する人に対し、職場における労働問題全般に関する相談を実施します。(産業労働局)

オ 精神的・身体的被害の回復・防止

(ア) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

犯罪被害者等が、心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復するために、その状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めていきます。

【具体的取組】

○無料低額診療事業

配偶者暴力被害者、人身取引被害者等のうち生計が困難状況にある方のために、無料又は低額な料金で診療を行います。（福祉保健局）

○救急医療体制の整備

突発的に傷害を受けた人が、いつでも、どこでも、その症状に応じた適切な医療が受けられるよう、区市町村との役割分担の下、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めます。（福祉保健局）

○高次脳機能障害¹者に対する相談、支援等

心身障害者福祉センターでは、高次脳機能障害者支援拠点として、高次脳機能障害のある人への相談支援等を実施するとともに関係機関向けにパンフレット等を作成・配布するなど、関係者への普及啓発を行います。（福祉保健局）

○自立支援医療

精神疾患を有して通院による精神医療を継続的に要する程度の病状を有し、一定の要件を満たす方に対して、医療に要する費用の一部を公費で負担します（自立支援医療（精神通院医療））。（福祉保健局）

○医療機関紹介

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」において、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の診療ができる医療機関を紹介しています。（福祉保健局）

○都立病院における精神的ケア

都立病院において、患者の症状により、精神的ケアが必要な場合に

¹ 「高次脳機能障害」とは、脳卒中等の病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶、注意、思考、行為、言語などの認知機能の一部に障害が生じ、日常生活に支障をきたすことをいいます。

は、各診療科と精神科とが連携しながら治療を実施します。(病院経営本部)

○性犯罪被害者の診察に係る協力医療機関との連携

夜間、休日の対応を始め、性犯罪被害者の診察に理解と協力を得られる協力医療機関と連携し、受診時における被害者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。(警視庁)

○被害者カウンセラーによるカウンセリングの実施

性犯罪及びその他の重大な事件、事故等の被害者等を対象とし、精神的負担の軽減を図るため、希望者に対して急性期におけるカウンセリング等を提供します。(警視庁)

(イ) 安全の確保（基本法第15条関係）

犯罪被害者等が再被害に遭うことの不安を解消するよう、再被害防止の取組を実施するとともに、犯罪被害者等の保護を図るなど、犯罪被害者等の安全確保に向けた取組を進めます。

【具体的取組】

○再被害防止に向けた教育機関等との連携

「警視庁スクールサポーター運用要綱」、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」、「セーフティ教室等事業の実施」に基づき、再被害防止に向けて教育関係機関・団体と連携を図ります。(警視庁)

○加害者に関する情報提供

法務省等から受けた加害者に関する情報のほか、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察が所在不明となった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に関する情報を把握した場合は、それを保護観察所へ提供します。(警視庁)

○出所後の居住確認等の実施

法務省から警察庁を経由して「子どもを対象とした暴力的性犯罪の出所者」に関する情報の提供を受けた場合は、出所情報に基づき出所後の居住確認等を実施します。(警視庁)

○パトロール等による再被害の発生防止

同じ加害者から再び危害が加えられるおそれのある犯罪被害者等に対し、「再被害防止要綱」に基づき、機械警備、防犯指導、パトロール等を実施し、再被害の発生を防止します。(警視庁)

○保護対策の実施

暴力団等から危害を加えられるおそれのある人に対し、「保護対策実施要綱」に基づき保護対策を実施します。(警視庁)

○人身安全関連事案における再被害の防止に向けた連携・協力

ストーカー行為等の規制等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律等に基づき、再被害の防止に向けての対策及び関係機関や団体と連携を図ります。(警視庁)

○初期段階からの人身安全対策の推進

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、殺人、誘拐等の犯罪に発展するおそれのある行方不明事案、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案、子供及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案は、事態が急転して重大な事件に発展するおそれが極めて高いことから、初期段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処に当たります。(警視庁)

(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

犯罪被害者等の保護や被害に係る事件の捜査又は公判の過程において、犯罪被害者等の人権に十分配慮するとともに、犯罪被害者等の負担を軽減するための取組を進めます。

【具体的取組】

○性犯罪捜査員による適切な支援

警視庁本部関係各課及び警察署に性犯罪捜査員（女性警察官）を指定して配置し、性犯罪被害者へ適切な支援を行います。(警視庁)

○犯罪被害者等の心情への配慮

各警察署に整備された被害者相談室を犯罪被害者等の事情聴取等に活用するほか、犯罪被害者支援室及び各警察署に、被害者支援車両又はスモークフィルム装着車を配備して、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した犯罪被害者等支援にあたります。(警視庁)

○プライバシーの保護

「警視庁犯罪被害者支援要綱」に基づき、犯罪被害者等支援に関する広報に当たっては、被害者のプライバシーに十分配慮しています。特に、事件について報道発表を行う場合は、当該事件の被害者に対し、事前に必要な情報を提供するよう努めます。(警視庁)

カ 刑事手続への参加機会拡充（基本法第18条関係）

捜査、起訴、裁判など犯罪事実を確定し、犯人に刑罰が科せられるまでの刑事手続等に関し、一層の情報提供等に努めていきます。

【具体的取組】

○弁護士会等との連携による犯罪被害者支援（再掲）

犯罪被害者等が、事件捜査や裁判等の刑事手続への参加、又は加害者側との対応を求められる場合等で、弁護士等の法律専門家の支援が必要な際、希望者に対して被害者支援に精通した弁護士等を紹介して、その精神的負担の軽減を図ります。（警視庁）

○「被害者の手引」の交付

「警視庁指定被害者支援実施要領」に基づき、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」の交付、被害者連絡を実施し、捜査等への支障等が生じないように配慮しつつ、捜査状況等を適時適切に情報提供します。（警視庁）

キ 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・資質の向上（基本法第21条関係）

犯罪被害者等が二次的被害を受けずに行政の相談窓口や関係機関等を安心して利用できるよう、行政や関係機関の職員に対し、犯罪被害者等の心身の状況や置かれている状況等への理解を深めるための研修を実施することなどにより、人材の育成や資質の向上を図ります。

【具体的取組】

○都・区市町村・関係機関職員向け研修の実施

支援に必要な知識・ノウハウを学ぶ都・区市町村・関係機関職員向け研修を実施します。（総務局）

○区市町村担当者向け研修内容の充実（再掲）

区市町村職員向け研修を窓口対応に重点を置いた内容に見直し、充実を図ります。（総務局）

○東京都総合相談窓口における区市町村職員の中・長期研修生受入れ

東京都総合相談窓口において区市町村職員の中・長期研修生の受入れを実施します。（総務局）

○講演会、教養研修の実施

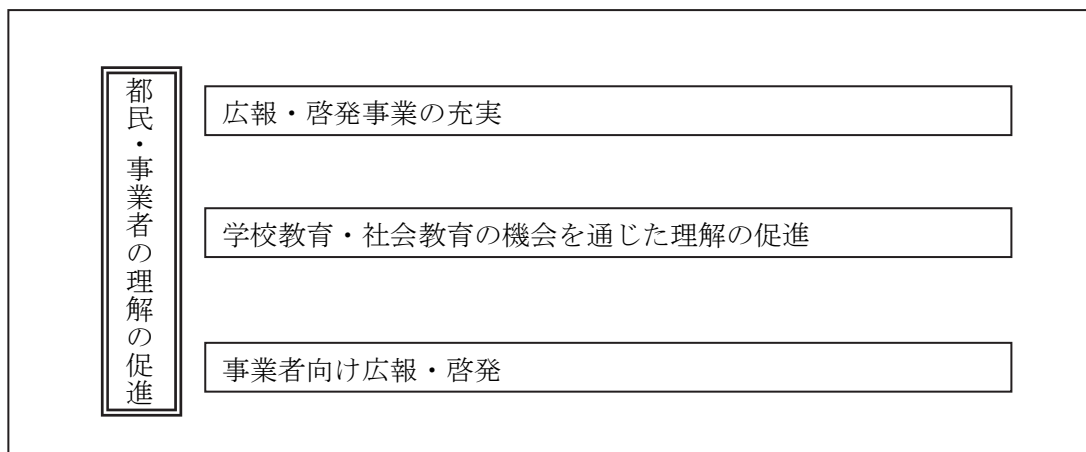
職員が犯罪被害者等へ適切な支援や対応ができるよう、採用・昇任時教養研修、実務担当者研修、警察署巡回教養、被害者・遺族等による講演会等を実施します。（警視庁）

(2) 都民・事業者等の理解の促進（基本法第20条関係）

犯罪被害者等を地域社会全体で支えていくためには、犯罪被害者等が置かれている状況等について都民や事業者の理解を深めるための取組を広く進めていくことが必要です。

実態調査においても、今後充実させていくことが望ましいと考える支援については、多くの犯罪被害者等が「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」を挙げています。

そこで、犯罪被害者等への都民や事業者の理解を更に進めていくために、教育活動や住民に身近な基礎的自治体である区市町村や、犯罪被害者等の日常生活に密接に関わりのある民間団体と連携するなど、様々な分野、場面において、広報・啓発活動等に努めていきます。



ア 広報・啓発事業の充実

イベント等広報啓発活動やパンフレット等啓発物品の配布を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況の理解の促進や被害者支援に対する意識の向上を図ります。

【具体的取組】

○児童ポルノ被害防止の普及啓発

児童ポルノ被害防止のため、被害事例や相談窓口等を掲載した被害事例啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、実際の被害事例を交えながら、児童ポルノ事件に遭う危険性や被害防止対策を伝える講演会を開催します。（青少年・治安対策本部）

○啓発リーフレットの配布、パネル展示、啓発物品の貸出

犯罪被害者等の置かれている状況や心情について記載した啓発リーフレット「犯罪被害者やその家族に必要なのは、みなさんの理解と支援です」を作成し、犯罪被害者週間行事等の会場での配布のほか、人権啓発行事や警視庁行事等において配布します。また、行事等の機会に犯罪被害者等に関するパネルの展示等を行うとともにパネル、映像資料を区市町村に貸し出します。（総務局）

○犯罪被害者週間行事の効果的実施（再掲）

区市町村との連携により行っている「犯罪被害者週間行事」について、行事内容や実施体制の充実を図るなど、より一層効果的な実施に努めます。（総務局）

○年間を通じた広報啓発活動の実施（再掲）

警察、区市町村、地域で活動する民間団体等、多様な主体との連携を進め、様々な啓発イベントの機会を活用することにより、年間を通じ広報啓発活動を実施します。（総務局、警視庁）

○スポーツ等の各種イベント等の機会を活用した啓発事業の実施（再掲）

・スポーツ団体等と連携し各種のイベント等の機会を活用するなど、より広い層をターゲットとして啓発事業を実施し、被害者の置かれた状況に関する理解の促進を図ります。

・事件・事故により家族を亡くした遺児とその保護者を各種スポーツイベント等に招待するとともに、活動を通じて社会全体に犯罪被害者支援に対する理解の促進を図るなど、犯罪被害者等を支える機運向上に向けた活動を行います。(警視庁、総務局)

○配偶者暴力防止の普及啓発

配偶者暴力の防止に係るパンフレット・PRカードの作成・配布や配偶者暴力防止に関する講演会等の実施など、都民の理解を深めるための啓発活動を実施します。(生活文化局)

○児童虐待防止の普及啓発

児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。(福祉保健局)

○「もう一度会いたい(遺族の手記)」の配布

交通安全運動、安全運転管理者講習等で、被害者支援都民センターが作成している、交通事故の被害者遺族等の手記を掲載した小冊子「もう一度会いたい(遺族の手記)」を配布します。(警視庁)

○リーフレット配布等の啓発イベントの実施

被害者支援都民センターが実施するキャンペーン等に対する協力・広報協力、リーフレットの配布、犯罪被害者ホットライン広報用ポスターの掲出、各種広報紙による広報を実施します。(警視庁)

イ 学校教育・社会教育の機会を通じた理解の促進

学校教育・社会教育における様々な機会を通じ、犯罪被害者等に対する支援や命の大切さについて、生徒、保護者、地域住民、学校関係者、社会教育関係職員等の理解促進に努めます。

【具体的取組】

○安全教育プログラム

安全教育プログラムを活用し、次代の東京を担う子供たち自身に、犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育を推進します。(教育庁)

○道徳教育の推進

小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、道徳の授業を公開し、開かれた学校づくりを推進するとともに、道徳の時間の活性化を図ります。

また、保護者・地域住民等との意見交換を通じて、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進します。(教育庁)

○人権学習資料の作成・配布、人権学習指導者研修の実施

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「東京都人権施策推進指針」や、都教育委員会の教育目標及び基本方針に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含めて、社会教育における人権教育を推進します。(教育庁)

・「人権教育・啓発に関する基本計画」、「東京都人権施策推進指針」、都教育委員会の教育目標及び基本方針、犯罪被害者等の人権問題等に関わる解説を掲載した「みんなの幸せをもとめて（毎年3月発行）」を作成し、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権学習や社会教育事業に活用できる人権啓発学習資料として、都内小中高校PTAや社会教育関係機関に配布します。

・社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、都及び区市町村において人権教育が推進されるよう、人権学習指導者研修を実施します。

○人権教育プログラム

人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム」に、人権課題「犯罪被害者やその家族」に関する資料や実践・指導事例等を掲載し、各学校での活用を促します。(教育庁)

○犯罪防止・犯罪被害者理解教材（DVD）及び生活指導研修資料

犯罪防止・犯罪被害者理解教材（DVD）及び生活指導研修資料「暴力行為のない学校づくりに向けて」の各学校での活用を促します。(教育庁)

○セーフティ教室

非行防止、犯罪被害防止を目的とした「セーフティ教室」を、警視庁を始めとする関係諸機関との連携により、都内全公立学校で実施します。(教育庁)

○遺族等による講演（命の大切さを学ぶ教室）の実施

中高生を対象として、犯罪被害者等による講演を行い、命の大切さ等の理解を深め、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ります。(警視庁)

○学生・社会人等に対する「性犯罪被害者支援研修」の実施（再掲）

中高生、大学生、社会人等を対象に、性犯罪被害者への適切な接し方や各種支援制度等に関する研修会を実施し、社会全体で被害者を支える気運を醸成します。(警視庁)

ウ 事業者向け広報・啓発

事業者等への広報・啓発を行い、犯罪被害者等が置かれた状況についての理解の促進に努めます。

【具体的取組】

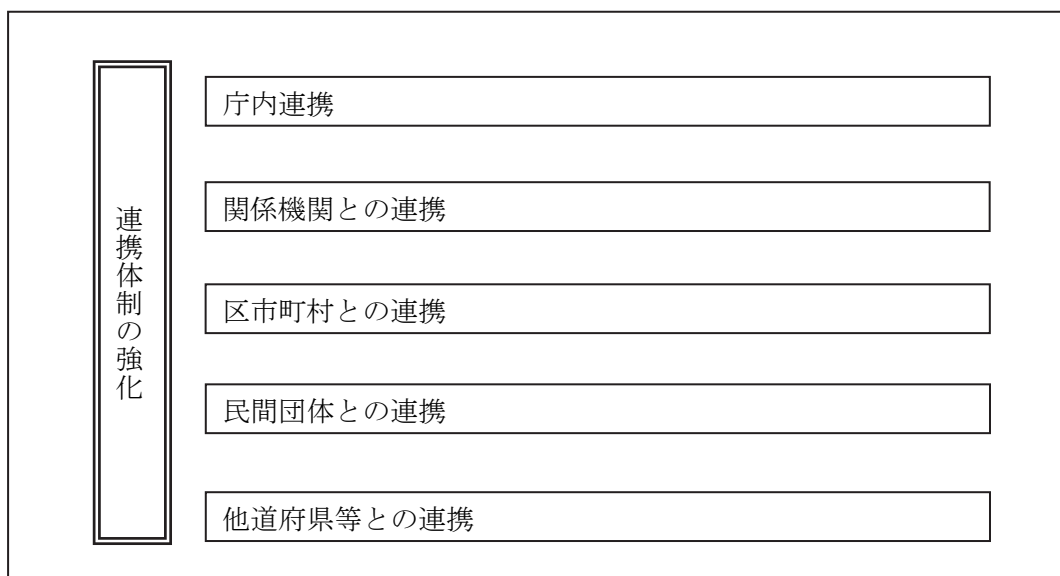
○職場における犯罪被害者等への理解の促進（再掲）

犯罪被害者等が安心して仕事を続けられる環境づくりに向けて、犯罪被害者等の心情や状況についての理解を促進します。（総務局）

(3) 連携体制の強化

犯罪被害者等に対して状況に応じた支援施策を途切れることなく提供し社会全体で犯罪被害者等を支えていくためには、都や区市町村、警察、検察、裁判所、弁護士会等の支援機関、被害者支援団体、地域で活動する民間団体等、多様な主体が連携を強化していくことが必要不可欠です。

また、都外で犯罪被害に遭い、事件後都内に引っ越された方、あるいは、都内から他道府県に引っ越された犯罪被害者等、都道府県の圏域を越え移動した場合の犯罪被害者等の支援においても、必要に応じて、他道府県等と相互に連携した対応を図ります。



ア 庁内連携

全庁を挙げて被害者支援を推進するため、各局から成る会議の開催、東京都総合相談窓口から都の行政機関への助言、都職員に対する研修等を実施し、引き続き庁内各局間の連携の推進を図ります。

【具体的取組】

○東京都犯罪被害者等支援推進会議

引き続き「東京都犯罪被害者等支援推進会議」を開催し情報共有を図るとともに、事業の進行管理を行います。（総務局）

○都・区市町村・関係機関職員向け研修の実施（再掲）

支援に必要な知識・ノウハウを学ぶ都・区市町村・関係機関職員向け研修を実施します。（総務局）

イ 関係機関との連携

被害者支援に携わる様々な機関の間での連携を推進し、多様な主体による支援体制を構築することにより、犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現に努めます。

【具体的取組】

○性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化（再掲）

児童相談所、女性相談センター、東京ウィメンズプラザ、弁護士会等との連携の強化を図るほか、性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、スクールカウンセラーへの周知を図るなど、教育関係機関との連携を強化していきます。（総務局、生活文化局、福祉保健局、教育庁）

○問題行動への地域や関係機関との連携推進

非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、学校サポートチーム¹の積極的な運用を図るとともに、問題行動への地域や関係機関による連携した対応を推進します。（教育庁）

○スクールカウンセラー、アドバイザースタッフ²による心のケア

スクールカウンセラーの活用、アドバイザースタッフの派遣により、少年被害者を含む児童・生徒の心のケアを実施し、学校への支援を行います。（教育庁）

○スクールカウンセラーに対する支援制度の周知

性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、スクールカウンセラーへの周知を図ります。（教育庁）

○生活指導担当指導主事連絡会

生活指導担当指導主事連絡会等で、学校サポートチームの効果的な活用や積極的な運用の働きかけを行います。（教育庁）

¹ 「学校サポートチーム」とは、児童・生徒の問題行動等に対して、教職員と保護者、地域住民、関係機関とが連携して対応するために、管理職等の教職員に加えて、保護者代表、民生・児童委員、保護司、児童相談所職員、警察職員等を構成員として、全公立学校に設置されている組織です。

² 「アドバイザースタッフ」とは、生命に関する事件・事故後の初期対応として、児童・生徒の心のケア等を行ったり、いじめ・不登校・集団不適應等の問題に対応したりするために、要請に応じて学校等に派遣する臨床心理士等の専門家のことです。

○「東京都犯罪被害者支援連絡会」の開催、警察署犯罪被害者支援ネットワークによる連携支援

「東京都犯罪被害者支援連絡会」において、連携支援の推進、会員の充実等の連携を図ります。また、警察署犯罪被害者支援ネットワークを各警察署に構築し、会議・講演会の開催、会報の発行、連携支援の推進、会員の充実等を行います。

その他、被害者支援の各種制度の適正な運用に努め、被害者支援都民センター等関係機関・団体との連携等による総合的・横断的な犯罪被害者等支援を実施します。(警視庁)

ウ 区市町村との連携

住民にとって最も身近な行政の窓口であり、生活に密接した行政サービスを多く扱っている区市町村において、相談を受け付け、様々な支援につないでいくことは、犯罪被害者等を社会全体で支えていくためには重要です。

こうした区市町村における窓口を犯罪被害者等が安心して利用できるよう、区市町村における対応の充実に向け、都と区市町村との連携をより一層推進します。

【具体的取組】

○総合的対応窓口における対応マニュアルの作成と活用の促進（再掲）

区市町村の総合的対応窓口において犯罪被害者等へ適切な対応ができるよう、対応マニュアルの雛形を作成し、各区市町村での活用を促進します。（総務局）

○区市町村担当者向け研修内容の充実（再掲）

区市町村職員向け研修を窓口対応に重点を置いた内容に見直し、充実を図ります。（総務局）

○区市町村窓口の周知

総合的対応窓口について住民への周知を行うよう、各区市町村に対して働きかけを行っていきます。（総務局）

○他自治体における効果的な支援事例の紹介（再掲）

他自治体における社会福祉士、臨床心理士等の専門職の活用や生活支援の取組など、犯罪被害者等支援についての効果的な事例を各区市町村に紹介します。（総務局）

○東京都総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言

東京都総合相談窓口相談員が区市町村窓口を訪問し、犯罪被害者等に対し適切な対応ができるよう、専門的見地から助言・意見交換等を行います。（総務局）

○東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催

都と区市町村間及び区市町村相互における犯罪被害者等の支援に関する情報共有や連携強化を図るため、「東京都区市町村犯罪被害者等支

援連絡会」を開催します。(総務局)

○メールマガジンによる都内の支援に関する情報共有

区市町村に対しメールマガジンを発信し、都内における犯罪被害者等支援に関する情報共有を図ります。(総務局)

○区市町村と東京都総合相談窓口との連携強化(再掲)

区市町村の相談窓口から東京都総合相談窓口への支援依頼が増加しています。こうした状況を踏まえて、区市町村との連携を更に強化し、被害者のニーズに応じたきめ細かな対応を行っていきます。

○区市町村、都、警察との連携強化(再掲)

区市町村、都、警察との間で日頃から情報共有を図るなど連携を強化し、被害直後等において、警察から犯罪被害者等に対し区市町村の担当部署や支援制度に関する情報を提供するなど、区市町村における対応に的確につなげていきます。(警視庁)

エ 民間団体との連携

地域で活動する民間団体や犯罪被害者等の支援に協力する民間団体等との連携を推進し、多様な主体による支援体制を構築することにより、犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現に努めます。

【具体的取組】

○「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じた連携

犯罪被害者等への支援について、地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、学識経験者、事業者、民間団体、関係行政機関で構成する「犯罪被害者等支援を進める会議」を開催します。

また、都と「犯罪被害者等支援を進める会議」を構成する民間団体間のホームページを相互にリンクさせることなどにより都民等への情報提供の充実を図ります。(総務局)

○不動産関連団体と連携した住宅のあっせん（再掲）

被害者が事件後に転居を希望する際に被害者等のニーズに合った住宅をあっせんできるように、不動産関連団体との連携を推進します。(総務局)

○民間団体への支援

犯罪被害者等の支援を行う民間団体が実施する研修に際し、講師を派遣するなど、これらの団体への支援を行います。(総務局、警視庁)

○情報提供（リーフレット、啓発冊子）

リーフレット、啓発冊子等の各種広報媒体を通じて、犯罪被害者等に援助を行う団体の紹介及び情報提供を行います。(総務局、警視庁)

○弁護士会等との連携による犯罪被害者支援（再掲）

犯罪被害者等が、事件捜査や裁判等の刑事手続への参加、又は加害者側との対応を求められる場合等で、弁護士等の法律専門家の支援が必要な際、希望者に対して被害者支援に精通した弁護士等を紹介して、その精神的負担の軽減を図ります。(警視庁)

オ 他道府県等との連携

様々な機会を活用して他道府県等との情報交換等を行い効果的な犯罪被害者等支援を推進するとともに、都道府県の圏域を越えて移動した場合においても犯罪被害者等がより安心して支援施策を利用することができるよう、他道府県等との連携に努めます。

【具体的取組】

○圏域を越えて移動した被害者等の支援

他道府県で犯罪被害に遭い、事件後都内に引っ越された方、あるいは、都内から他道府県に引っ越された犯罪被害者等に対して、プライバシーに配慮しつつ、必要な情報提供を行うなど、他道府県と連携を図ります。(総務局)

○他道府県等との情報交換等

近隣県や政令指定都市による会議等により犯罪被害者等支援に関する情報交換等を行い、都内における支援の充実を図ります。(総務局)

参考資料

資料 1	被害回復のプロセス 便覧	
1	生命・身体に被害を受けた場合（殺人等）	資 1
2	交通事故による被害を受けた場合（人身事故）	資 2
3	性犯罪による被害を受けた場合	資 3
4	配偶者暴力被害を受けた場合	資 4
5	児童虐待を受けた場合	資 5
資料 2	犯罪被害者等基本法	資 6
資料 3	犯罪被害者等支援に関する年表	資 1 2
資料 4－1	犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋）	資 1 7
資料 4－2	インターネット都政モニターアンケート 「犯罪被害者等支援について」（抜粋）	資 3 9
資料 5	東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱	資 4 5
資料 6	犯罪被害給付制度の概要	資 4 8

資料1 被害回復のプロセス 便覧

1 生命・身体に被害を受けた場合（殺人等）

初期 《被害直後の支援》		中期 《安全な生活確保》		長期 《自立生活の促進》	
<p>一般的な刑事手続の流れ</p> <p>【警察】 事件発生 → 捜査開始 (現場臨場、事情聴取、調書作成、証拠収集) → 犯人特定 (逮捕、任意出頭) → 検察送致 (身柄付送致、書類送致)</p> <p>【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ (事情聴取、調書作成、証拠収集、実況見分) → 処分 (起訴、不起訴) → 公判請求 (略式命令請求)</p> <p>【裁判所】 冒頭手続 → 証拠調べ手続 → 弁論手続 → 判決</p>					
<p>警察等による支援</p> <p>【相談】 ☆総合相談センター、☆犯罪被害者ホットライン</p> <p>【指定被害者支援制度】 ☆初期支援 (付添い、捜査書類の作成又は補助、相談・関係機関紹介等)、☆被害者連絡 (捜査状況、被疑者情報等の提供)、☆訪問・連絡活動 (地域警察官による防犯指導、パトロール等)</p> <p>【犯罪被害者等早期援助団体(東京都公安委員会指定)】 ○相談、○付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等)</p> <p>【公費による支出】 ☆被害事実を立証するための診断書料、☆診断書を作成するため受診した際の診察料(上限あり)、☆司法解剖にかかる遺体搬送費用、☆捜査協力にかかる日当・旅費、☆司法解剖後の遺体修復費用</p> <p>【犯罪被害給付制度】 ☆遺族給付金、☆重傷病給付金、☆障害給付金</p> <p>【地方検察庁】 ○被害者等通知制度 (処分・裁判結果、犯人の出所情報等通知)、○被害者支援員、・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助</p> <p>【裁判】 ○証言時の遮へい物設置、○証言時のビデオリンク方式、○意見陳述、○優先傍聴、○訴訟記録の閲覧・謄写、○被害者参加制度、○損害賠償命令制度、○刑事和解</p> <p>【保護観察所】 ○意見等聴取制度、○心情等伝達制度、○被害者等通知制度、○相談・支援</p> <p>損害賠償請求</p> <p>【相談・弁護士紹介】 ○日本司法支援センター(法テラス)、○弁護士会</p> <p>【弁護士費用等立替】 ○日本司法支援センター(法テラス)</p>					
<p>経済的支援</p> <p>【貸付け】 ○福祉事務所・区市担当窓口 (母子及び父子福祉資金、女性福祉資金)、○社会福祉協議会 (生活福祉資金)</p> <p>【助成】 ○区市町村担当窓口 (ひとり親家庭等医療費助成)</p> <p>【貸付け】 ○(公財)東京都私学財団 (入学支度金貸付、育英資金貸付)、【助成等】 ☆私立高等学校等就学支援金、○(公財)東京都私学財団 (私立高等学校等授業料軽減助成、私立高等学校等奨学給付金)、○都立高等学校等 (高等学校等就学支援金、都立高等学校等授業料等減免制度、高等学校等奨学給付金)</p> <p>【生活保護】 ○福祉事務所</p> <p>【各種手当】 ○区市町村担当窓口 (児童手当、児童扶養手当、児童育成手当)</p> <p>【遺児への奨学金等給付】 ○(公財)犯罪被害救援基金</p> <p>【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 (母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金)</p>					
<p>生活基盤の確保</p> <p>【保護施設】 ☆女性相談センター (婦人保護施設)、○福祉事務所 (母子生活支援施設、宿泊所、宿所提供施設)</p> <p>【職業相談】 ☆東京しごとセンター、○ハローワーク、○(一財)東京都ひとり親家庭福祉協議会 (東京都ひとり親家庭支援センター)</p> <p>【職業訓練】 ☆都立職業能力開発センター、○東京都ひとり親家庭支援センター</p> <p>【都営住宅】 ○東京都住宅供給公社、☆都市整備局、○区市町村担当窓口(地元割当)</p>					
<p>精神的ケア等</p> <p>【相談】 ☆精神保健福祉センター、○保健所・保健センター、○民間団体</p> <p>【カウンセリング】 民間団体</p> <p>【医療機関等情報提供】 ☆ひまわり(東京都医療機関案内サービス)、○ワムネット(独立行政法人 福祉医療機構)、☆t-薬局いんふお</p> <p>【相談】 ☆東京都総合相談窓口(被害者支援都民センター)</p> <p>【カウンセリング】 ☆警察</p> <p>【自助グループ】 ○民間団体</p>					

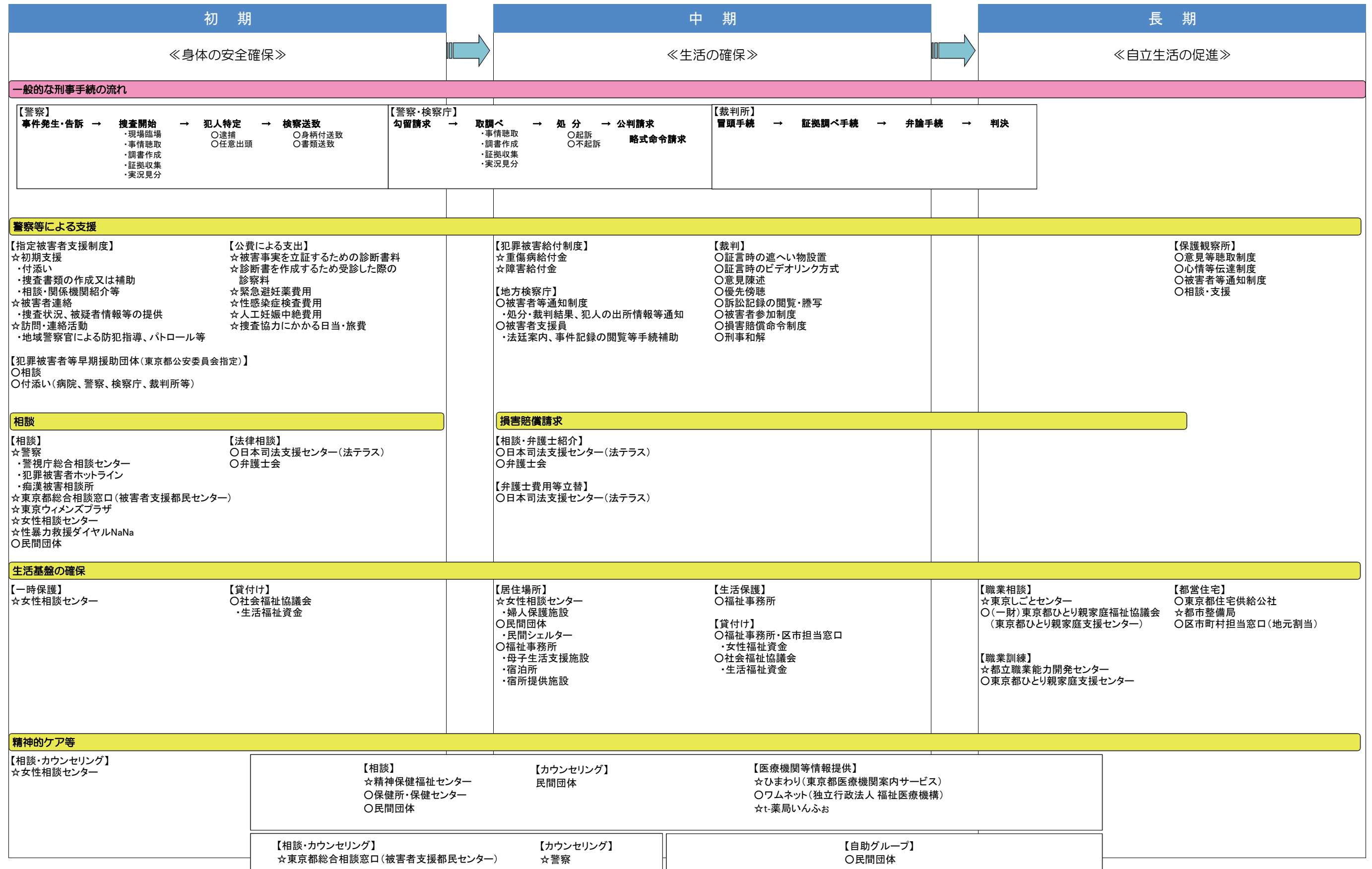
※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

2 交通事故による被害を受けた場合（人身事故）

初期	中期	長期	
《被害直後の支援》	《損害の回復》	《自立生活の促進》	
一般的な刑事手続の流れ			
【警察】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致 現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 逮捕 任意出頭 身柄付送致 書類送致	【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ → 処分 → 公判請求 事情聴取 調書作成 証拠収集 実況見分 起訴 不起訴 略式命令請求	【裁判所】 冒頭手続 → 証拠調べ手続 → 弁論手続 → 判決	
警察等による支援 【相談】 ☆総合相談センター ☆交通相談コーナー 【指定被害者支援制度】 ☆初期支援 ・付添い ・捜査書類の作成又は補助 ・相談・関係機関紹介等 ☆被害者連絡 ・捜査状況、被疑者情報等の提供 【犯罪被害者等早期援助団体（東京都公安委員会指定）】 ○相談 ○付添い（病院、警察、検察庁、裁判所等） 【公費による支出】 ☆司法解剖にかかる遺体搬送費用 ☆捜査協力にかかる日当・旅費 ☆司法解剖後の遺体修復費用	【地方検察庁】 ○被害者等通知制度 ・処分・裁判結果、犯人の出所情報等通知 ○被害者支援員 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助 【加害者の運転免許の行政処分】 ○加害者に対する意見聴取期日、行政処分結果等の情報提供 【裁判】 ○証言時の遮へい物設置 ○証言時のビデオリンク方式 ○意見陳述 ○優先傍聴 ○訴訟記録の閲覧・謄写 ○被害者参加制度 ○損害賠償命令制度（※危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により、人を死傷させた罪に当たる場合） ○刑事和解 生活基盤の確保 【母子生活支援施設】 ○福祉事務所	【保護観察所】 ○意見等聴取制度 ○心情等伝達制度 ○被害者等通知制度 ○相談・支援 【職業相談】 ☆東京しごとセンター ○ハローワーク ○（一財）東京都ひとり親家庭福祉協議会（東京都ひとり親家庭支援センター） 【職業訓練】 ☆都立職業能力開発センター ○東京都ひとり親家庭支援センター 【都営住宅】 ○東京都住宅供給公社 ☆都市整備局 ○区市町村担当窓口（地元割当）	
損害賠償請求			
【相談】 ☆交通事故相談所（都・区・市） ○（公財）交通事故紛争処理センター ○（一社）日本損害保険協会 ・そんぽADRセンター ○（一財）東京交通安全協会 事故相談所 ○（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 ○（公財）日弁連交通事故相談センター ○日本司法支援センター（法テラス）	【解決の過程】 交通事故 → 示談交渉 → 調停 → 訴訟 → 判決 成立 → 示談書 → 賠償金支払い 不成立 → 調停 → 調停調書 → 賠償履行 不調 → 和解 → 和解調書 → 賠償履行 和解不調 → 訴訟 → 判決 【自賠責保険】 ○交通事故相談所（都・区・市） ○保険会社、農業協同組合、共済組合 【法律相談】 ○（公財）日弁連交通事故相談センター ○日本司法支援センター（法テラス） 【弁護士費用等立替】 ○日本司法支援センター（法テラス）		
経済的支援			
	【貸付け】 ○福祉事務所・区市担当窓口 ・母子及び父子福祉資金 ・女性福祉資金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 ○独立行政法人自動車事故対策機構 ・交通遺児等貸付 ・後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付 ・保障金一部立替貸付 ・不履行判決等貸付 【生活保護】 ○福祉事務所	【貸付け】 ○（公財）東京都私学財団 ・入学支度金貸付 ・育英資金貸付 ○（公財）交通遺児育英会 ○（公財）交通遺児育成基金 【各種手当】 ○区市町村担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・児童育成手当 ○都立高等学校等 ・高等学校等就学支援金 ・都立高等学校等授業料等減免制度 ・高等学校等奨学給付金	【給付金】 ○（公財）交通遺児育成基金 ・越年資金 ・入学支度金 ・進学等支援金 ・緊急時見舞金 ○独立行政法人自動車事故対策機構 ・介護料 【助成等】 ○区市町村担当窓口 ・ひとり親家庭等医療費助成 ☆私立高等学校等就学支援金 ○（公財）東京都私学財団 ・私立高等学校等授業料軽減助成 ・私立高等学校等奨学給付金 ・都立高等学校等授業料等減免制度
精神的ケア等			
【相談】 ☆精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○民間団体 【カウンセリング】 ○民間団体	【医療機関等情報提供】 ☆ひまわり（東京都医療機関案内サービス） ○ワムネット（独立行政法人 福祉医療機構） ☆t-薬局いんふお	【後遺症、障害】 ☆心身障害者福祉センター ・高次脳機能障害 相談・支援 ○独立行政法人自動車事故対策機構 ・療養センター	
【相談】 ☆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）	【カウンセリング】 ☆警察	【自助グループ】 ○民間団体	

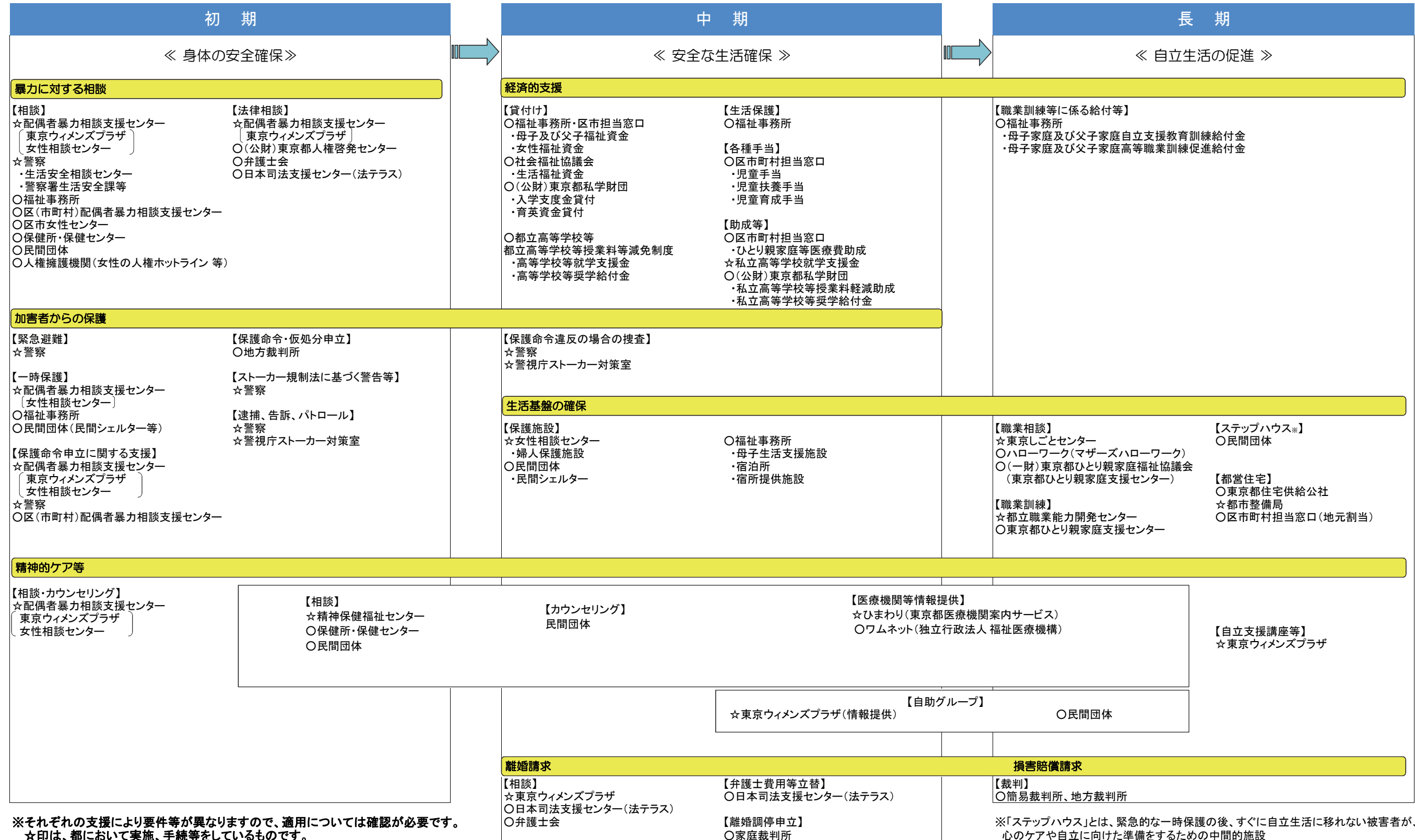
※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

3 性犯罪による被害を受けた場合

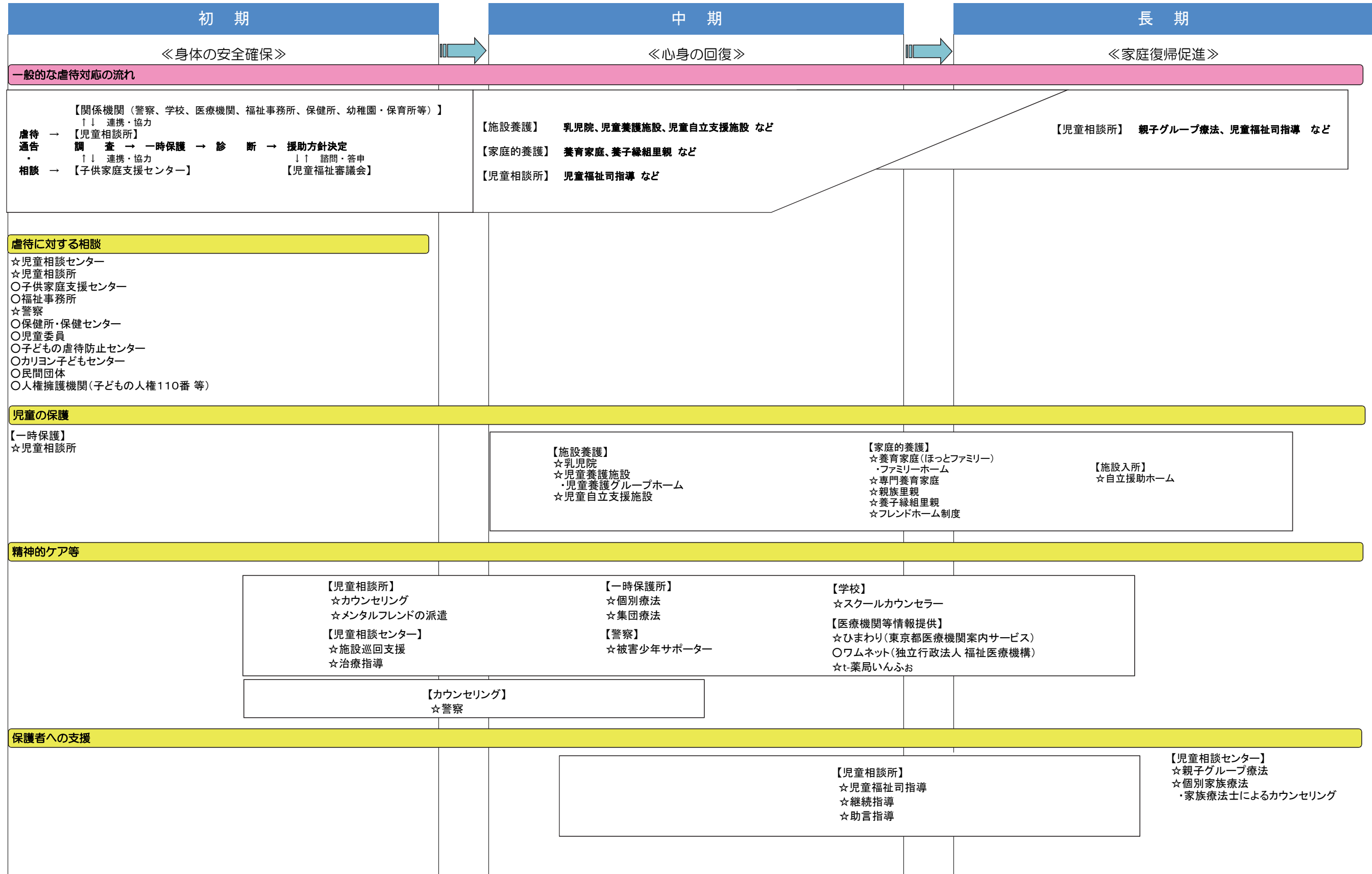


※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

4 配偶者暴力被害を受けた場合



5 児童虐待を受けた場合



※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

資料2 犯罪被害者等基本法

(平成16年法律第161号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進す

るために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附則(平成二十六年六月二十五日法律第七十九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 (略)

資料3 犯罪被害者等支援に関する年表

年 月	内 容
昭和28年8月	「刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（権利保釈の除外事由の一部改正）（28年11月5日施行）
30年7月	「自動車損害賠償保障法」公布（30年12月1日施行）
33年4月	「刑法の一部を改正する法律」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」、「証人等の被害についての給付に関する法律」公布（33年5月20日施行）
49年8月	三菱重工ビル爆破事件（犯罪被害給付制度創設の契機となる）
55年5月	「犯罪被害者等給付金支給法」公布（56年1月1日施行）
56年5月	「財団法人犯罪被害救援基金」設立
60年8月	犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議で「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択
平成2年11月	「日本被害者学会」設立
3年10月	「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」開催（被害者の精神的援助の必要性が指摘される）
4年3月	東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」を開設
4月	犯罪被害者実態調査研究会による調査（7年3月報告書提出）
7年3月	地下鉄サリン事件（被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識される）
8年2月	警察庁において「被害者対策要綱」を策定、全国の警察に通達
5月	警察庁長官官房給与厚生課に「犯罪被害者対策室」設置
9月	警視庁総務部企画課に「犯罪被害者対策室」設置
9年1月	「警視庁犯罪被害者対策要綱」策定（9年2月10日実施）
12月	「東京都犯罪被害者支援連絡会」設立
10年5月	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11年4月	東京地方検察庁「被害者等通知制度」開始
5月	全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者の権利宣言」発表 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布（11年11月1日施行）
6月	「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」公布（11年6月18日施行）（被害者対策に関する規定が盛り込まれる）
11月	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年4月	「社団法人被害者支援都民センター」設立（東京医科歯科大学内「犯罪被害者相談室」を発展的に改組）
5月	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布（12年11月1日施行） 「児童虐待の防止等に関する法律」公布（12年11月20日施行） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布（12年11月24日施行）

年 月	内 容
平成12年12月	「少年法等の一部を改正する法律」公布（13年4月1日施行）
13年1月	（財）法律扶助協会東京都支部「犯罪被害者法律援助制度」開始
4月	「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」公布（13年7月1日一部施行）（障害給付金の支給対象範囲の拡大、重傷病給付金の創設）
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布（13年10月13日施行）
12月	「刑法の一部を改正する法律」公布（13年12月25日施行）（危険運転致死傷罪の新設）
14年1月	「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」公布（14年4月1日施行）
	「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」公布（14年4月1日施行）
5月	東京都公安委員会が（社）被害者支援都民センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定
11月	東京都知事が（社）被害者支援都民センターを特定公益増進法人に認定
15年3月	全国被害者支援ネットワークが、10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国キャンペーンを実施
6月	日野市「日野市被害者、遺族等支援条例」制定（15年7月1日施行）
16年4月	「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年10月1日施行）
6月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年12月2日施行）
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保障等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年7月8日施行）
12月	「犯罪被害者等基本法」公布（17年4月1日施行）
17年3月	「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部を改正する規則」公布（17年3月7日施行）
10月	杉並区「杉並区犯罪被害者等支援条例」制定（18年4月1日施行）
11月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布（18年4月1日施行）
12月	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
18年3月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（18年4月1日施行）（重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和）
11月	内閣府 第1回犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）の実施
19年4月	東京都「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置及び開催（第1回）
6月	「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」公布（20年4月1日施行）（関係機関による要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化）
	「更生保護法」公布（19年12月1日施行）（「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を整理・統合し、保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放審理において犯罪被害者等の意見等を聴取る制度を導入）

年 月	内 容
平成19年6月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布（19年12月26日一部施行）（被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護人制度、損害賠償命令制度の創設）
7月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年1月11日施行）（区市町村における基本計画策定の努力義務化など）
8月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第2回）
20年1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第3回）
	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進計画」策定
3月	東京都 「犯罪被害者等支援の手引」作成・配布
4月	「犯罪被害者等給付金支給等に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年7月1日施行）（重傷病給付金等への休業損害を考慮した額の加算等） 犯罪被害者等支援のための「東京都総合相談窓口」を（社）被害者支援都民センターに開設
5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第4回）
6月	「少年法等の一部を改正する法律」公布（20年12月1日施行） 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」公布（20年12月18日施行）
7月	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を犯罪被害者支援室に改名
9月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布（20年12月1日施行）
10月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第5回）
11月	東京都 「犯罪被害者支援シンポジウム」開催（（社）被害者支援都民センターと共催）
12月	「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護人制度」、「損害賠償命令制度」開始
21年2月	東京都 「犯罪被害者等支援講演会」開催
3月	東京都 「犯罪被害者等支援ガイド」作成・配布 多摩市 「多摩市犯罪被害者等支援条例」制定（21年4月1日施行）
5月	「裁判員制度」開始 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第1回）
6月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第6回）
9月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（21年10月1日施行）（配偶者からの暴力事案等の場合における支給制限を緩和）
10月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第2回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（中野区、多摩市と共催）
22年1月	東京都 「犯罪被害者等の実態に関する調査」実施
4月	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（22年4月27日施行）（公訴時効の廃止及び時効期間の延長）

年 月	内 容
平成22年5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第7回）
	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第3回）
6月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第1回）
8月	東京都知事が（社）被害者支援都民センターを公益社団法人に認定
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（練馬区、府中市と共催）
	東京都 「犯罪被害者支援シンポジウム」開催（公益社団法人被害者支援都民センターと共催）
23年1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第8回）
3月	第2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定
4月	財団法人犯罪被害救援基金が公益財団法人へ移行
5月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第2回）
6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布（24年10月1日施行）
7月	警察庁 「犯罪被害者支援要綱」を制定 全国警察に通達
	「犯罪被害者給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（23年7月15日施行）（障害給付金の支給対象の拡大）
	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第4回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（目黒区と共催）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（立川市と共催）
24年2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第9回）
6月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第3回）
8月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第5回）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（世田谷区、国立市と共催）
	国分寺市 「犯罪被害者等支援条例」制定（25年2月施行）
25年2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第10回）
5月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第4回）
6月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」公布（25年12月1日施行）（被害者参加旅費等の支給等）
7月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（26年1月3日施行）（同棲相手からの暴力事案も保護対象に追加）
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」公布（25年10月3日（一部同年7月23日）施行）（電子メール送信行為の規制、禁止命令等をするのできる公安委員会等の拡大）
9月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第6回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（板橋区と共催）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（青梅市と共催）

年 月	内 容
平成26年1月 6月 9月 10月 11月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第11回） 「更生保護法の一部を改正する法律」公布（27年4月1日施行） 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布（26年7月15日施行）（児童ポルノ所持に係る罰則の追加等） 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第5回） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第7回） 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（26年11月1日施行）（親族間犯罪における支給特例の拡大） 東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（品川区、町田市と共催）
27年1月 5月 6月 7月 12月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第12回） 東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第13回） 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第6回） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第8回） 東京都 「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」開始 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第9回） 東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（豊島区、小平市と共催）

警察庁『年表 犯罪被害者支援の経緯』等より作成

資料 4 - 1 犯罪被害者等の実態に関する調査 (抜粋)

1 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成27年度に「東京都犯罪被害者等支援計画」の見直しを行うに当たり、都内における犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の実態と被害者支援に係るニーズを把握し、計画見直しの検討材料の一つとすることを目的に実施した。

(2) 調査の対象と調査方法

本調査の対象者は、犯罪被害者等、被害者支援団体、区市町村など次に示す6種類の調査を実施した。

ア 犯罪被害者等(性犯罪を除く)に対する調査

(ア) 調査対象

被害者団体・被害者支援団体において把握している犯罪被害者等のうち、都内に住所を有するもの

(イ) 調査方法

調査票一式を被害者団体・被害者支援団体に送付し、団体から犯罪被害者等に発送する。回答は無記名式。督促は行わない。

イ 性犯罪・性暴力被害者に対する調査

(ア) 調査対象

性犯罪・性暴力被害者支援団体において把握している性犯罪・性暴力被害者のうち、都内に住所を有するもの

(イ) 調査方法

調査票一式を被害者支援団体に送付し、団体から性犯罪・性暴力被害者に発送する。回答は無記名式。督促は行わない。

ウ 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

(ア) 調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体・行政機関

(イ) 調査方法

調査票一式を団体・機関に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

エ 性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査

(ア) 調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体

(イ) 調査方法

調査票一式を団体に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

オ 区市町村に対する調査

(ア) 調査対象

東京都内の全区市町村

(イ) 調査方法

調査票一式を区市町村に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

カ 犯罪被害者等を取り巻く地域の民間団体に対する調査

(ア) 調査対象

都内で活動し、行政が設置する被害者支援に関する会議に参加している民間団体

(イ) 調査方法

調査票一式を団体に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

(3)回収結果

各調査の回収結果は、以下のとおりであった。

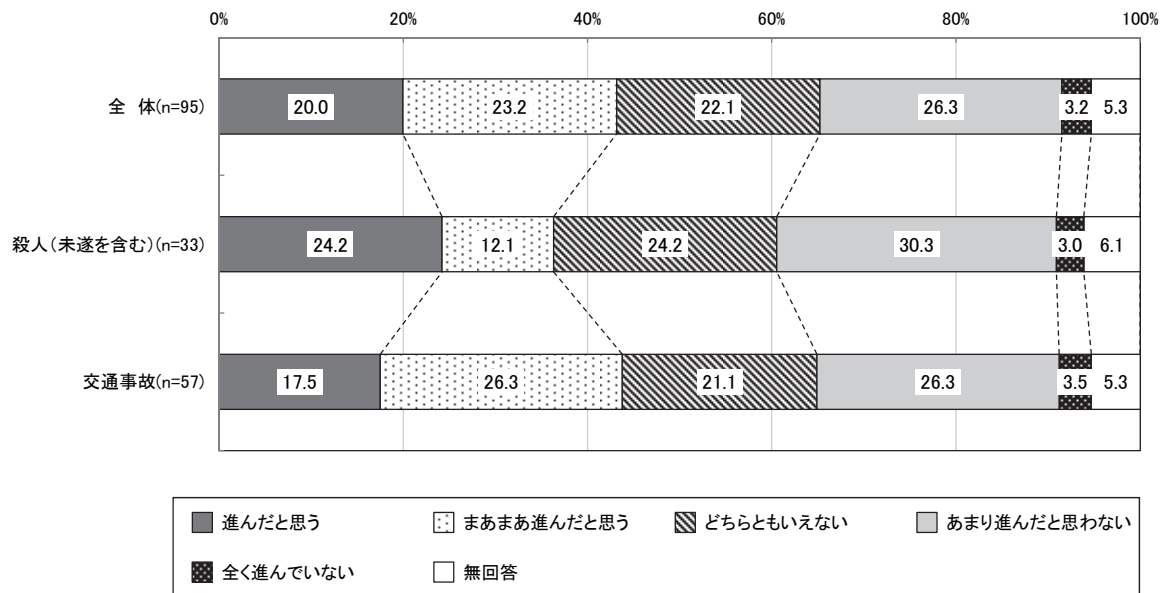
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
犯罪被害者等(性犯罪を除く)に対する調査	129件	95件	73.6%
性犯罪・性暴力被害者に対する調査	59件	44件	74.5%
被害者団体・被害者支援団体等に対する調査	18件	15件	83.3%
性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査	7件	5件	57.1%
区市町村に対する調査	62件	62件	100%
犯罪被害者等を取り巻く地域の民間団体に対する調査	14件	13件	92.9%
総計	289件	234件	80.9%

2 調査結果の分析

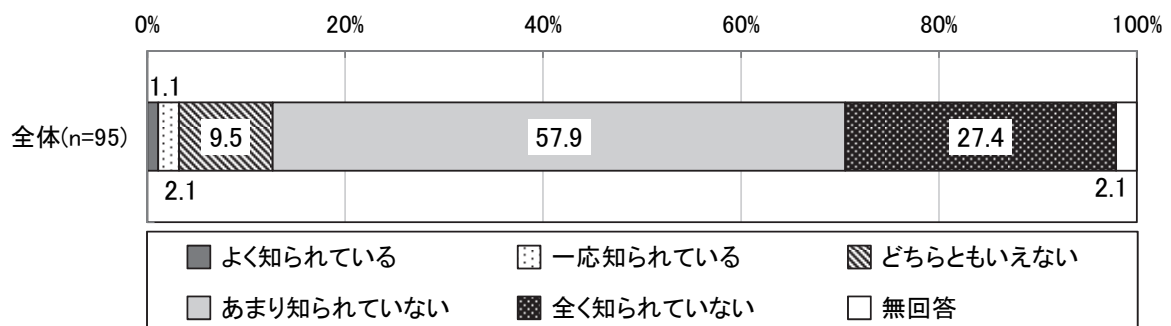
「犯罪被害者等(性犯罪を除く)に対する調査」

(1) 犯罪被害者等支援の取組の進捗状況等

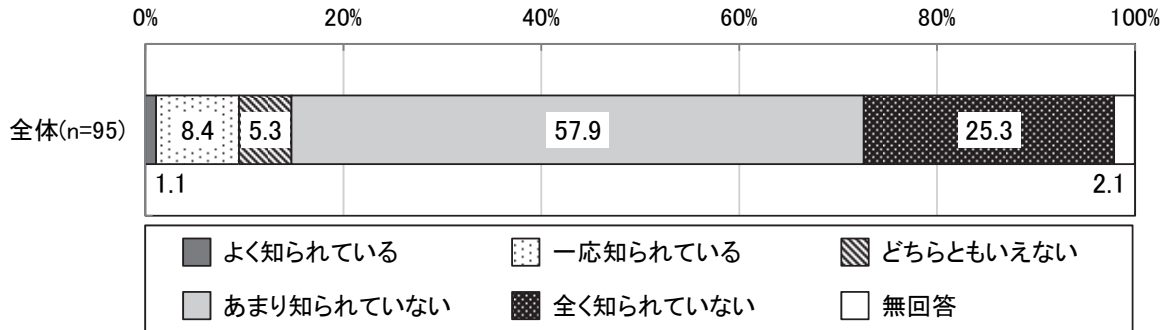
ア 行政機関や被害者支援団体等による支援の取組について、「進んだと思う」、「まあまあ進んだと思う」を合わせて4割超が支援の取組が進んだと評価していた。



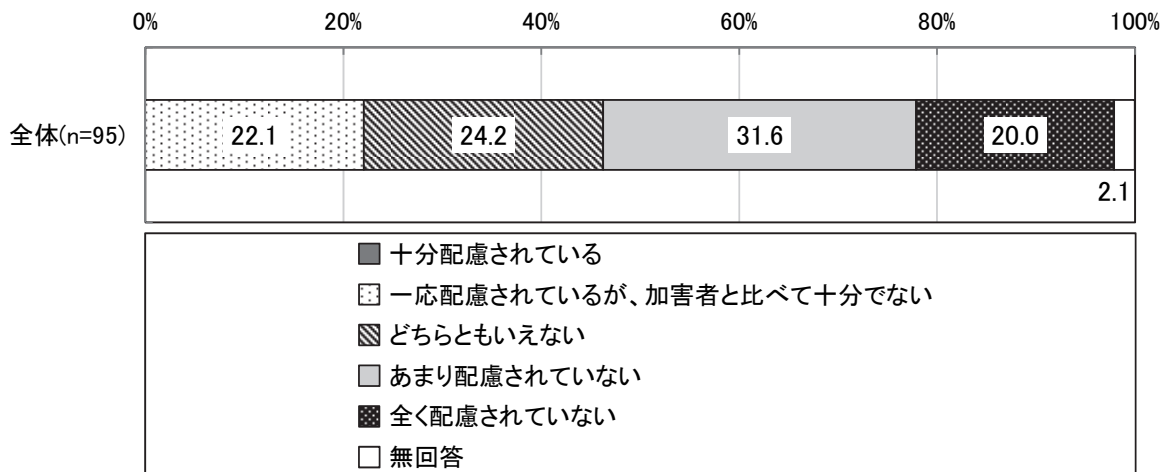
イ 被害者のおかれた状況の認知については、「あまり知られていない」、「全く知られていない」を合わせると8割超となっている。



ウ 行政機関や被害者支援団体による相談窓口・支援制度の認知については、「あまり知られていない」、「全く知られていない」を合わせると8割超となっている。



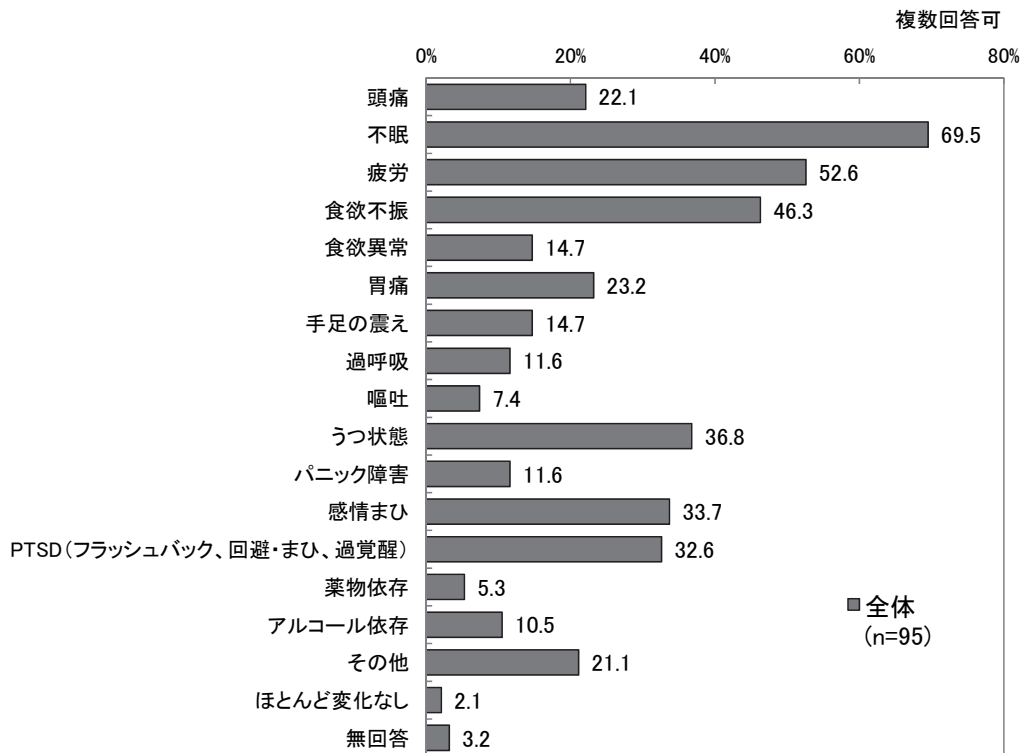
エ 犯罪被害者等に対しての人権配慮については、「あまり配慮されていない」、「全く配慮されていない」を合わせると5割超となっている。



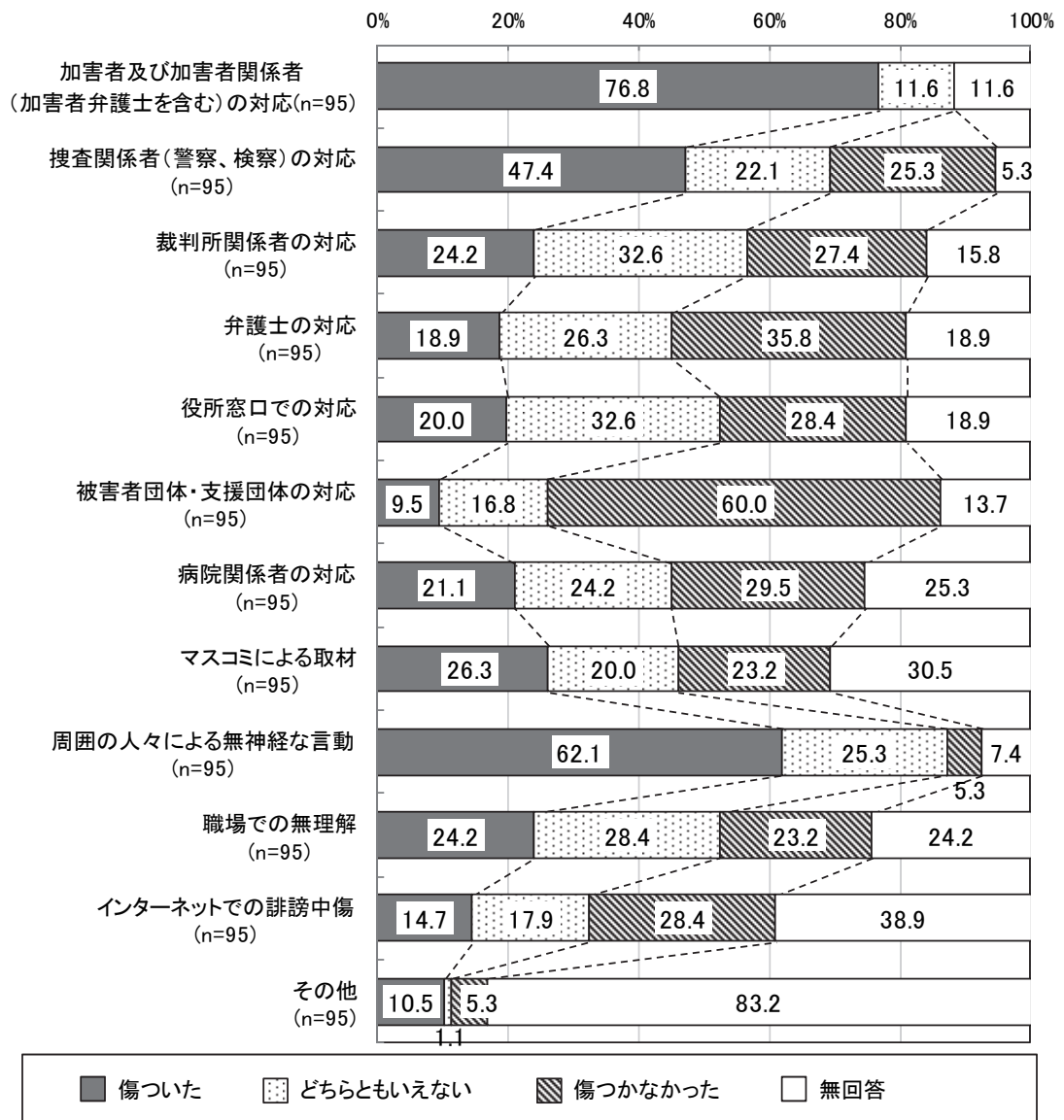
以上のことから、犯罪被害者等は、支援の取組の進展について一定の評価もしているものの、被害者のおかれた状況や行政機関や被害者支援団体による相談窓口・支援制度に対する世間一般の認識は、依然低いと考えていることが分かった。

(2)被害による心身への影響の大きさ

犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族に対する調査では、被害遭遇後の心身の状況について、約7割の犯罪被害者等が「不眠」と回答している。また、「うつ状態」、「感情まひ」、「PTSD(フラッシュバック、回避・まひ、過覚醒)」が3割を占めており、被害による心身の影響の大きさがうかがえる。

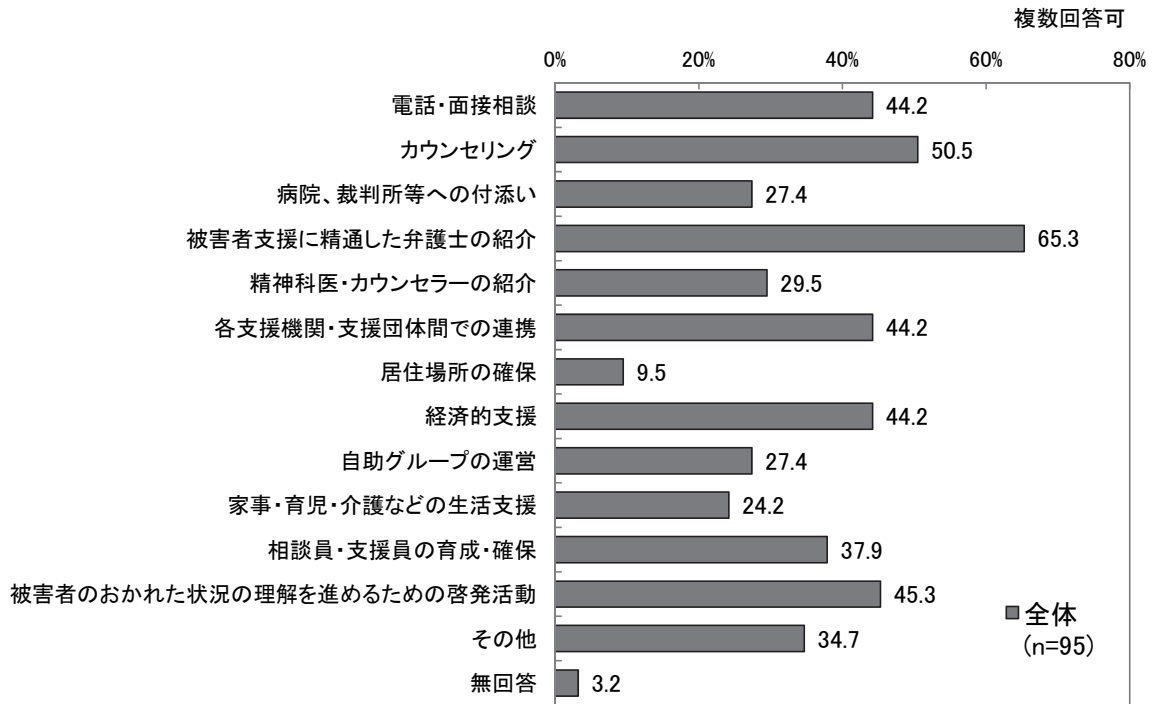


被害後の他人の言動や態度で傷ついたことについては、「傷ついた」が「加害者及び加害者関係者（加害者弁護士を含む）の対応」で7割超と最も多く、次いで「周囲の人々による無神経な言動」が6割を超えている。被害者は、加害者や加害関係者だけではなく、周囲の人々の言動によっても傷ついていることがうかがえる。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

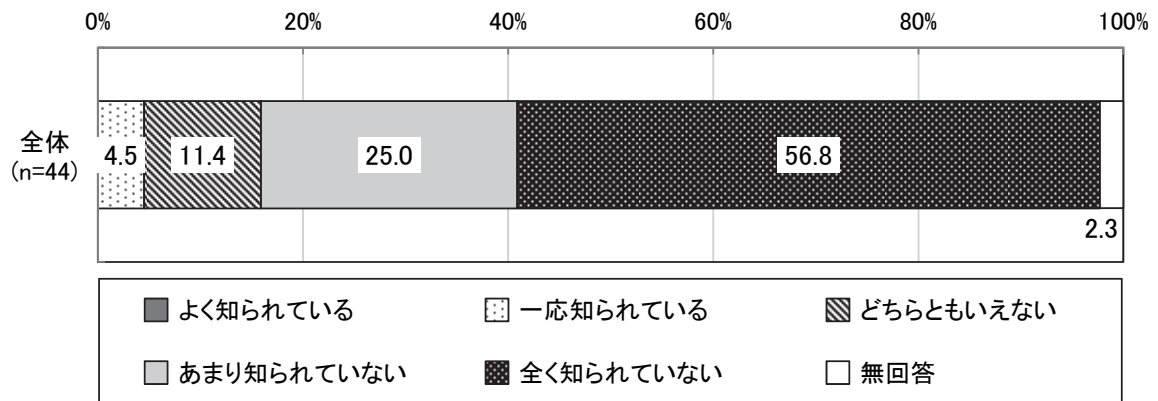
犯罪被害者等が、被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「被害者支援に精通した弁護士の紹介」が6割を超えるほか、「カウンセリング」が過半数、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が約5割となっており、被害者への法的支援、専門家によるカウンセリング、啓発活動を求める声が多い。



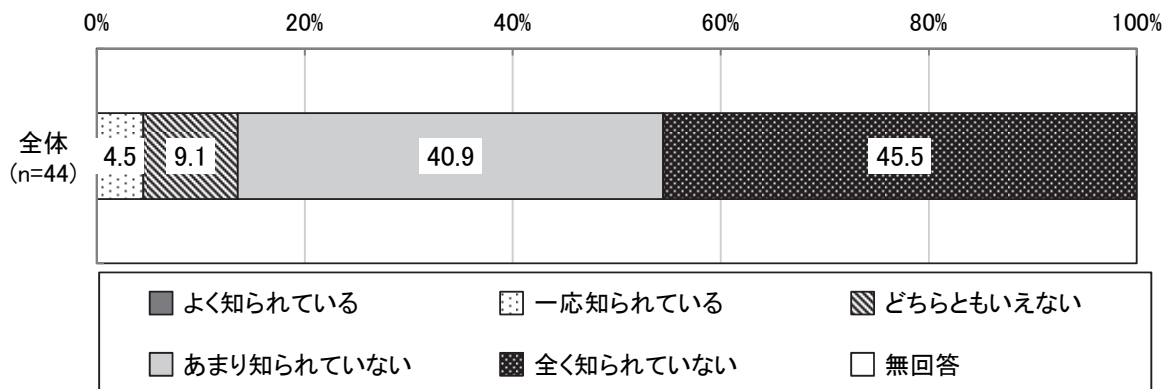
「性犯罪・性暴力被害者に対する調査」

(1) 被害者のおかれた状況等

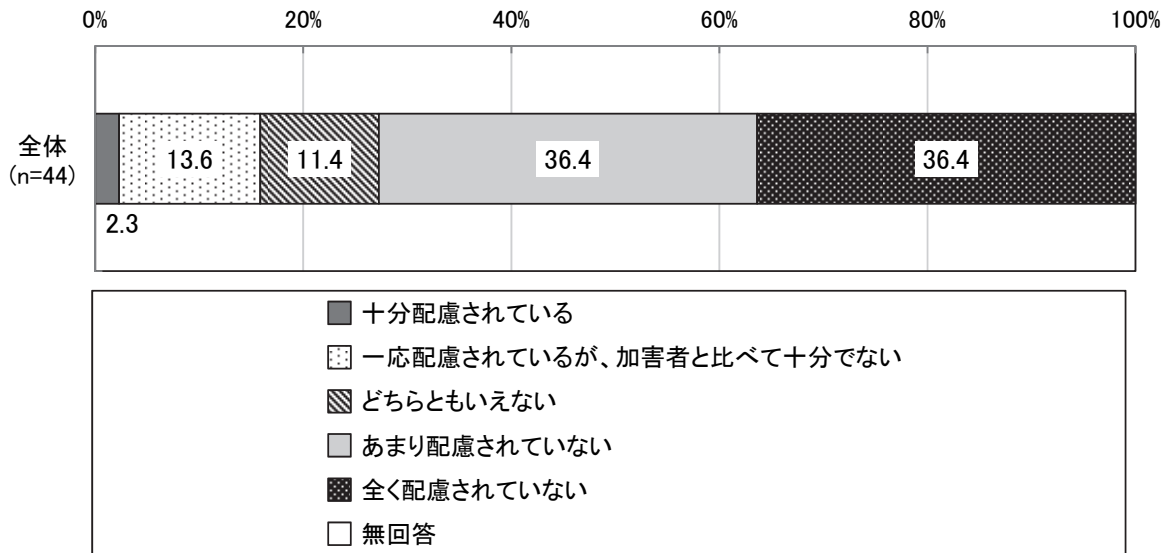
ア 性的被害者のおかれた状況の認知については、「あまり知られていない」「全く知られていない」を合わせると8割超となっている。



イ 行政機関や被害者支援団体による相談窓口・支援制度の認知については、「あまり知られていない」「全く知られていない」を合わせると約9割となっている。



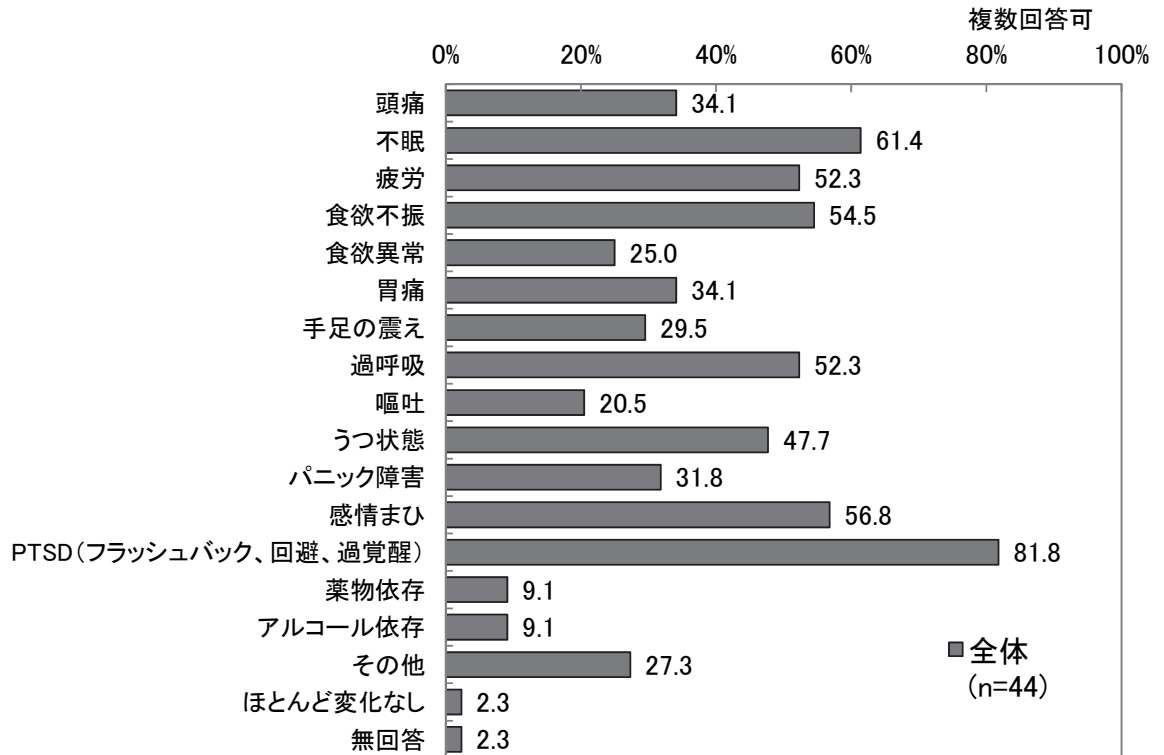
ウ 性的被害者に対しての人権の配慮については、「あまり配慮されていない」「全く配慮されていない」を合わせると7割超となっている。



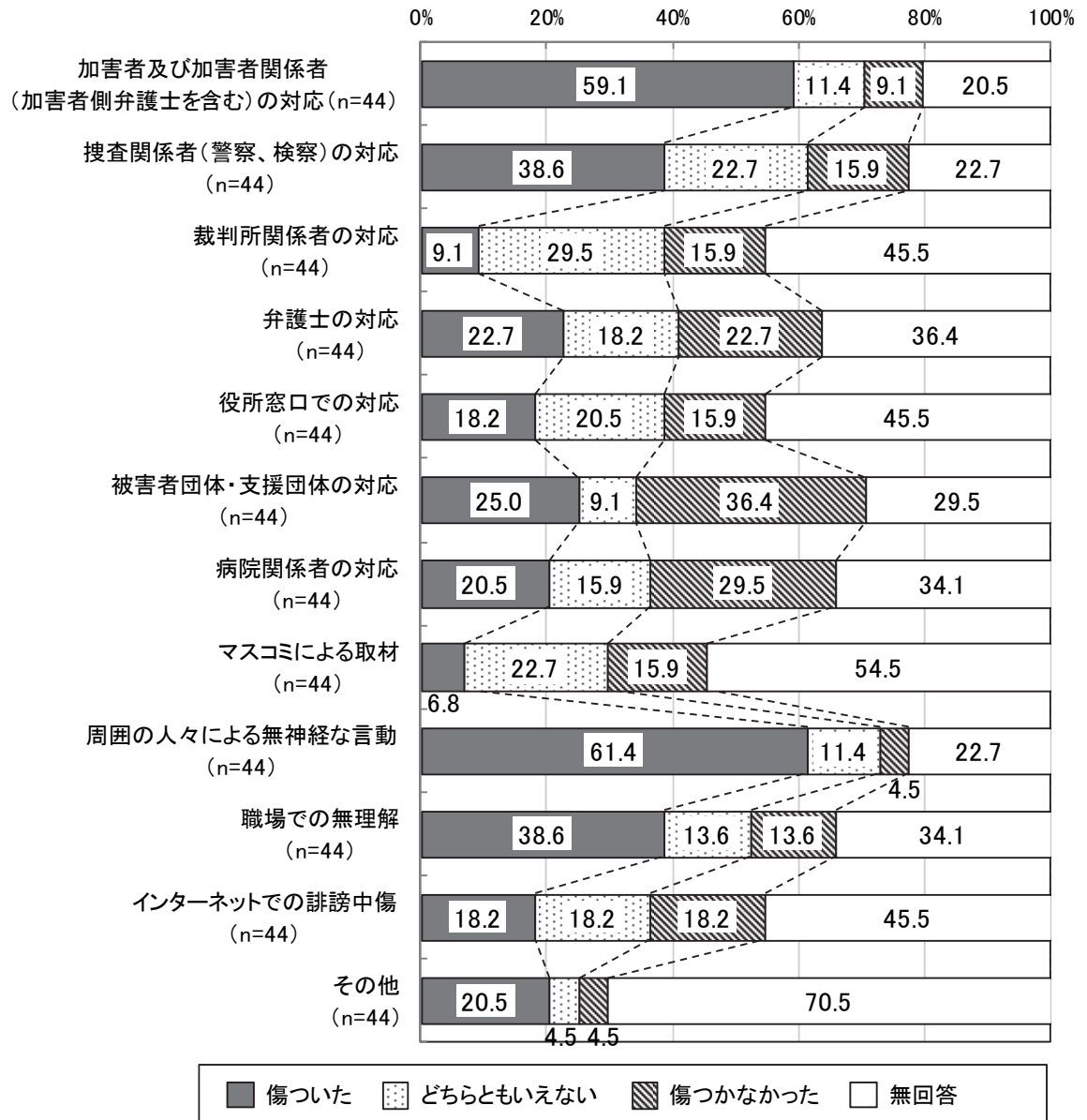
以上のことから、性犯罪・性暴力被害者の多くは、性的被害者のおかれた状況や行政機関・被害者支援団体の相談窓口・支援制度に対する世間一般の認識は低く、性的被害者の人権への配慮もされていないと考えていることが分かった。

(2)被害による心身への影響の大きさ

性犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族に対する調査では、被害遭遇後の心身の状況について、8割超が「PTSD(フラッシュバック、回避、過覚醒)」と回答している。また、「不眠」が6割を占めるほか、「感情まひ」、「食欲不振」、「疲労」、「過呼吸」は全て5割を超えており、被害による心身の影響の大きさがうかがえる。

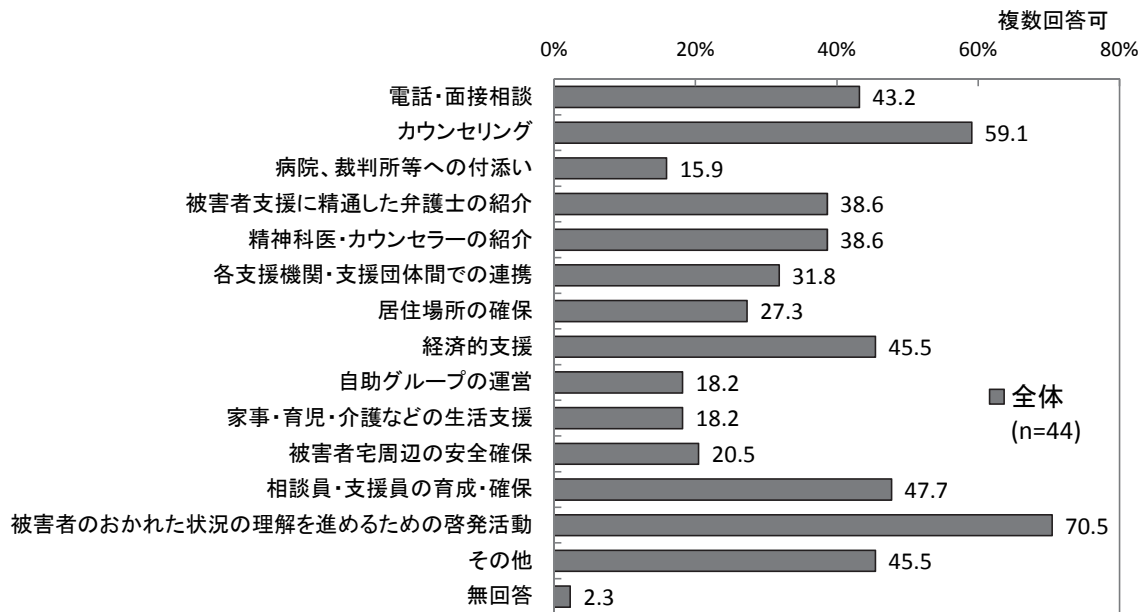


被害後の他人の言動・態度により傷ついたことについては、「傷ついた」は「周囲の人々による無神経な言動」が6割を超えており、被害者は加害者や加害関係者だけではなく、周囲の人々の言動によっても傷ついていることがうかがえる。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

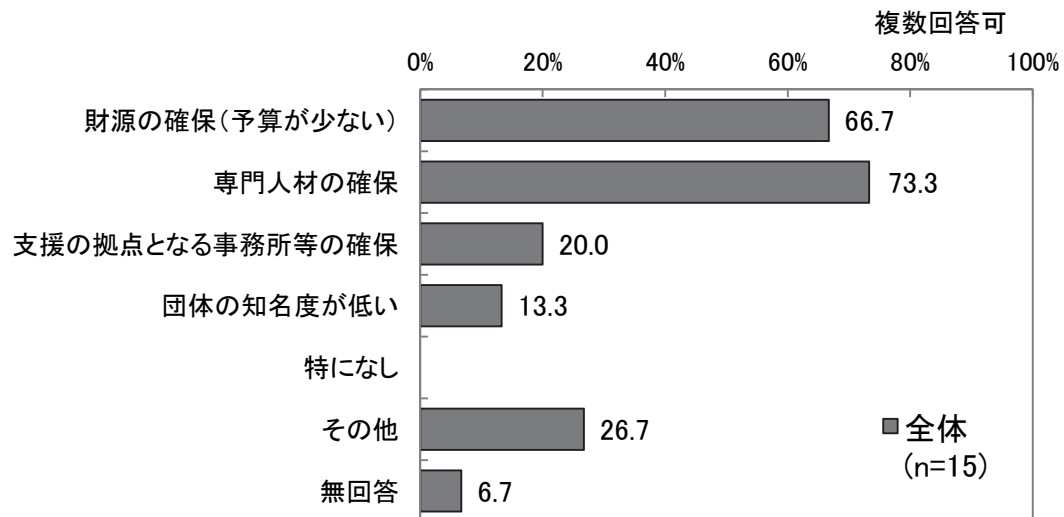
性犯罪・性暴力被害者が、被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が70.5%、次いで、「カウンセリング」が59.1%となっており、啓発活動やカウンセリングを求める声が多くなっている。



「被害者団体・被害者支援団体等に対する調査」

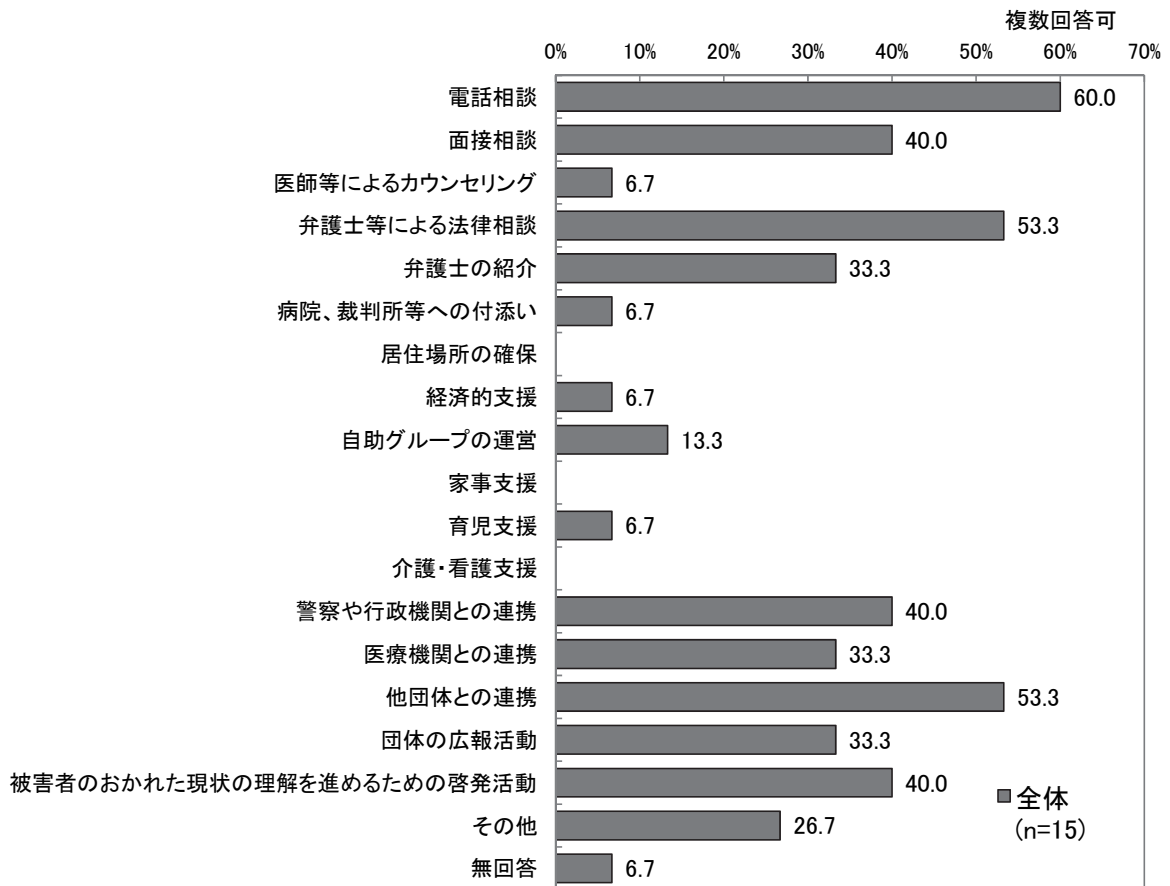
(1) 被害者の支援を進めていく上での課題

被害者の支援を進めていく上での課題については、「専門人材の確保」が73.3%と7割を超え、「財源の確保(予算が少ない)」が66.7%と6割を超えている。



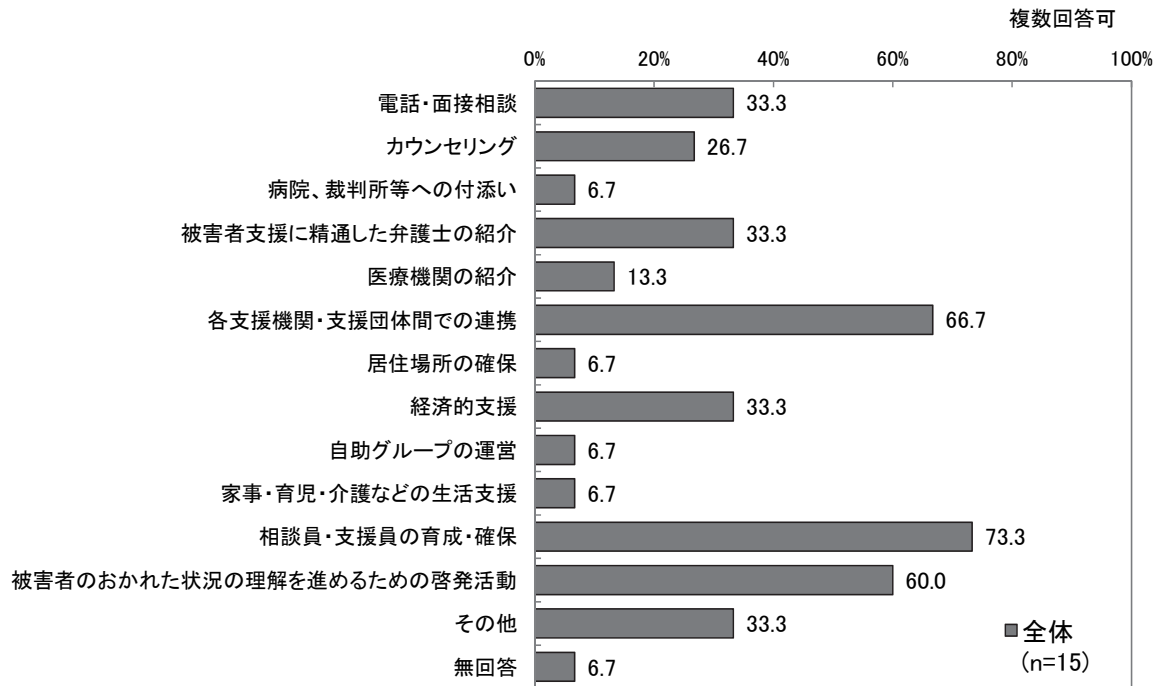
(2) 今後、力を入れていきたい支援内容

今後、力を入れていきたい支援内容は、「電話相談」が60.0%と最も多く、次いで「弁護士等による法律相談」と「他団体との連携」が同じく53.3%、「面接相談」と「警察や行政機関との連携」と「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく40.0%となっている。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

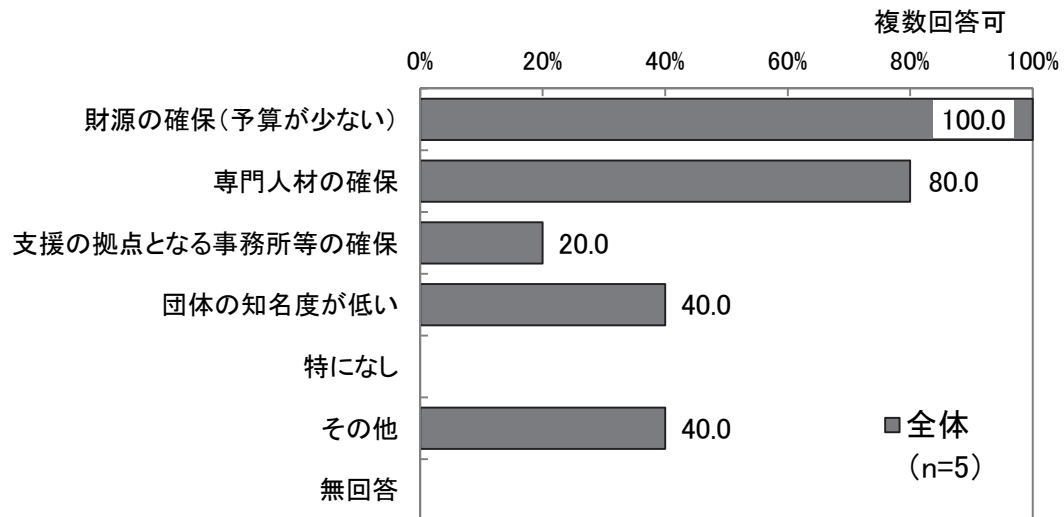
被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「相談員・支援員の育成・確保」が73.3%と最も多く、次いで「各支援機関・支援団体間での連携」が66.7%、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が60.0%となっており、「相談員・支援員の育成・確保」や「支援機関・支援団体間での連携」を求める声が多くなっている。



「性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査」

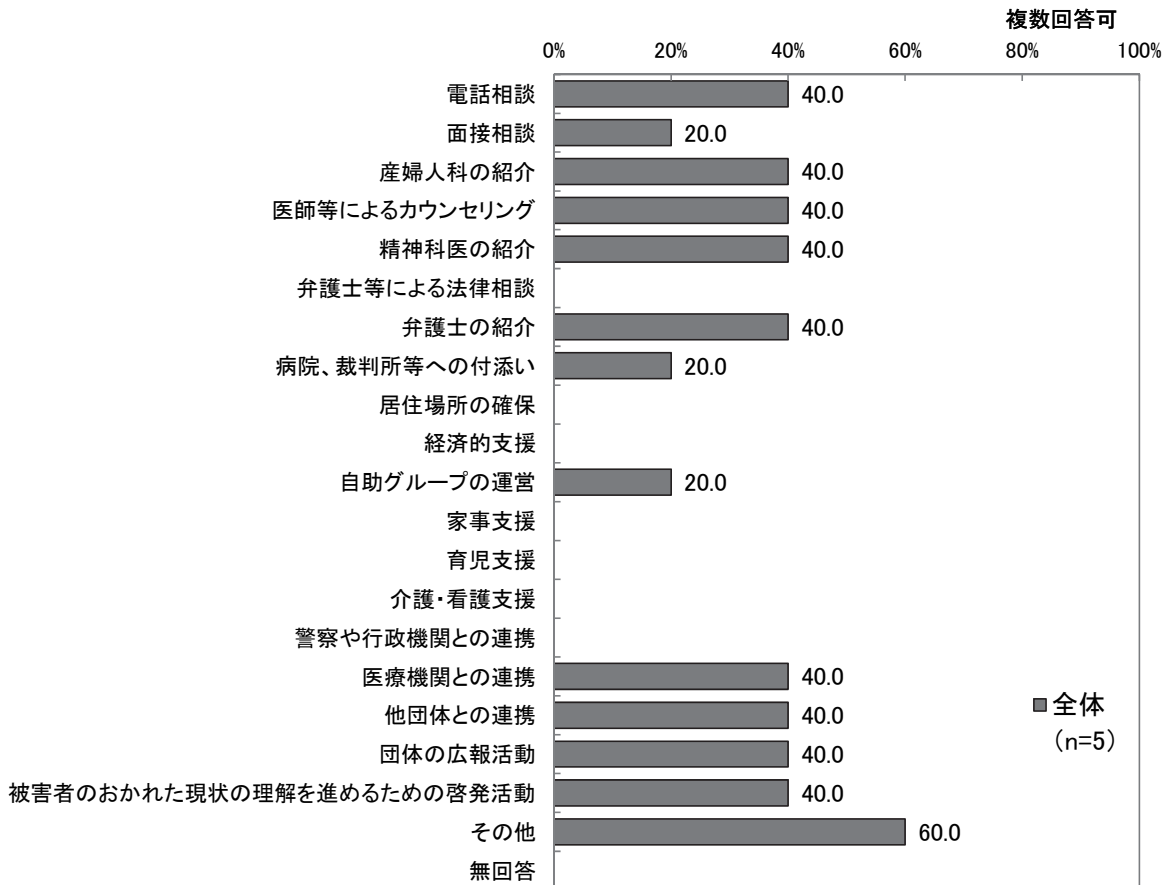
(1) 被害者支援を進めていく上での課題

被害者支援を進めていく上での課題については、「財源の確保(予算が少ない)」が100.0%、「専門人材の確保」も80.0%となっている。



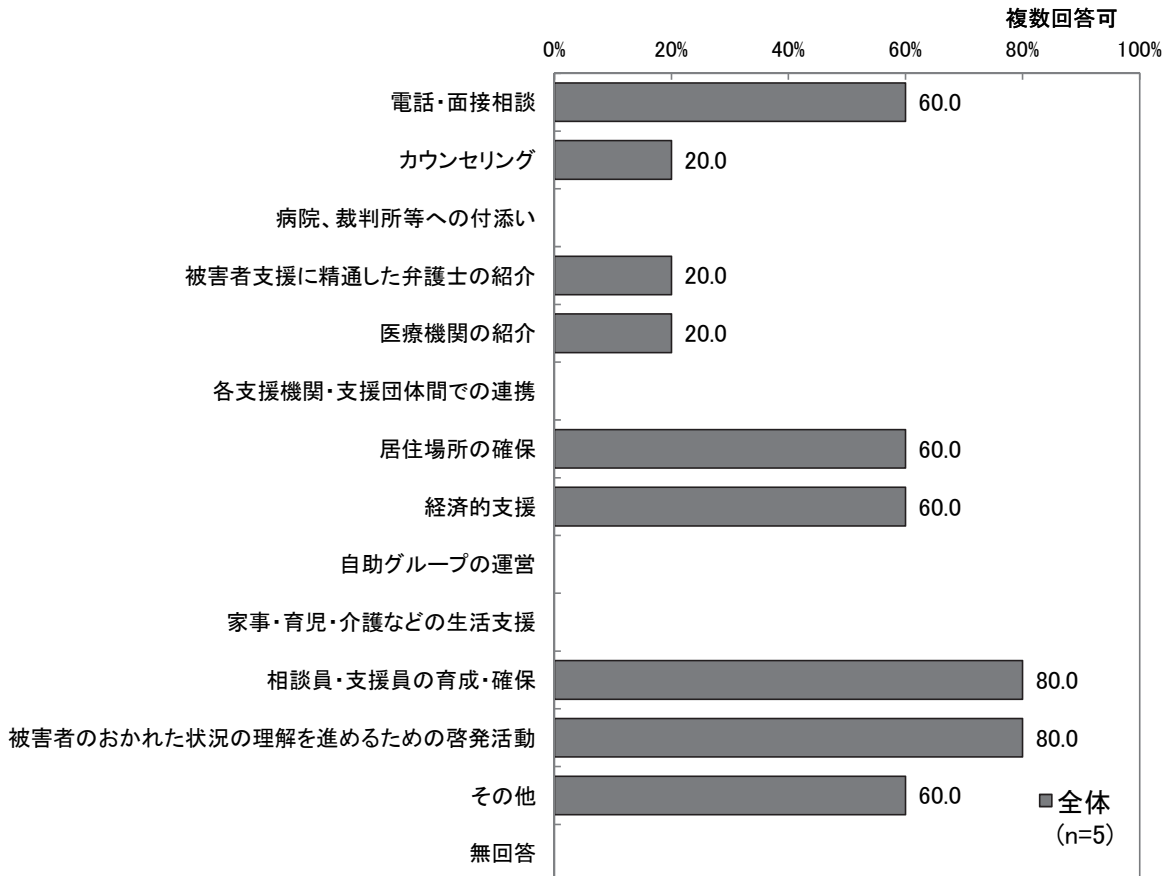
(2) 今後、力を入れていきたい支援内容

今後、力を入れていきたい支援内容については、「電話相談」、「産婦人科の紹介」、「医師等によるカウンセリング」、「精神科医の紹介」、「弁護士の紹介」、「医療機関との連携」、「他団体との連携」、「団体の広報活動」及び「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく40.0%と最も多く、次いで「面接相談」、「病院、裁判所等への付添い」及び「自助グループの運営」が同じく20.0%になっている。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

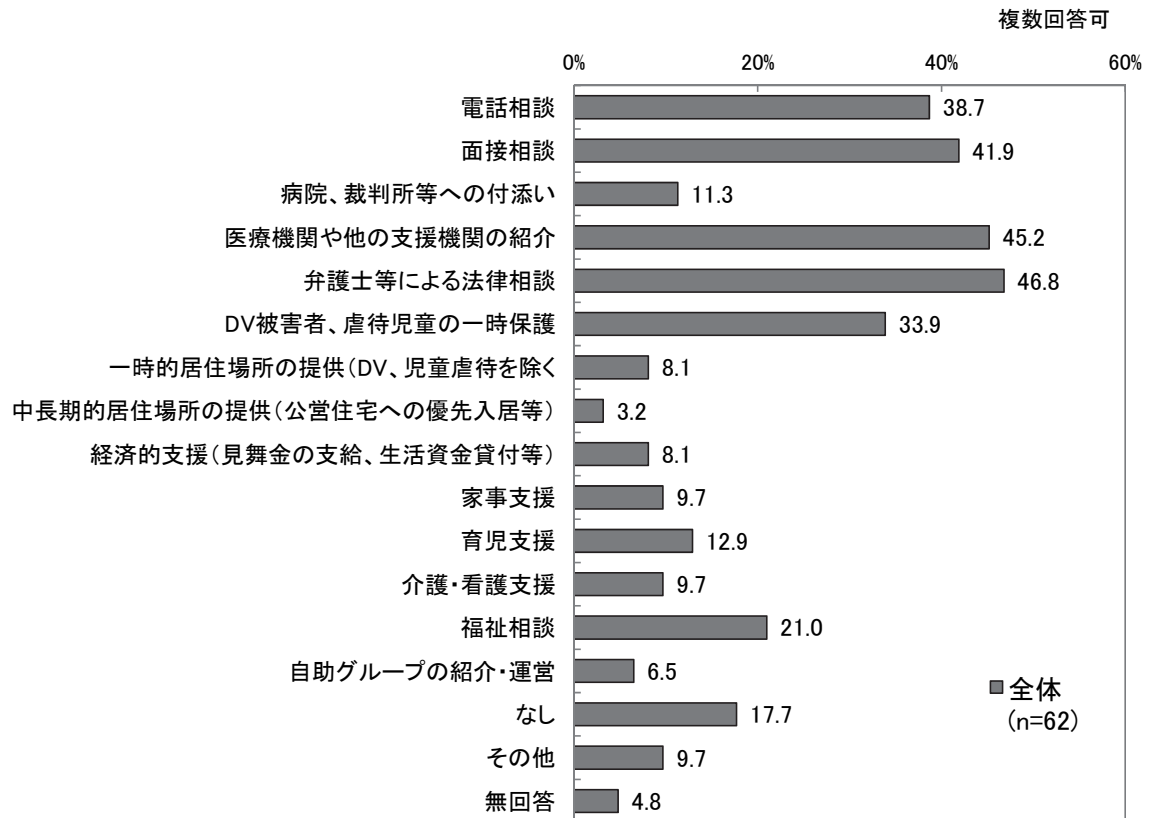
性犯罪・性暴力被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「相談員・支援員の育成・確保」及び「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が80%、次いで「電話・面接相談」、「居住場所の確保」及び「経済的支援」が60%となっている。



「区市町村に対する調査」

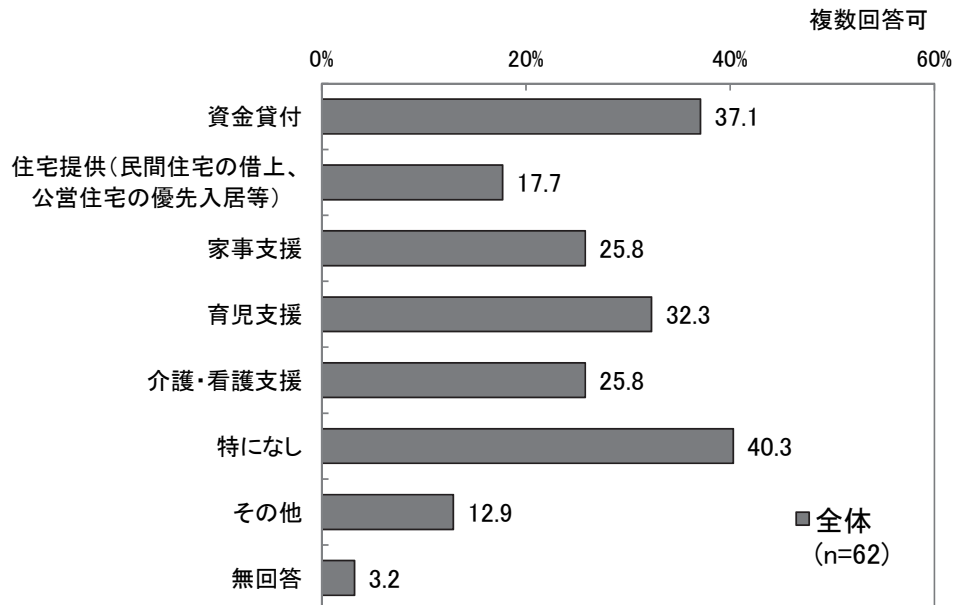
(1) 支援制度の具体的内容

区市町村が行っている支援の具体的内容については、「弁護士等による法律相談」が46.8%と最も多く、次いで「医療機関や他の支援機関の紹介」が45.2%、「面接相談」が41.9%となっている。



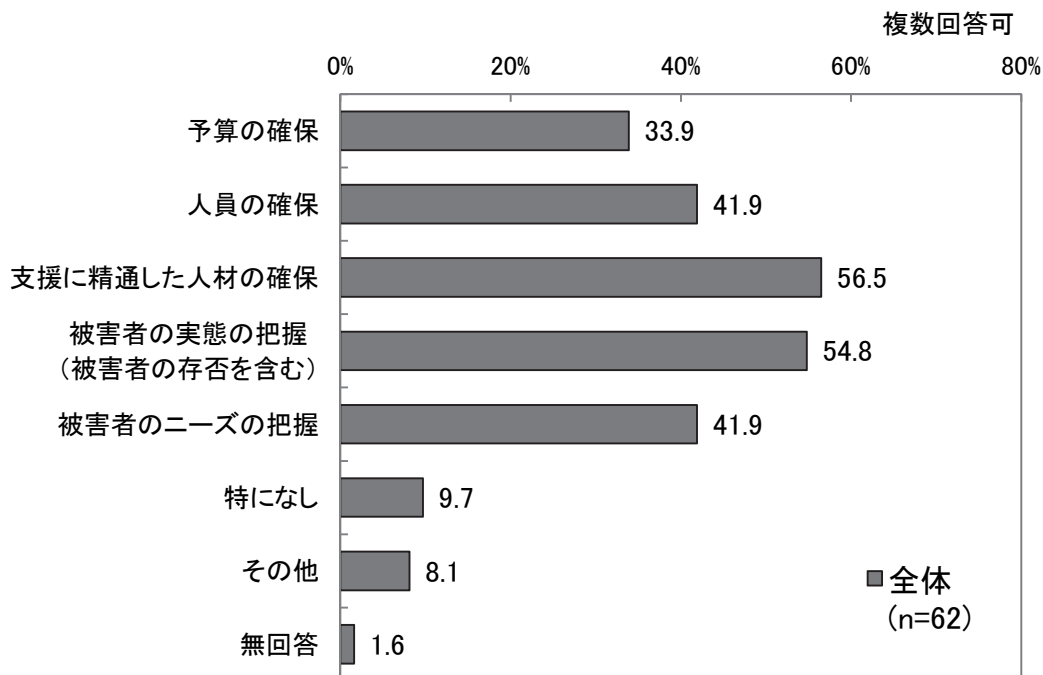
(2) 被害者が利用できる支援制度・事業

区市町村において被害者が利用できる支援制度・事業については、「特になし」が40.3%と最も多く、次いで「資金貸付」が37.1%、「育児支援」が32.3%となっている。



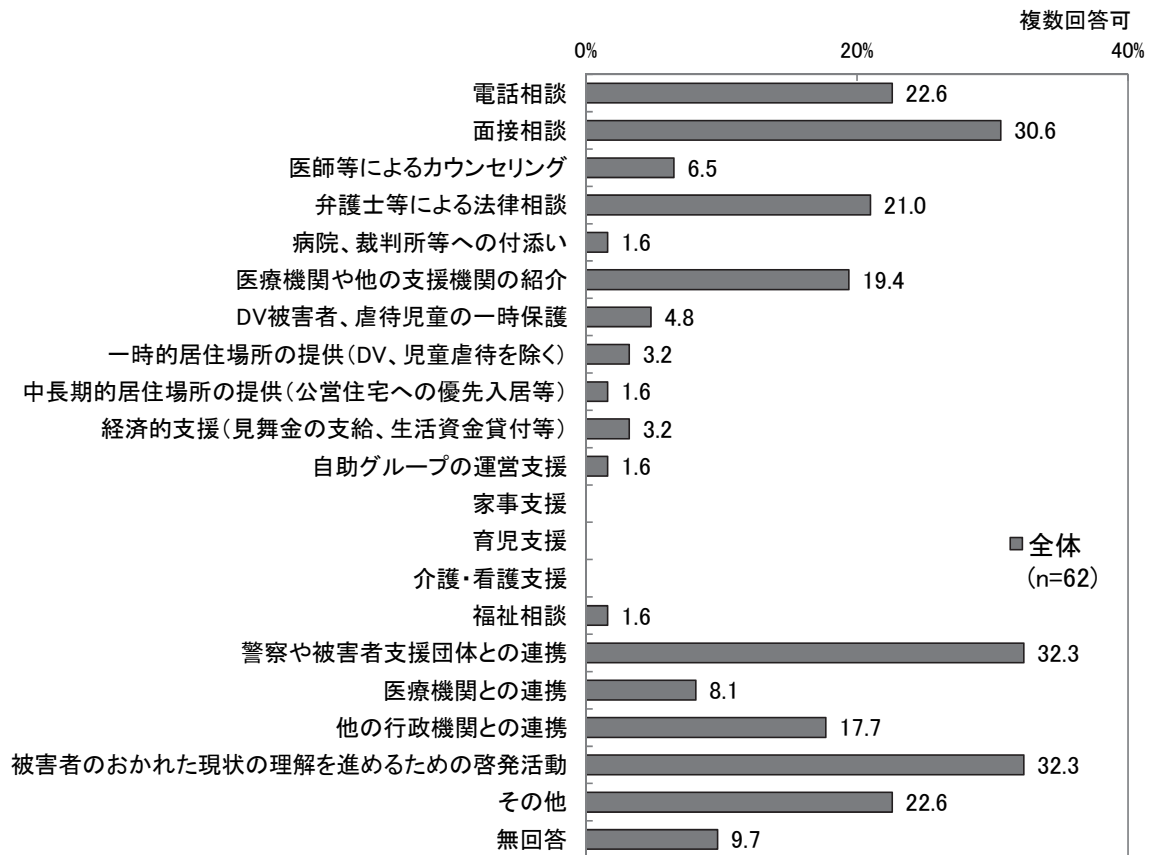
(3) 被害者支援を進めていく上での課題

被害者支援を進めていく上での課題については、「支援に精通した人材の確保」が56.5%と5割を超え、「被害者の実態の把握(被害者の存否を含む)」も54.8%と5割を超えている。



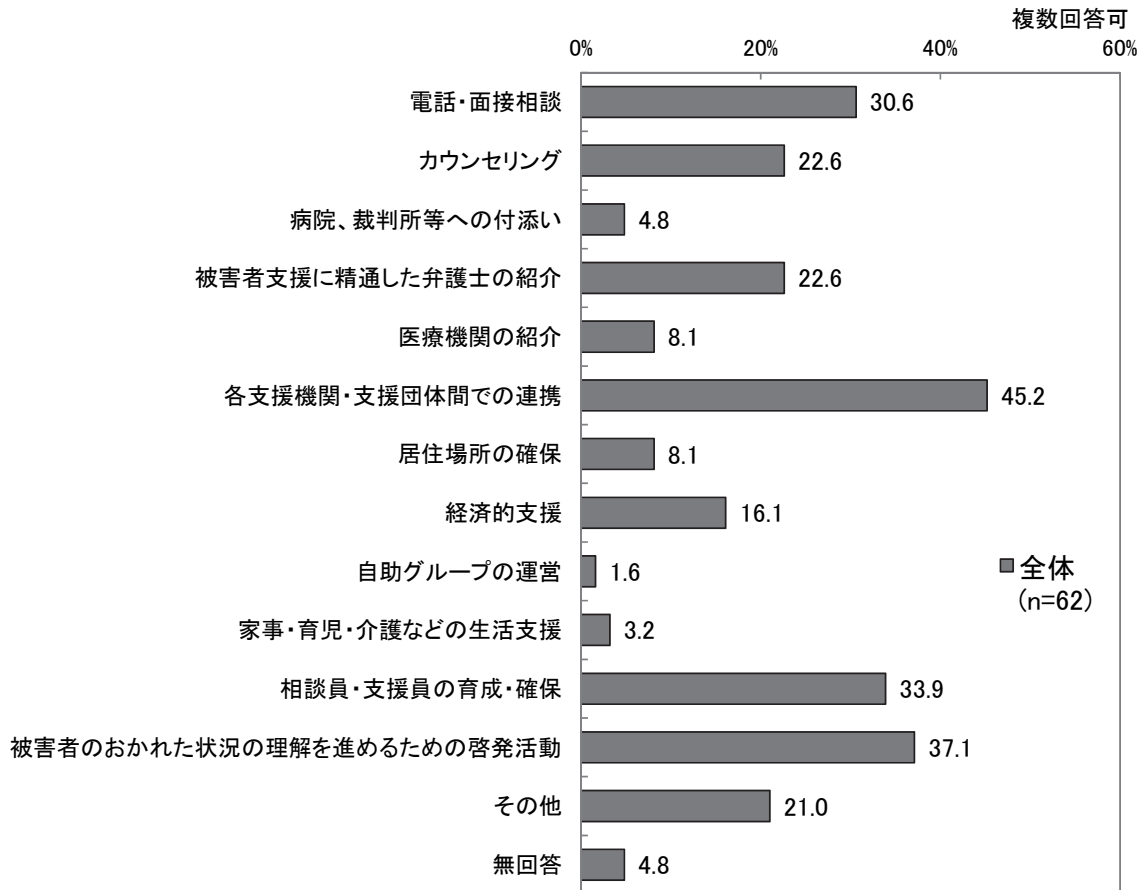
(4) 今後、充実させていきたい支援内容

今後、充実させていきたい支援内容については、「警察や被害者支援団体との連携」と「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく32.3%と最も多く、次いで「面接相談」が30.6%となっている。



(5) 今後充実させていくことが望ましいと考える支援

被害者支援を進めていく上で今後充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「各支援機関・支援団体間での連携」が4割を超え、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」と「相談員・支援員の育成・確保」が共に3割を超えている。



資料４－２ インターネット都政モニターアンケート 「犯罪被害者等支援について」（抜粋）

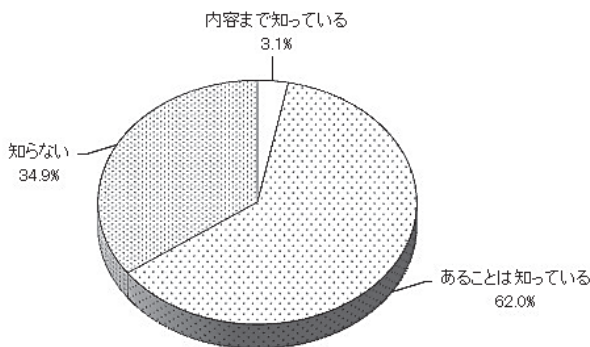
調査実施の概要

- 1 アンケートテーマ
「犯罪被害者等支援について」
- 2 アンケート目的
犯罪被害者等の置かれた状況や支援策の認知度、被害者等支援で望むことを調査し、新たな支援策の検討及び啓発活動の検討・強化のための一助とする。
- 3 アンケート期間
平成27年6月4日（木）正午から平成27年6月10日（水）正午まで
- 4 アンケート方法
インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力する。
- 5 インターネット都政モニター数
500人
- 6 回答者数
482人
- 7 回答率
96.4%

〔nは回答者数〕

「犯罪被害者等基本法」の認知度

Q1 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されていることを知っていましたか。 (n=488)



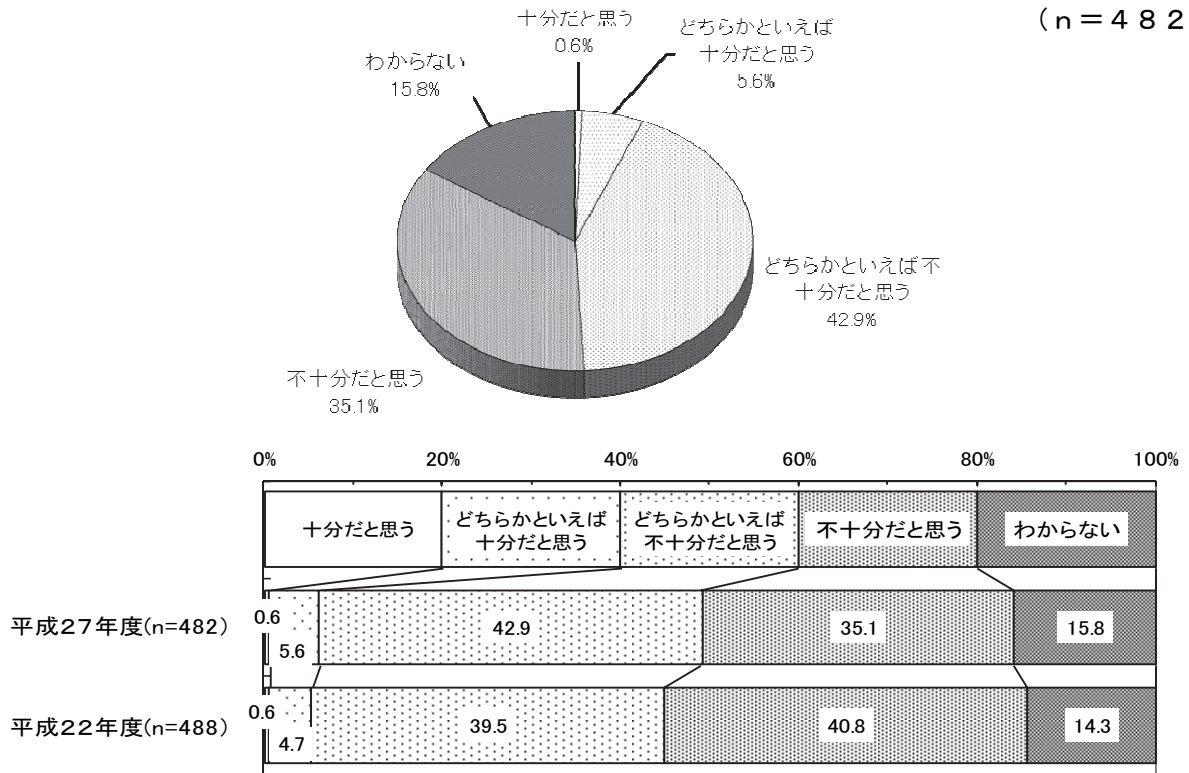
区 分	今回調査n=482	前回調査n=488
知っている (内容まで知っている+あることは知っている)	65.1%	70.5%
知らない	34.9%	29.5%

※前回調査＝平成22年5月実施「犯罪被害者について」

犯罪被害者等の権利の充足度

Q 2 我が国において、犯罪被害者及びその家族又は遺族の擁護、保障等の権利は十分だと思いますか。

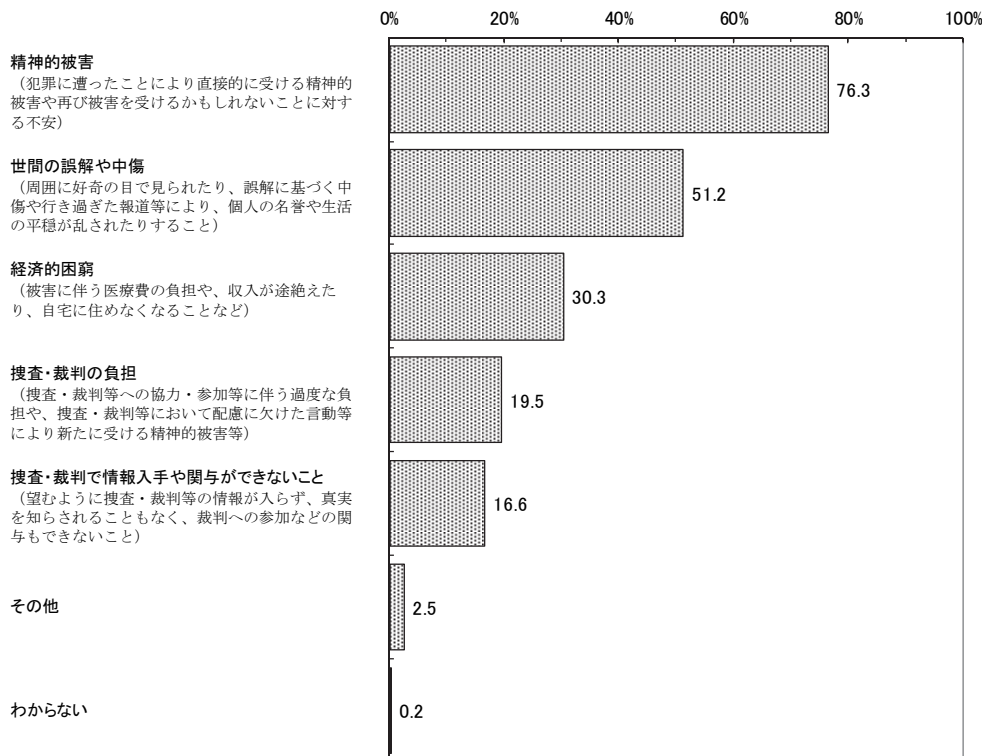
(n = 482)



犯罪被害者等の置かれた状況の認識

Q 3 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、犯罪によって生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった被害を受けます。あなたは、こうした直接的な被害のほかにもどのような被害や負担が生じやすいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

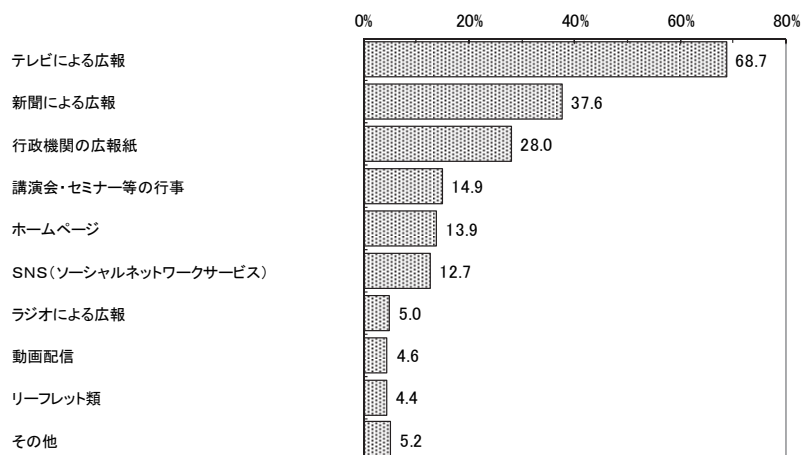
(n = 482)



犯罪被害者等の置かれた状況を知ってもらうための方法

Q 4 犯罪被害者及びその家族又は遺族が被害後に置かれる様々な状況について、より多くの方に知ってもらうために、どのような方法が効果的だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

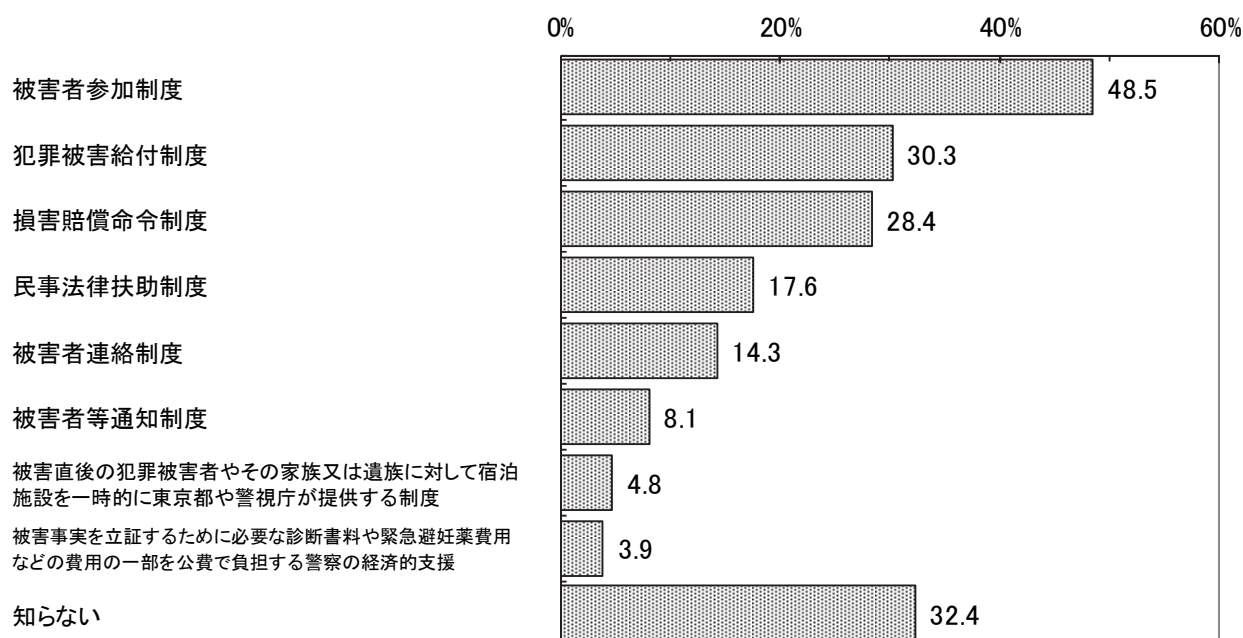
(n = 482)



犯罪被害者等への支援策の認知度

Q 5 犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して支援が行われていますが、次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。

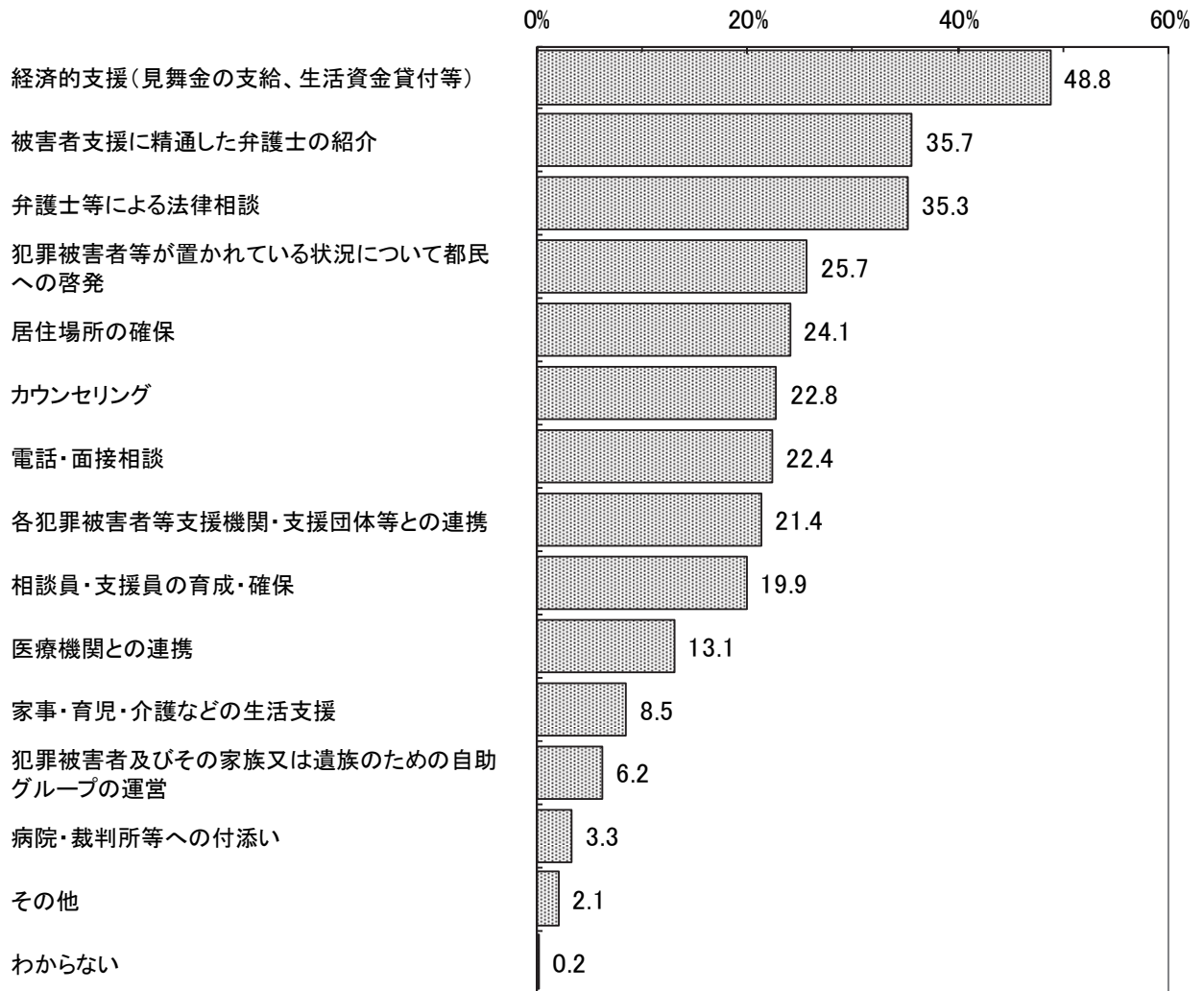
(n = 482)



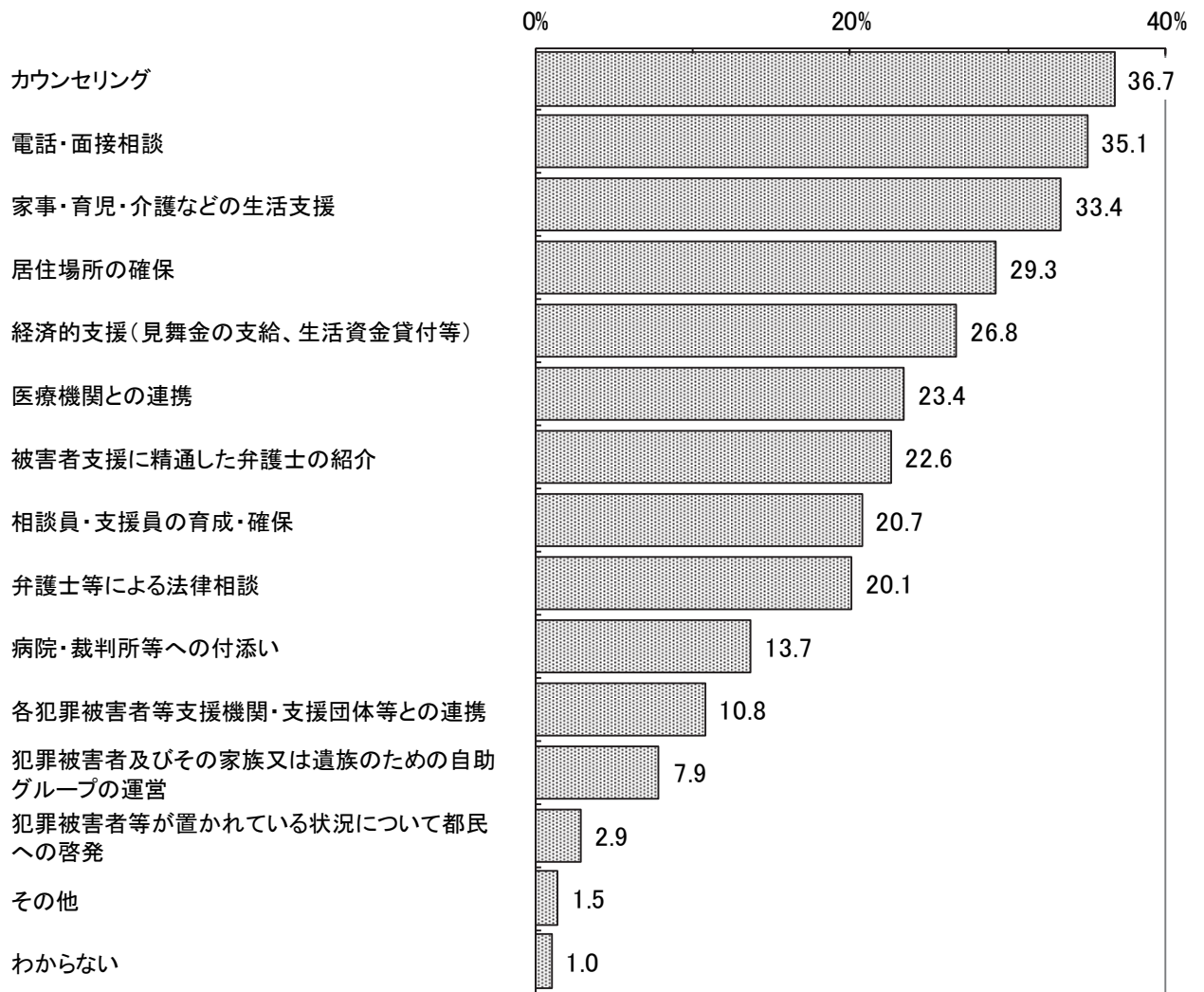
行政に望む取組

Q6 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族への支援策として、東京都や区市町村がどのようなことに取り組んでいけば良いと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から、東京都と区市町村それぞれ3つまで選んでください。(n=482)

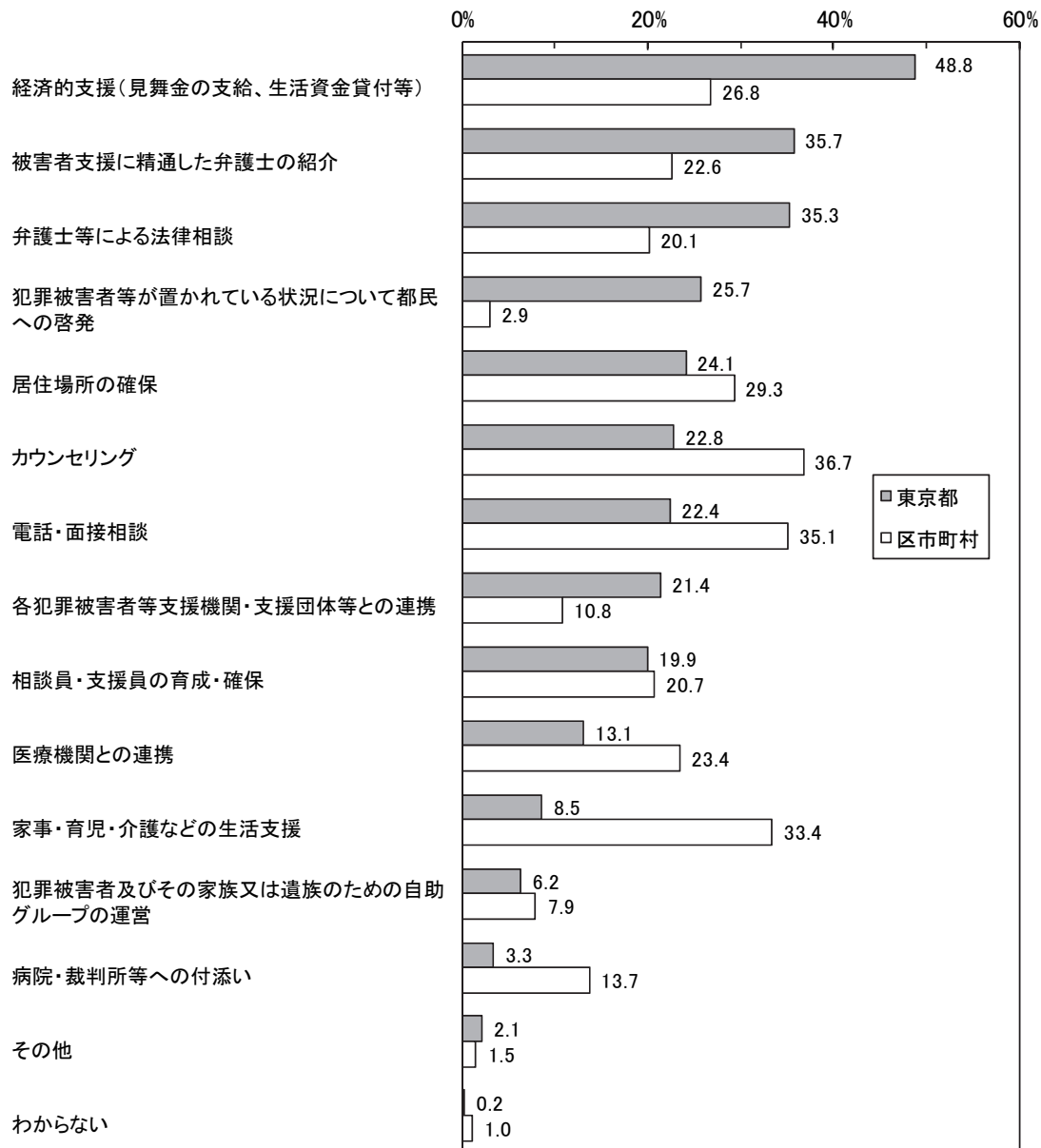
【東京都に望むこと】



【区市町村に望むこと】



◎ 参考 行政別（東京都、区市町村）に望む支援策の比較



犯罪被害者等支援についての自由意見

Q7 犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援や問題について、あなたのお考えをご自由にお書きください。 (n=455)

- (1) 犯罪被害者等への支援に関する意見 150件
- (2) 支援の普及啓発など行政に対する意見 121件
- (3) 犯罪被害者等の人権、プライバシー、報道に関する意見 98件
- (4) 相談窓口に関する意見 66件
- (5) その他 20件

資料5

東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

平成19年3月30日
18総人権企第655号
平成20年4月28日
20総人権人第28号
平成20年8月7日
20総人権人第167号
平成21年6月19日
21総人権人第115号
平成22年5月12日
22総人権人第72号
平成22年7月16日
22総人権人第160号
平成26年7月16日
26総人権人第422号

(設置目的)

第1 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東京都犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する総合的調整及び施策の推進に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること。

2 推進会議は、検討に当たって、犯罪被害者支援に関し知見を有する学識経験者等の意見及び助言を聞くものとする。

(構成)

第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に委員長を置く。委員長は、総務局理事（人権担当）をもって充てる。
- 3 推進会議に副委員長を置く。副委員長は、総務局人権部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員は、当該委員があらかじめ指定した者に、その職務を代理させることができる。

(会議)

第4 委員長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる職にある者以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(検討部会)

第5 推進会議に、推進会議の検討を補佐するため、次の検討部会を置く。

- (1) 支援プランに関する検討部会
- (2) 支援の連携に関する検討部会

- 2 前項の検討部会は、それぞれ別表2及び別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 委員長は、第1項の検討部会のほか、必要に応じて、特に重要な課題について検討を進めるための特別部会を置くことができる。特別部会の構成については、委員長が別に定める。
- 4 第1項の検討部会及び前項の特別部会（以下これらを総称して「部会」という。）に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 委員は、当該委員があらかじめ指定した者に、その職務を代理させることができる。
- 7 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、別表2及び別表3に掲げる職にある者以外の者に部会への出席を求めることができる。
- 9 部会長は、必要に応じて、部会内に分科会を置くことができる。分科会に関する事項は、部会長が定める。

（庶務）

第6 推進会議及び部会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

別表1（推進会議）

委員長	総務局	理事（人権担当）
副委員長	総務局	人権部長
委員	政策企画局	調整部長
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部長
委員	生活文化局	総務部長
委員	都市整備局	連絡調整担当部長
委員	福祉保健局	総務部長
委員	病院経営本部	経営企画部長
委員	産業労働局	総務部長
委員	教育庁	教育政策担当部長
委員	警視庁	犯罪被害者支援官

別表 2（支援プランに関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	政策企画局	調整部政策課長
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部総務課長
委員	生活文化局	総務部企画担当課長
委員	都市整備局	総務部連絡調整担当課長
委員	福祉保健局	総務部総務課長
委員	病院経営本部	経営企画部経営戦略担当課長
委員	産業労働局	総務部連絡調整担当課長
委員	産業労働局	雇用就業部計画調整担当課長
委員	教育庁	総務部人権教育調整担当課長
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

別表 3（支援の連携に関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	生活文化局	都民生活部男女平等参画課長
委員	都市整備局	都営住宅経営部管理制度担当課長
委員	福祉保健局	少子社会対策部計画課長
委員	福祉保健局	医療政策部医療政策課長
委員	福祉保健局	障害者施策推進部計画課長
委員	福祉保健局	保健政策部保健政策課長
委員	教育庁	指導部主任指導主事（人権教育担当）
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

資料6 犯罪被害給付制度の概要

《犯罪被害給付制度の概要》

◆ 犯罪被害給付制度とは

犯罪被害給付制度とは、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族や重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

◆ 犯罪被害者等給付金の種類

給付金には、死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。 (各給付金の詳細については、次ページ参照)

◆ 支給額

犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定されます。

ただし、犯罪行為によって被害を受けた場合でも

- 親族の間で行われた犯罪
- 犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合
- 労災保険等他の公的給付や損害賠償を受けた場合

などについては、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

犯罪被害者等給付金

重症病給付金

支給額（上限額：120万円）

負傷又は疾病にかかった日から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額

【支給を受けられる人】
犯罪行為によって重症病を負った被害者本人

◆重症病とは

療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。

障害給付金

支給額（最高額～最低額）

重度の障害（障害等級第1級から第3級までに該当する障害）が残った場合

3,974.4万円～1,056万円

それ以外の場合

1,269.6万円～18万円

【支給を受けられる人】
障害が残った犯罪被害者本人

◆「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規制で定められている。

遺族給付金

支給額（最高額～最低額）

生計維持関係遺族がいる場合

2,964.5万円～872.1万円

それ以外の場合

1,210万円～320万円

（第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額）

【支給を受けられる人】
亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

◆支給を受けられる遺族の範囲・順位

- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない犯罪被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹

（「警察庁資料」より作成）

登録番号 (27) 154

第3期東京都犯罪被害者等支援計画

～社会全体で支える支援の実現に向けて～

発行日 平成28年2月

編集・発行 東京都総務局人権部人権施策推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

TEL 03-5321-1111(代) 内線 25-827

FAX 03-5388-1266

印刷所 株式会社 まこと印刷

〒105-0001 東京都港区虎ノ門五丁目9番2号

TEL 03-5405-2050

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。